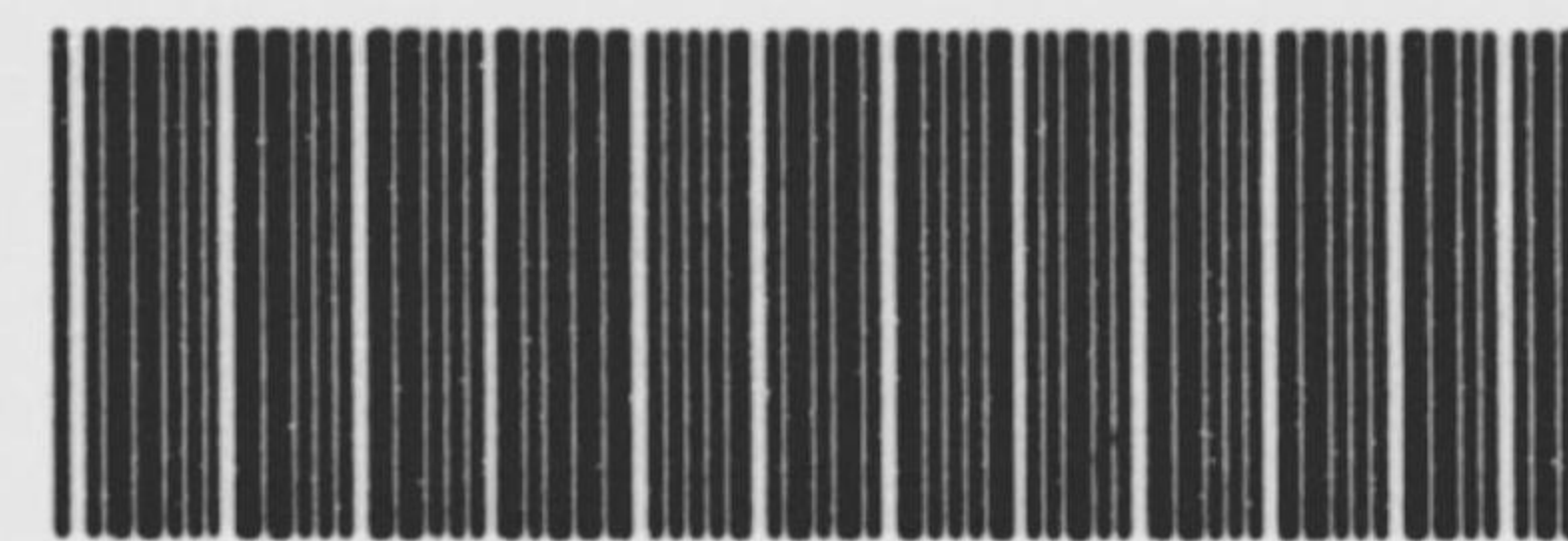


330  
65



\* 0043952000 \*

0043952-000

特232-775

孟子解義

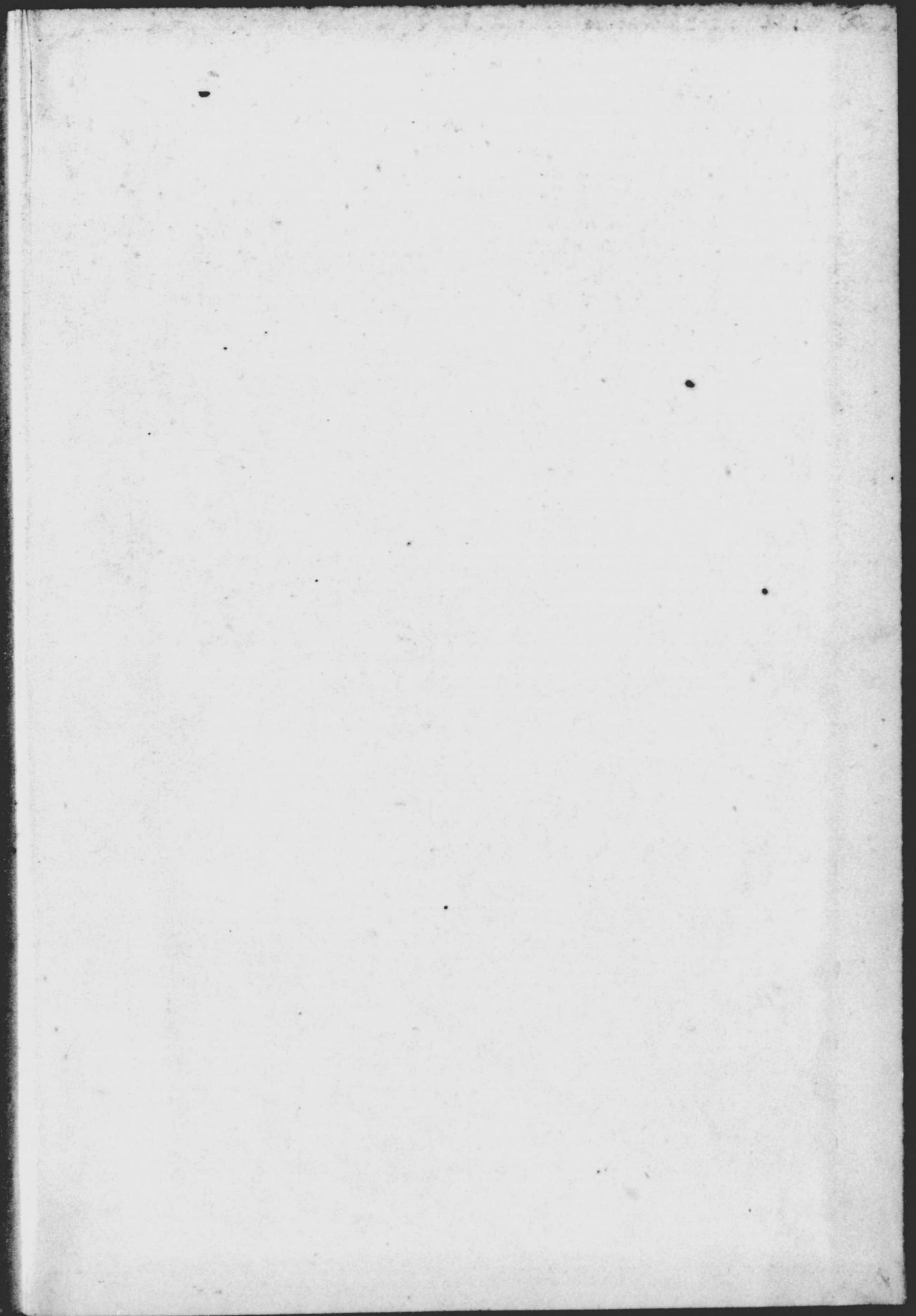
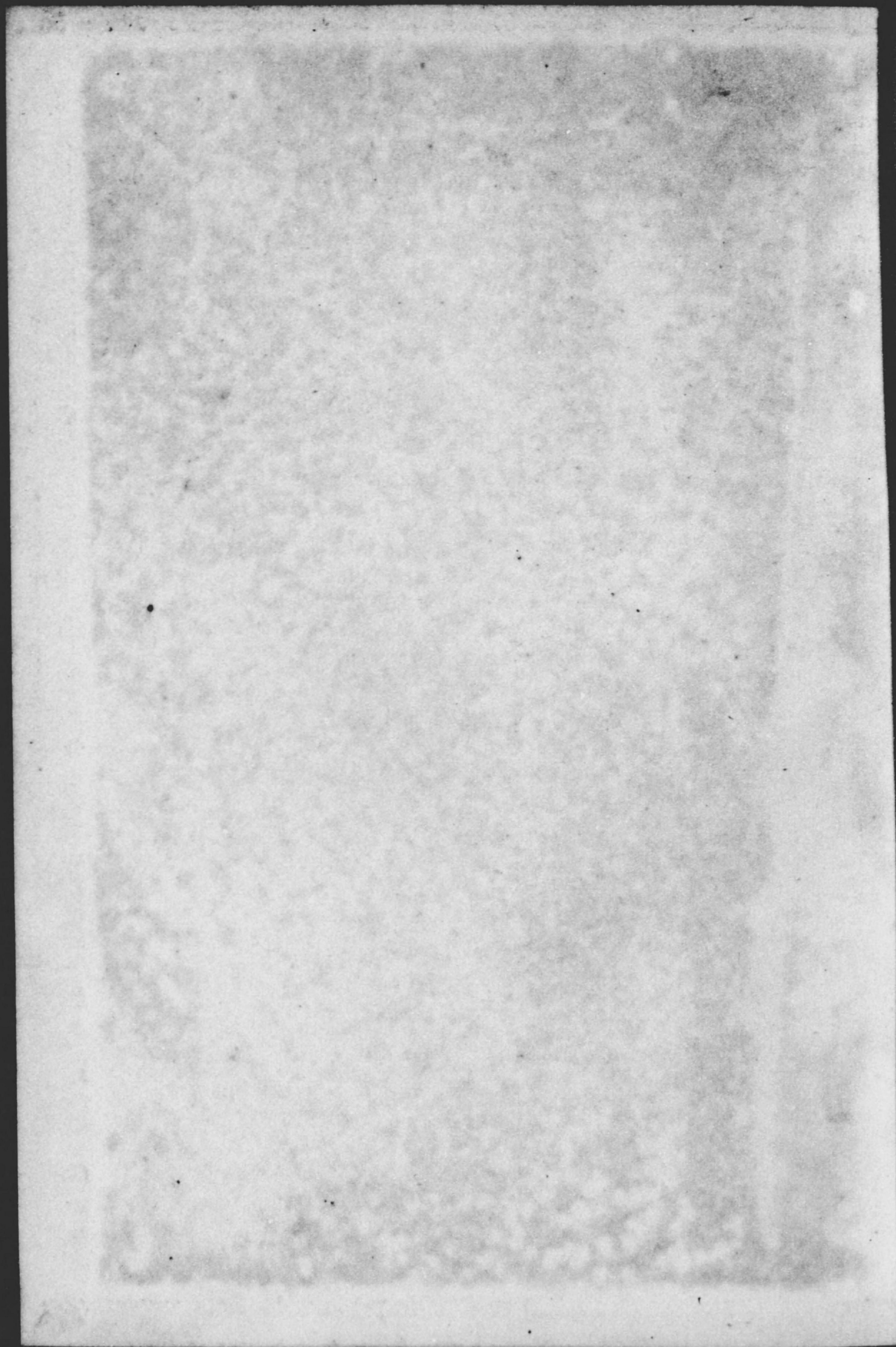
教育學術會・編纂

大同館書店

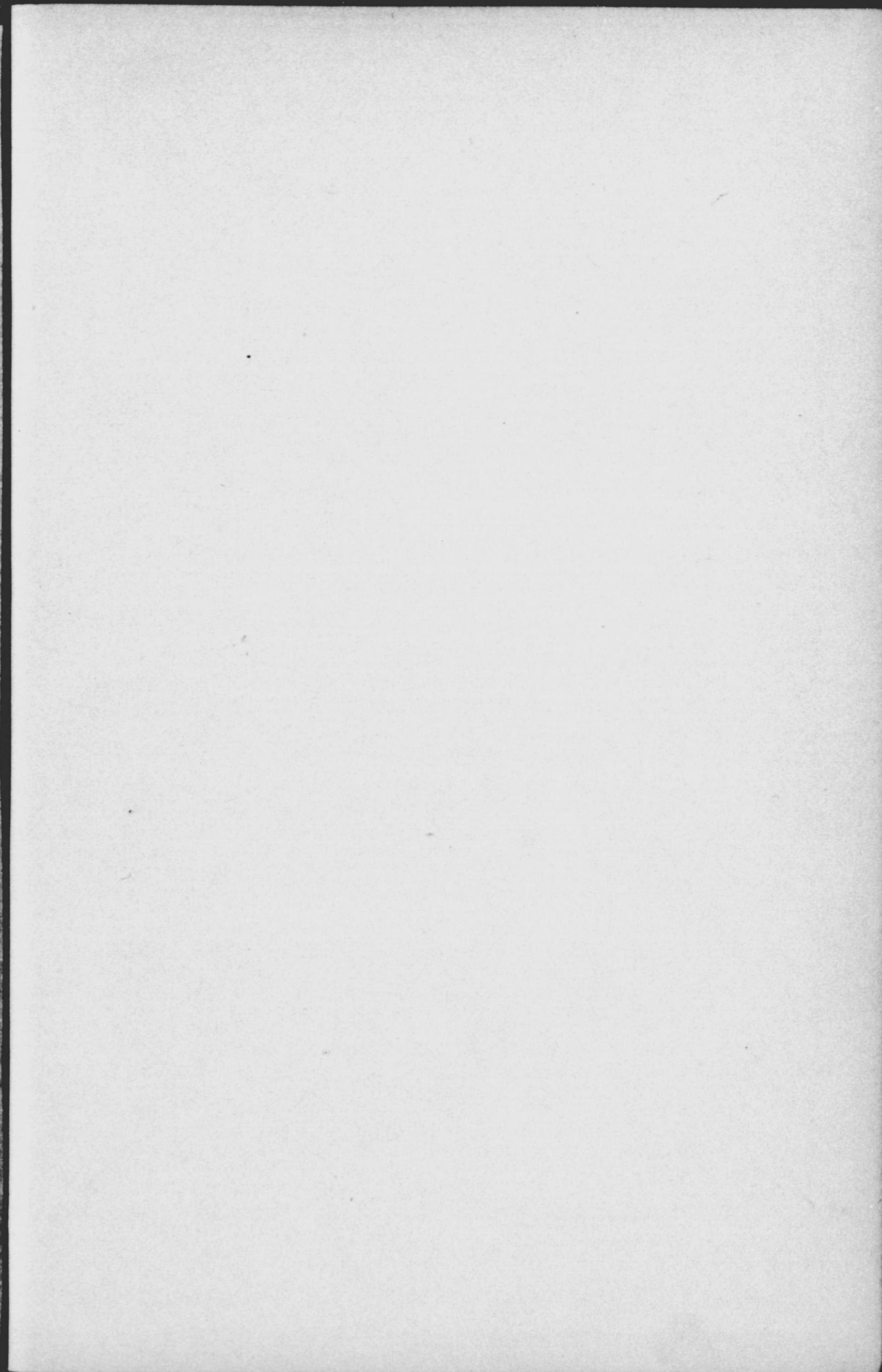
昭和5

AHE











特 232  
775



用 驗 受 檢 文

**義 解 子 孟**

纂 編 會 術 學 育 教

田 神 京 東

**版 藏 館 同 大**





## 序

本書は、既刊「文検受験用論語解義」の妹篇として公けにしたものである。「論語解義」は刊行以來漢文科・修身科受験者及び一般學生諸君の愛讀を受け、數版を重ね、今日尙ほ一層盛んに讀まれつゝある。當時、該書の序文にも既に書き記しておいたやうに、その間を置かずして本書も刊行せらるべき豫定であつた。ところが何しろ「孟子」の方は「論語」と違つて分量も大部であり、それに執筆者の身邊が多事であつたため、仕事が多量になかつた。かやうなわけで今日まで延引することになつたのである。讀者先づこれを諒せられよ。

かくの如くに、本書は、「論語解義」の妹篇故、その編述の體裁は、ほとんど全くこれと同様のものとした。即ち最初に「孟子」の解題や著者孟子その人の略傳・人物等の略述を試み、次ぎに本文に入りて梁惠王から盡心に至る各篇を講義し、かくて第三編に及んで「孟子」全卷の中に包攝せられてをる諸種の思想を闡明したることである。

講義の部に於ては、原文に句讀・返り點・送り假名を施し、次ぎに「讀み方」・「字義」・「義解」の三欄を



設けて、その形式内容を明かにし、また「思想的研究」の部に於ては、倫理思想、政治思想、心理思想、經濟思想、教育思想等、諸般の思想學說をあきらかにした。かくて最後に「孟子」思想の批評を試み、學者の便をはかることにしたのである。

本書の編述振りで「論語解義」と異なる點は、論語の方は原文を白文としておいたのを、この方ではこれを前にも述べたやうに句讀・返り點・送り假名を施して、以て初學者にもわかり易いやうにしたことである。これは讀者諸君からの希望に依つたものである。

最後に、本書の作稿者に就いて一言記すに、第二編「孟子講義」の部は茨城縣立江戸崎農學校教諭海老原勝氏、第三編「孟子思想研究」の部は秋田縣師範學校教諭兼附屬小學校主事森岡龜芳氏の筆に成ることである。それを本會に於ては、その萬全を期せんため、更に本會の主幹・顧問諸氏の閱を経て、以て上梓したことである。謹んでこれらの諸氏に感謝の意を表す。

昭和五年四月二十日

教育學術會識

## 孟子解義 目次

### 第一編 解題

- 一、孟子の題名及由來……………一
- 二、孟子の作者……………二
- 三、孟子各篇の内容……………三
- 四、孟子の要領……………六
- 五、孟子の略傳……………七
- 六、孟子の人物……………九

### 第二編 孟子講義

- 梁惠王章句 上……………一三
- 梁惠王章句 下……………五二



公孫丑章句 上……………九六

公孫丑章句 下……………一四〇

滕文公章句 上……………一七七

滕文公章句 下……………二一三

離婁章句 上……………二四九

離婁章句 下……………二八七

萬章章句 上……………三二二

萬章章句 下……………三五六

告子章句 上……………三八九

告子章句 下……………四二七

盡心章句 上……………四六八

盡心章句 下……………五一二

第三編 孟子思想研究……………五五二

第一章 孟子思想概説……………五五二

- 一、孟子思想系統……………五五二
- 二、孟子思想概説……………五五四

第二章 孟子の倫理思想……………五五八

- 一、性善論……………五五八
- 二、仁義論……………五七九
- 三、修爲論……………五九二

第三章 孟子の政治思想……………六〇〇

- 一、王道論……………六〇一
- 二、道德と經濟との調和……………六一二
- 三、民主思想……………六一五



第四章 その他の思想 …… 六二三

一、反性説 …… 六二三

二、善に関する思想 …… 六二四

三、愛に関する思想 …… 六二四

四、中に関する思想 …… 六二五

五、心理説 …… 六二六

第五章 孟子思想の批評 …… 六二八

一、倫理説批評 …… 六二八

二、政治説批評 …… 六三〇

— 目次 畢 —

# 文檢用孟子解義

## 第一編 解題

### 一 孟子の題名及由來

「孟子」の題名は其の作者の名によつて附せられたもので他に深い意味はない。それは恰かも荀況、莊周、韓非の書をそれぞれ荀子、莊子、韓非子と云ふが如く、これは孟軻の作なるが故に之に命名して「孟子」と言ふのである。

この「孟子」が所謂經書として世に尊重せられるに至つた所以をみるに「孟子」は元來宋代以前に於てはかの淮南子、管子、墨子等と共に所謂諸子類の中に入れられ、未だ經典として其の列に加つてはゐなかつた。しかるに宋の神宗の時代に王安石等の議によ



つて科擧の方法を改正し詩、書、易、周禮、禮記を大經とし論語、孟子を兼經としたのである。ここに於て「孟子」は一躍して聖經の列に入り、科擧の科目にも加へられることになつたのである。而して當時又一方に於ては程明道、朱子等は孟子に對する尊崇殊に厚く、孟子は實に堯、舜より禹、湯、文、武、周公の道統授受の直系なりとして之を表章した、就中朱子は道統授受の本源を明かにせんがために特に學、庸には章句、論、孟には集註を著はし、以てこれを所謂「四書」として公にしたのである。

## 二 孟子の作者

「孟子」の作者が誰人なるかに就いては大體二つの説をなすものがある。其の一は孟子及び其の門弟によつて編述されたものとするのであつて、其の二は全然孟子の弟子の著作となすのである。前者は司馬遷の説であつて其の著「史記」に於て「孟子退きて弟子萬章等と共に書七篇を著はす」と記され、朱子、郝敬、閻若璩等はこれに贊同してを

る。後者は韓愈（字は退之）、林慎思等の説である。其の理由とする所は書中孟軻自身の言つたことを「孟子曰」として「子」の字を加へてをること。及び梁惠王下篇に自ら孟子と稱し魯平公に諡を書する等のあるからである。と。

けれどもこの第二の説は必ずしも第一の史記の説を排するの理由とはならない。何故ならば孟子及び萬章等の作なりとするも孟子の没後これを公にするに際し、門弟によつて校訂追書せられたものと見ることも出來、且つ又其の文章、内容によつて窺ふときは孟子の作なりと認めらるべき點が多々あるからである。故に「史記」の説を正當とすべきである。

## 三 孟子各篇の内容

「孟子」の書について「史記」は孟子七篇を認めて他を信じないが、漢書の藝文志には孟子十一篇ありとして各々見る所を異にしてをる。これは蓋し「孟子」には内篇七篇、外



篇四篇あるが故に前者は内篇のみを認め、後者は内外兩篇を合せて言つたものであらう。けれども今日傳はるところの外篇四篇が直ちに當時のそれであると云ふことは速断することが出来ぬ。それは史記、說苑、法言、塩鐵論等兩漢の書に引ける孟子の語であつて、今本に無きに徴しても見ることが出来る。故に今の所謂外書四篇は恐らくは後世の僞作であらうと言はれてをる。

後漢の趙岐は「孟子」の最初の註釋を施し七篇を上、下に分つて十四篇とした。これを古註と云ふ。朱子の孟子集註は主としてこれによつたものである。その七篇及び内容を示せば大様次の如きものである。

第一、梁惠王篇上、下。本篇は主として梁惠王、齊宣王、滕文公との問答であつて王道の要、保民、仁術を述べたものであつて、政治の方面に關することである。

第二、公孫丑篇上、下。本篇に於ては仁、義、禮、智の根本である四端を説き、浩然之氣を論じ、王霸を説き、孔子の徳を讃へてをる。

第三、滕文公篇上、下。本篇は堯舜の仁政を讃へ、孔子の道、聖人の制度を説き、大丈夫の態度を論じ、楊墨の邪説を排撃するにつとめてゐる。

第四、離婁篇上、下。本篇は仁義を論じ、至誠を述べて誠は天の道、誠を思ふは人の道なりと論じ、又權道、大孝に就いて述べてある。

第五、萬章篇上、下。本篇は堯舜禹湯孔子其の他の古人に就いて聖賢の出處進退について論じ、又舜の孝道を賛し、孟子自らが先覺者として斯民を覺醒せしめるの強き信念を披瀝したものである。

第六、告子篇上、下。本篇は性善論に就いて痛快に論じ、仁義を説き、政治道德を論じ、又養心寡慾について述べたものである。

第七、盡心篇上、下。本篇に於ては良知、良能、三樂を論じ、厚生之道を説き、國家論に於て民本主義を高調したものである。



## 四 孟子の要領

「孟子」は孟子と梁、齊、滕等の諸王侯との問答、或は機にふれ、折に臨んで弟子との討論を編述したものなるが故に、其の思想が一卷一篇を通じて、整然と組織立てられたものではない。それは各篇の大様を見ても解るやうに同じ思想が重複せられた箇所も少くない。

併し全體を通じて一貫した思想のあることは言ふまでもない。それは詮じつめて言へば儒教の根本思想たる「修己治人」に外ならぬのである。而して孟子は更にこの思想を發展せしめたものであつて、今これを要約すれば第一、性善論より出發して四端擴充説、仁義禮智論に及び、修爲論に至つて修己の根據と方法とを明かにし、第二、政治の理想王道を論じ、其の方法としては仁政、保民、即ち民の安らかなる養生送死を念として以つて治人の實を擧げやうと云ふのである。

## 五 孟子の略傳

孟子名は軻、字は子輿或は又子車、一説に又子居とも云ふ。鄒（今の山東省鄒縣、魯と相鄰接す）の人であつて、其の祖先は魯の公族孟孫氏の後裔であらうと云はれてをる。蔡孔斨の「孟子譜」によれば孟子の生年は周烈王四年己酉年四月二日（孔子卒後百七年後にあたる）とあるが、これには異説多く他に定王三十七年、定王三十一年、安王十七年等の諸説がある。我が宇野博士は烈王四年説を採り、服部博士は周安王十七年説を主張してをられる。

幼にして父を失ひ、慈母三遷の教養を受け稍長ずるに及んで學を子思の門人に受けた。（こは史記の説であるが劉向は孟子は學を子思に受けたと言つてをる。けれ共史記の説が正當と認められる）。年四十に達して鄒の穆公に仕へ、五十にして梁に遊び、久しからずして梁を去り、六十にして齊宣王の客卿となり、ここに留ること約十年。この時に



慈母を喪つたために齊を去つた。鄒に歸つて只管弟子萬章等と共に唐虞三代の道を後世に傳へんがために詩書を序し、仲尼の意を述べて世を去つた。其の卒年赧王二十六年正月十五日。齡八十四歳。生年の異説あるにもかかはらず、其の卒年は衆説の一致する所である。

當時世は周の末年で戰國時代、亂世の極にあつた、秦、楚、燕、齊、韓、魏、趙の七  
大雄國は自國の富強を競ふて互に相攻伐し、異端横行、權謀術數行はれて先王の大道陵  
夷し、人倫は頽廢し、堯舜禹湯文武周孔の業將に湮滅してその影を沒せんとする秋であ  
つた。この秋にあたり、孟子は王道、仁義の大旆をふりかざして、破邪顯正以つて王侯  
を説伏し、四民をして塗炭の苦より救はんとしたのである。然るに孟子時に容れられず  
諸侯又其の説を迂遠なりとして斥け、遂に彼の理想を實現せしめることが出来なかつ  
た。大賢人の不遇また慨すべきである。

## 六 孟子の人物

孟子梁の惠王の問に對へて「王何ぞ必ずしも利を曰ひ、亦仁義あるのみ」と云つて功  
利のための功利を排し、仁義に最高價値を認めて、王道實現に努力したあたり、孟子は  
實に偉大なる理想主義者である。當時世は亂麻の如き戰國時代であつて各王侯は己が富  
國強兵のために互に攻略をこれこととし、天下は修羅場であつた。而してこれと同時に  
思想界、精神界に於ても異端横行又一大戰國時代の觀を呈してをたつたのである。即ち楊  
朱、墨翟の徒の言を始めとして、道家の思想、蘇秦、張儀の從横説、用兵攻伐を主とす  
る兵學家、商鞅の農本主義、法治主義を稱へる法家等混亂の時代にあつて、孟子は不羈  
獨立述べるに唐虞三代の道をもつてし、仁義王道をもつてし、異端を排撃し自ら任ずる  
に大丈夫、先覺者を以つてし、天下の民を濟ひ覺醒せしめるものは我れを措いて他なし  
の強き信念を所有してをたつた。而して不仁不義は寸毫の假借するところなく、邪惡を破



り、正善を顯揚せんとする其の峻烈なる態度は實に孟子獨特の個性を表明せるものと言ふべきである。而して孟子は事にあたるや熱誠、操守鞏固にして、決して時流に阿り、功利のために主義を曲げることはしなかつた。當時游説の士多くは自らを賣るに急なるに、孟子は出處進退必ず義をもつてし、自ら自らを枉げるものは人を直くすべからずとして時勢に超然たるあたり實に孟子は義の人である。彼をして遂に世に容れしめなかつた所以もここにあるのである。さは言へ孟子は決して獨善主義、隱遁的君子ではない。仁義、王道の實現のためには一日として寧處の暇なき積極的、活動的君子であり政治家であつたのである。

### 〔参考〕 孟子の功及人物

「孟子の功」。程子曰く孟子聖門に功有る、言に勝マツふべからず、仲尼只々一箇の仁字を説く、孟子口を開けば便ち仁義を説く、仲尼只々一箇の志を説く、孟子便ち許多の養氣を説き出し來る。只々此の二字其の功甚だ多し、又曰く、孟子大に世に功ある其の性善を言ふを以てなり。又曰く、孟子性善、養氣の論、皆前聖の未だ發せざる所なり。又曰

く、學者全く時を識るを要す。若し時を識らざれば、以て學を言ふに足らず、顔子陋巷に自ら樂む、孔子の在すあるを以てなり。孟子の時の如き、世既に人なし、安ぞ道を以て自ら任せざるべけんや。

「孟子の人物」。孟子此の英氣あり、才ツツカに英氣あれば便ち圭角あり、英氣甚だ事を害す。顔子の如き便ち渾厚同じからず、顔子聖人を去る只毫髮の間のみ、孟子大賢、亞聖之次なり、或は曰く英氣何の所に見はるるか。曰く、孔子の言を以て之を比せば、便ち見るべし、まさに氷と水の精との如し、光らざるにあらず之を玉の自ら是れ溫潤含蓄の氣象あるに比すれば、許多光輝なきなり。

### 〔参考〕 孟子の人物

網島榮一郎氏曰く、孟子は博辯雄偉、氣象豪邁、居常天民の先覺者を以て自ら任じ、今の時堯舜三代の道を宣べて天下を濟はんものは、我を措いてまた誰かあると云ふ如き一種の意氣抱負を以て王侯を藐視し、楊墨を排撃し、王を揚げて霸を卑しめ、仁義を貴びて功利を斥け括然として富貴も之を淫する能はず、貧賤も移す能はず、威武も屈する能はざる大丈夫を以て自ら居たのである。彼れは枯淡なる道學先生ではない、消極的君子でもない。落々たる活氣人を壓する活動的偉人である。世道人心の改善のためには、一日も寧處せざりし獻身的義人である。彼れは君子にして一面政治家の面目を備へ、義人にしてまた多少の權道をも説いたのである。程子曰く「孟子には些の英氣あり」と言つたのは、確評である。孟子は粹然たる含蓄の孔子に比して明らかに圭角がある。孔子が仁の徳に潤ふ玉ならば、孟子は義の光に輝く劍である。



孟子の言葉に鬱勃たる道徳上の自尊心が常に溢れてをる。彼は常に孔子を理想の聖人として「願ふところは則ち孔子を學ばん」と言ひ、又「生民ありてこのかた、未だ孔子あらざるなり」とも言つて、一意孔子を慕ひ學んだのである。但し彼れと孔子との性格の右述べたが如き一種の差異ある理由は、一にはこれを時代の變遷の影響とも見ねばならぬ。孟子の時代は孔子を去ること百有餘年、春秋時代に尙ほ存してゐた周の禮文の遺芳も、最早名残りなく地に委してしまつて、世は方に合縱連衡これこととする、戰國時代に入つたのである。ただに政治上のみではない、思想上に於ても亦異説が交々起つて、未曾有の戰國時代を現出したのである。孟子此の秋に出でて、一面には生民の塗炭を救はんがために霸道を撃つて王道を布き、他面には聖統の學を傳へんがために、異端と闘ひて王道を述べたのである。其の態度の自ら折伏的健闘的となる、己むを得ぬのである。抱負はやがて氣焰となり、氣焰はやがて雄辯となる。「孟子」七篇の文辭、波瀾もあり、光彫もあり、喻品に富み、詞藻は靡かに、而して、これを貫くに理義の精核を以つてせる。雄健浩渾、一種禦ぐべからざる勢がある。但だ孟子は餘りに譬喩的言論に巧みなりしが故に、時に論理の精を害して一種の詭辯を弄したやうな嫌ひもある。併し要するに、孟子の倫理は孔子と同じく、其の人格を離れては明かにし難いふしが多い。(春秋倫理思想史)

## 第二編 孟子講義

### 梁惠王章句上

第一章の首の三字を取つて篇名としたことは論語と同様。此の章凡て七章。

章句の二字は、孟子が加へ置きしもの。句が集まつて章となり、章が集まつて篇となるといふ意味。

孟子見<sub>ニ</sub>梁惠王<sub>ニ</sub>。

〔讀方〕 孟子梁の惠王に見ゆ。

〔字義〕 ○梁惠王、梁は魏の都、惠王は、魏侯爵、惠は諡、王は僭稱。

〔義解〕 梁の惠王が、賢者を招くのに、禮を厚くし祿を高くするといふことを聞き、孟子は、此處ならば自分の説く道が行はれるだらうと思ひ、梁に行き惠王に謁見した。

王曰、叟不<sub>レ</sub>遠<sub>ニ</sub>千里<sub>ニ</sub>而來<sub>ニ</sub>、亦將<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>以利<sub>ニ</sub>吾國<sub>ニ</sub>乎。



〔讀方〕 王曰く、叟千里を遠しとせずして來る。亦將に以て吾國を利することあらんとするか。

〔字義〕 ○叟、長老、老先生○千里、支那の一里は我が國の六町、遠路といふ程の意○利、國を富まし兵を強くすること。

〔義解〕 惠王は孟子が來たのを喜んで曰く、先生には遠路をも厭はず御來駕下され誠に忝ない。就ては先生も亦所謂富國強兵の策によつて、我が國に利益を得させようとなされるのか。

孟子對曰、王何必曰利、亦有仁義而已矣。

〔讀方〕 孟子對へて曰く、王何ぞ必ずしも利を曰はん、亦仁義ある而已。

〔字義〕 ○對、長上に挨拶する意○仁義、仁とは心全體の徳で、衆人を廣く親愛すること、義とは己の心を正し總てを宜きに適はしめること。

〔義解〕 孟子對へて曰く、王が眞に民を治め國を興さうとなさるならば、何で利のみについて仰せられる必要があらう。古聖と同様王も亦仁義を施すまでである。

王曰何以利吾國、大夫曰何以利吾家、士庶人曰何以利吾身、上下交征利、而國危矣。

〔讀方〕 王は何を以て吾が國を利せんと曰ひ、大夫は何を以て吾が家を利せんと曰ひ、士庶人は何を以て吾が身

を利せんと曰ひ、上下交利を征すれば、國危からむ。

〔字義〕 ○何以、如何様にして○大夫、卿を兼ねる。家老○士、大夫より一等下、士族○庶民、諸民、農工商。

〔義解〕 王は王で如何様にして吾が國の利益を圖らうかといひ、家老は家老で、如何様にして吾が家の利益を圖らうかといひ、士族も諸民も如何様にして吾が身の利益を圖らうかと言ふやうな事であるならば、上は王を始めとし下は家老、士族、諸民に至るまで、お互に利益を得ようといふことにはばかり心を傾けて、その國は非常に危険となるであらう。

萬乘之國弑其君者、必千乘家、千乘之國弑其君者、必百乘之家、萬取千焉、千取百焉、不爲不多矣、苟爲後義而先利、不奪不壓。

〔讀方〕 萬乘の國其の君を弑するものは、必ず千乗の家なり。千乗の國其の君を弑する者は、必ず百乗の家なり萬に千を取り、千に百を取らば、多からずと爲す。苟に義を後にして利を先にするを爲は、奪はざれば壓かす

〔字義〕 ○萬乘、乘は輔の意、天子は畿内千里四方の地から萬の兵車を出すから、天子の國を萬乘の國といふ○千乘、諸侯は百里四方の地から千の兵車を出すから、諸侯の國を千乘の國といふ○千乘之家、家は大夫、萬乘の國の家老○百乘之家、千乗の家の家老。

〔義解〕 萬乘の國で、其の君を弑するものは必ず千乗の家であり、千乗の國で、其の君を弑するものは必ず百乗の家である。さて、萬乗の中から千乗を取り、千乗の中から百乗を取るの、祿高として決して少ないこ



とはない、然し、義を後廻しにして、利慾ばかりを先にしたならば、この國全體を奪つてしまはなければ満足することが出来ない。

未有<sub>レ</sub>仁<sub>ニ</sub>而遺<sub>ニ</sub>其親<sub>一</sub>者<sub>ハ</sub>也、未<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>義<sub>ニ</sub>而後<sub>ニ</sub>其君<sub>一</sub>者<sub>ハ</sub>也。

〔讀方〕 未だ仁にして其の親を遺つる者は有らざるなり。未だ義にして其の君を後にする者は有らざるなり。

〔義解〕 未だ伴て、仁の心を持つ者が自分の親を棄て、顧みなかつたものはない。又義をわきまへてゐるもので君を後廻しにして自分の利慾ばかり計つたものもない。

王亦曰<sub>ニ</sub>仁義<sub>一</sub>而已矣。何必曰<sub>レ</sub>利。

〔讀方〕 王も亦仁義を曰はん而已。何ぞ必ずしも利を曰はん。

〔義解〕 利慾の弊害、仁義の効果は上述の通りである。故に王もやはり仁義のことを仰せられるだらう。何も利慾のことを仰せられる必要はありません。

孟子見<sub>ニ</sub>梁惠王<sub>一</sub>、王立<sub>ニ</sub>於沼上<sub>一</sub>、顧<sub>ニ</sub>鴻雁麋鹿<sub>一</sub>曰、賢者亦樂<sub>レ</sub>此乎。

〔讀方〕 孟子梁の惠王に見ゆ。王沼の上に立ち、鴻雁麋鹿を顧みて曰く、賢者も亦此を楽しむ乎。

〔字義〕 ○鴻雁、鴻は雁の大なるもの、雁は普通の雁○麋鹿、麋は鹿の大なるもの、鹿は普通の鹿○此、臺池鳥獸を指す。

〔義解〕 孟子が梁の惠王に拜謁してから、王は池の邊に行き、鴻雁麋鹿が或は水に或は丘に遊んでゐるのを見て、吾々が之を見て楽しいと思ふのは言ふまでもないが、古の賢君もやはり之を見て楽しみとなされたか。

孟子對曰、賢者而後樂<sub>レ</sub>此、不賢者雖<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>此不<sub>レ</sub>樂也。

〔讀方〕 孟子對へて曰く、賢者にして後之を楽しむ、不賢者は此あるとも楽しまざるなり。

〔義解〕 孟子が答へて言ふには、賢君であつてはじめて、臺池鳥獸を楽しむのである。不賢の君は此の楽しむべきものがあつても、國家を滅し、人に奪はれてしまふから、楽しむことが出来ないのである。

詩云、經<sub>ニ</sub>始靈臺<sub>一</sub>、經<sub>レ</sub>之營<sub>レ</sub>之、庶民攻<sub>レ</sub>之、不<sub>レ</sub>日成<sub>レ</sub>之、經<sub>ニ</sub>始勿<sub>レ</sub>丞<sub>一</sub>、庶民子來、王在<sub>ニ</sub>靈囿<sub>一</sub>、鹿<sub>ニ</sub>攸<sub>レ</sub>伏、鹿<sub>ニ</sub>濯<sub>レ</sub>々、白鳥鶴<sub>々</sub>、王在<sub>ニ</sub>靈沼<sub>一</sub>、於<sub>ニ</sub>物魚躍<sub>一</sub>、文王以<sub>ニ</sub>民力<sub>一</sub>、爲<sub>レ</sub>臺爲<sub>レ</sub>沼、而<sub>ニ</sub>民歡<sub>ニ</sub>樂<sub>一</sub>之、謂<sub>ニ</sub>其臺<sub>一</sub>曰<sub>ニ</sub>靈臺<sub>一</sub>、謂<sub>ニ</sub>其沼<sub>一</sub>曰<sub>ニ</sub>靈沼<sub>一</sub>、樂<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>其鹿麋魚鼈<sub>一</sub>、古之人與<sub>レ</sub>民偕<sub>ニ</sub>樂<sub>一</sub>、故能<sub>ニ</sub>樂<sub>一</sub>也。

〔讀方〕 詩に云く、靈臺を經始す。之を經り之を營む。庶民之を攻む、日ならずして之を成す。經始 亟にする  
こと勿れ、庶民子のごとく來る。王靈囿に在れば、鹿鹿の伏す攸、鹿鹿濯々たり。白鳥鶴々たり。王靈沼に在れば、於物ちて魚躍ると。文王民の力を以て臺を爲り、沼を爲る。而して民之を歡樂し、其の臺を謂うて靈臺と曰ひ、其の沼を謂うて靈沼と曰ふ。其の鹿麋魚鼈あるを楽しむ。古への人は民と偕に樂しむ、故に能く樂しむな



〔字義〕 ○詩、詩經、此詩は大雅靈臺篇の語○靈臺、文王の臺の名、臺は土を積み重ねて高くし、遊觀の用又は天文觀測の用にする。靈は尊稱○經始、度り始めること○攻、作り治めること○不日、幾日も経たないのに、○子來、子が親のところへ来るやうに喜んで来る意。○靈囿、囿は區域を定めて禽獸を飼養する處○鹿、牡鹿○伏、馴れ動かぬ意○濯々、肥えて澤々したる様○鶴々、毛色の眞白な様○物、滿つ○古之人、古への賢君を指す。

〔義解〕 詩經の大雅靈臺篇に云はれてゐるのに、賢君文王が靈臺を始めて建設しようとし、其の深廣を度り、其の方向を定めて築く折、諸民は喜んで其の作業に従事したので、幾日もたないで成就した。さて、文王が、その仕事に着手しようとした時、民を煩はすことを顧慮して、急がないでも宜しいと戒めたが、諸民は、恰も子が親の許へ喜んで来ると同様に、喜び勇んで集つて来たので、忽にして成就した。文王が、靈囿に臨ませられた時には、牝鹿牡鹿は、その場所に安んじて、體は皆肥え光澤があり、白鳥は、その色眞白であつた。又、文王が靈沼に臨ませられた時には、魚は、まあ、池中狭しと滿ち／＼と、躍りあがつてゐたと記されてある。かくの如く、文王は、民の力を以て臺を設け、池を掘つたが、民はそれを非常に喜び樂しみ、その臺をば靈臺と尊稱し、その沼をば靈沼と尊稱し、その中に禽獸魚類のあることを愉快としてをられた。かくの如く、古への賢君は民と共に樂しんだのである。故に、眞に樂しむことが出来たのである。

湯誓曰、時日害喪、予與女偕亡、民欲與之偕亡、雖有臺池鳥獸、豈能樂哉。

〔讀方〕 湯誓に曰く、時日害か喪びん、子女と偕に亡びんと。民之と偕に亡びんと欲せば、臺池鳥獸ありと雖も、豈に能く獨り樂しまん哉。

〔字義〕 ○湯誓、書經商書中の篇名、殷の湯王が、夏の桀王を討たうとした時、兵士に誓つた語であるから、湯誓といふ○此日、此の太陽、桀王をさして言ふ。

〔義解〕 書經の湯誓に曰く、暴虐無道なる夏の桀王は、何時亡びることであらうか、若し亡びる期があるならば予は、汝桀王と共に亡びたいといつた。人民が、かくの如く、身命を賭してまでも桀王の亡びることを欲してゐる以上、たとひ、如何に立派な臺池鳥獸があらうとも、どうして、君獨りで之を樂しめようか。

梁惠王曰、寡人之於國也、盡心焉耳矣、河内凶、則移其民於河東、移其粟於河内、河東凶亦然、察隣國之政、無如寡人之用心者、隣國之民不加少、寡人之民不加多、何也。

〔讀方〕 梁の惠王曰く、寡人の國に於けるや、心を盡すのみ。河内凶なれば、則ち其の民を河東に移し、其の粟を河内に移す。河東凶なるも亦然り。隣國の政を察するに、寡人の心を用ふる如き者無し。隣國の民少きを加へず。寡人の民多きを加へざるは何ぞや。と。

〔字義〕 ○寡人、徳の少き人といふことにて、諸侯の自ら謙遜していふ言葉○河内、河東、並びに魏の地名、○



粟、粗米○不<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>少、段々に減りもせぬといふこと。

〔義解〕 梁の惠王孟子に向つて曰ふ、拙者の國を治めるに就いては心を盡して民の便利を圖るのみである。即ち河内が凶作の時は引き移つても苦しくない民を河東に移し、河内に残つてゐる民のために河東の方から粗米を持つて来て救助する。河東が凶作の時も同様その反對の手續を以て民と粗米とを交換するのである。隣國の政を氣を付けて見るに拙者の様に心を用ひて人民を保護する者はない。故に隣國の領分は次第に衰微す可き筈であるのに其の人民か段々減りもせず、又拙者の領分は次第に繁昌す可きであるのに其の人民か段々増す様子もない。此は一體如何なる譯ですか。

孟子對曰、王好<sub>レ</sub>戰、請以<sub>レ</sub>戰喻、填然鼓<sub>レ</sub>之、兵刃既接。棄<sub>レ</sub>甲曳<sub>レ</sub>兵走、或百步而後止、或五十步而後止、以<sub>レ</sub>五十步笑<sub>レ</sub>百步、則何如、曰不可。直不<sub>レ</sub>百步<sub>レ</sub>耳、是亦走也。曰、王知<sub>レ</sub>此、則無<sub>レ</sub>望<sub>レ</sub>民之多<sub>レ</sub>於隣國<sub>レ</sub>也。

〔讀方〕 孟子對へて曰く、王戰を好めり、請ふ戰を以て喻へん。填然として之に鼓し。兵刃既に接し、甲を棄て兵を曳いて走る。或は百歩にして後に止り、或は五十歩にして後に止る。五十歩を以て百歩を笑はゞ則ち如何。曰く不可なり。直だ百歩ならざるのみ。是も亦走るなり。曰く、王もし此を知らば、則ち民の鄰國より多きを望むこと無かれ。

〔字義〕 ○填然、鼓の音の形容、とう／＼○兵刃、劍戟○棄甲曳兵、鎧を棄て刀を引きずつて逃げること、戰に

敗れて逃げること。

〔義解〕 孟子對へて曰く、王には戰爭を好まれるから、合戦上に喻を取つて答へたいものである。とう／＼と陣太鼓の音が、兩軍の間に鳴り響くや、敵味方は、劍戟相磨し火花を散らして接戦してゐる間に、敗軍の士は、鎧を棄て刀を引きずりながら逃げ、或る者は百歩逃げて踏止り、或るものは五十歩逃げて踏止つた。今五十歩逃げたものが百歩逃げたものを、卑怯な振舞だと言つて嘲笑するものがあつたならば、それを王は何と思召されるか。惠王之に答へて曰く、嘲笑するのはよろしくない。戰は最後の勝利が目的である。五十歩と百歩との差こそあるが、やはり逃げたことには變りがないのである。そこで孟子曰く、王が若しこの理を御存じならば、王の政も、鄰國と比較したならば、王は五十歩、鄰國は百歩の地にあると同様であるから、鄰國より民の多からん事をお望みなさるな。

不<sub>レ</sub>違<sub>レ</sub>農時<sub>一</sub>、穀不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>勝<sub>レ</sub>食<sub>一</sub>也、數罟不<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>洿池<sub>一</sub>、魚鼈不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>勝<sub>レ</sub>食<sub>一</sub>也。斧斤以<sub>レ</sub>時入<sub>レ</sub>山林<sub>一</sub>、林木不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>勝<sub>レ</sub>用<sub>一</sub>也、穀與<sub>レ</sub>魚鼈不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>勝<sub>レ</sub>食<sub>一</sub>、材木不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>勝<sub>レ</sub>用<sub>一</sub>、是使<sub>レ</sub>民養<sub>レ</sub>生喪<sub>レ</sub>死無<sub>レ</sub>憾<sub>一</sub>也、養<sub>レ</sub>生喪<sub>レ</sub>死無<sub>レ</sub>憾<sub>一</sub>、王道之始也。

〔讀方〕 農の時を違へずんば、穀勝げて食ふ可からず。數罟洿池に入らずんば、魚鼈勝げて食ふ可からず。斧斤時を以て山林に入らば、材木勝げて用ふ可からず。穀と魚鼈と勝げて食ふ可からず、材木勝げて用ふ可からずん



ば、是れ民をして生を養ひ死を喪して憾無からしめん。生を養ひ死を喪して憾みなきは王道の始めなり。

〔字義〕 農時、農家に於てなす四季の仕事○數畝、目の細かい網、昔支那では網は四寸の目のものを用ゐるのが規則○洿池、洿は土地の凹處に水が自然に溜つたもの、池は人の掘つたもの○斧斤、斧はおの斤ははさみ○以時、適當の時節即ち草木枯れる秋の末の頃をさす○養生、人民の生活の安定を計ること○喪死、五穀魚鼈を祭祀に供へ材木を以て棺槨を作る用にすること○王道、天下に君となり師となること。

〔義解〕 農家の守るべき大切な時、即ち春は耕し、夏は耘り、秋は收穫するといふ時節を間違はず、力役の事は冬するやうにしたならば、五穀の收穫が多く、食ひ盡すことが出来ないまで十分となるのである。また、目の細かな網で小さな溝や池の魚まで取ることをしなかつたならば、魚類の繁殖を妨げないから、食ひ盡すことが出来ないほど十分になるのである。又、材木を伐採すべき適當なる時期に、山林に入るやうにしたならば、如何に建築の用にしても、用ひ盡せない程十分となる。かくの如く五穀と魚鼈とを食ひ盡せない程、材木は用ひ盡せない程十分にしたならば、人民の生活を安定にし、死者に對する禮を十分に盡すことが出来て、更に遺憾なからしめることが出来るのである。これが、天下に君となり師となる道の始めである。

五畝之宅、樹之以桑、五十者可<sub>ニ</sub>以<sub>テ</sub>衣<sub>フ</sub>帛<sub>ヲ</sub>矣。鷄豚狗彘之畜、無<sub>レ</sub>失<sub>ニ</sub>其<sub>ノ</sub>時<sub>ヲ</sub>、七十者可<sub>ニ</sub>以<sub>テ</sub>食<sub>フ</sub>肉<sub>ヲ</sub>矣。百畝之田、勿<sub>レ</sub>奪<sub>ニ</sub>其<sub>ノ</sub>時<sub>ヲ</sub>、數口之家、可<sub>ニ</sub>以<sub>テ</sub>無<sub>ク</sub>饑<sub>ム</sub>矣。謹<sub>ニ</sub>庠序<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>教<sub>ヲ</sub>、申<sub>レ</sub>之<sub>ヲ</sub>以<sub>テ</sub>孝<sub>ヲ</sub>、悌<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>義<sub>ヲ</sub>、頌<sub>レ</sub>白<sub>者</sub>不<sub>レ</sub>負<sub>ニ</sub>戴<sub>ニ</sub>於<sub>レ</sub>道<sub>路</sub>一<sub>ヲ</sub>矣。七十者衣<sub>レ</sub>帛<sub>ヲ</sub>食<sub>レ</sub>肉<sub>ヲ</sub>矣、黎民不<sub>レ</sub>饑<sub>ム</sub>不<sub>レ</sub>寒<sub>シ</sub>然而不<sub>レ</sub>王<sub>者</sub>未<sub>ニ</sub>之<sub>ヲ</sub>有<sub>ラ</sub>也。

王者未<sub>ニ</sub>之<sub>ヲ</sub>有<sub>ラ</sub>也。

〔讀方〕 五畝の宅、之に樹うるに桑を以てせば、五十の者以て帛を衣る可し。鷄豚狗彘の畜、其の時を失ふこと無くば、七十の者以て肉を食ふ可し。百畝の田、其の時を奪ふこと勿くば、數口の家、以て飢うる可し。庠序の教を謹み、之に申ぬるに孝悌の義を以てせば、頌白の者、道路に負戴せず。七十の者帛を衣、肉を食ひ、黍民饑えず寒えず、然して王たらざるものは未だ之れ有らず。

〔字義〕 ○五畝之宅、一家の農夫が政府から受けるもので、其の中、二畝半は田地に附屬し、肥料、秋の收穫物を藏める小屋を設ける所、他の二畝半は、邑にあつて、住宅の敷地○其時、繁殖の時期をさす○百畝之田、成年男子が一人にて政府から受ける田地○其時、この其時は、耕耘收藏の時○數口之家、上農夫は家族九人、中農夫は家族七八人、下農夫は家族五六人、こゝは家族五六人暮しの家、○庠序之教、庠も序も學校の名、夏に於て庠と言ひ殷に於て序と言つた。學校教育○孝悌之義、孝はよく父母に事へること、悌はよく兄長に事へること、義は條理○頌白、斑白、白髪まじり○黍民、衆民。

〔義解〕 一農家が政府から受けた屋敷の周圍に桑を植ゑ、蠶業に勵んだならば、その收穫によつて、五十以上の老人は絹布の着物を着ることが出来るだらう。また、鶏、豚、狗、彘の飼養法が宜しきに適つて、時期を誤るやうなことがなかつたならば、七十の老人は、其の肉を食して暖を取ることが出来るだらう。又成年男子が政府より受けた三町餘の田地の耕耘收藏の時を奪ひ取るやうなことが無かつたならば、五六人暮しの家は饑ゑることなく生計



を立て、行くことだらう。又、學校教育に注意して、智徳の上に孝悌の條理をも重ね教へたならば、若いものは老人を勞るやうになるから、老人達は道路を、或は荷物を背に負つたり、或は頭に戴せたりして運ぶものはないだらう。此の如く、七十程の老人か絹布を着、肉を食ひ、衆民は饑ゑもせず、寒えもせず、禮節をわきまへてゐたならば、王道が立派に成就して、賢君とならないものは昔からその例がない。

狗彘食<sup>メドモノ</sup>人食<sup>ヲ</sup>而不<sup>レ</sup>知<sup>ラ</sup>檢<sup>スルヲ</sup>、塗<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>餓<sup>レ</sup>莩<sup>ニ</sup>而不<sup>レ</sup>知<sup>ラ</sup>發<sup>クヲ</sup>、人死<sup>スレバ</sup>則<sup>チ</sup>曰<sup>フ</sup>非<sup>ニ</sup>我<sup>ニ</sup>也<sup>ト</sup>、是<sup>レ</sup>何<sup>ゾ</sup>異<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>刺<sup>シテ</sup>人<sup>ヲ</sup>而<sup>シテ</sup>殺<sup>ス</sup>之<sup>ヲ</sup>、曰<sup>フ</sup>非<sup>ニ</sup>我<sup>ニ</sup>也<sup>ト</sup>、王<sup>ニ</sup>無<sup>ク</sup>罪<sup>スルヲ</sup>、斯<sup>ニ</sup>天下<sup>ニ</sup>民<sup>ヲ</sup>至<sup>ラン</sup>焉<sup>。</sup>

〔讀方〕 狗彘人の食を食めども、而も、檢するを知らず、塗に餓莩あれども、而も發くを知らず。人死すれば則ち曰く、我に非ざるなり、歳なりと。是れ何ぞ人を刺して、之を殺して我に非ざるなり、兵なりと曰ふに異ならんや。王、歳を罪するなくば、斯に天下の民至らん。

〔字義〕 ○食人食、人民への課税を重くして鳥獸を養ふこと○檢、規則を以て取締ること○塗、道路○餓莩、餓死せるもの○發、米倉を開いて貧民を救済すること○兵、兵器。

〔義解〕 鳥獸の類を飼養するのに、人の食を奪つて食はせ、而も規則によつて、之を取締るといふことをせず、道路の間に、餓死した者が横はつてゐても、更に米倉を開いて、之を救助してやらうともせず、人の餓死したのを見ては何も政が悪いのではない、歳廻りが悪いからだといふ、そんなことをいふのは、人を刃で刺し殺しながら、これは、自分が殺したのではない、刃が殺したのだといふのと、どこが異つたことがあらう。王にも、罪を歳にぬ

りつけるやうなことをせず、王政を行つたならば、天下の民は皆慕ひ集るだらう。

梁惠王曰、寡人願安承<sup>クハハツテ</sup>教<sup>ヲ</sup>。

〔讀方〕 梁の惠王曰く、寡人願はくは、安んじて教を承けん。

〔義解〕 梁の惠王曰く、先王の仰せは道理至極である。尙、この上も意を安うして、御教へを承けたいものである。

孟子對曰、殺<sup>スニ</sup>人<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>挺<sup>ニ</sup>與<sup>ニ</sup>刃<sup>ニ</sup>、有<sup>ル</sup>以<sup>テ</sup>異<sup>ニ</sup>乎<sup>。</sup>曰<sup>ク</sup>無<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>異<sup>ニ</sup>也<sup>。</sup>

〔讀方〕 孟子對へて曰く、人を殺すに、挺と刃とを以てするは、以て異なること有る乎。曰く、以て異なること無し。

〔義解〕 孟子對へて曰く、今人を殺すに、挺で殺すのと、刃で殺すのと相違がありますか。惠王曰く、否、殺す品物こそ異つてゐるが、殺すといふ點については何の異なつた所がない。

以<sup>テ</sup>刃<sup>ニ</sup>與<sup>ニ</sup>政<sup>ニ</sup>、有<sup>ル</sup>以<sup>テ</sup>異<sup>ニ</sup>乎<sup>。</sup>曰<sup>ク</sup>無<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>異<sup>ニ</sup>也<sup>。</sup>

〔讀方〕 刃と政とを以てするは、以て異なること有る乎。曰く以て異なること無し。

〔義解〕 それなら、刃で人を殺すのと、悪政で人を殺すのとは區別がありませんか、孟子が問ふと、惠王は、更に區別がないと言はれた。



曰、庖有肥肉、廐有肥馬、民有飢色、野有餓殍、此率獸而食人也。

〔讀方〕 曰く、庖に肥肉有り、廐に肥馬有り、民に飢色有り、野に餓殍有り、此れ獸を率ひて人を食ますなり。

〔字義〕 ○庖、臺所○率、驅りたてること。

〔義解〕 孟子曰く、王の臺所には、肥えた鳥獸の肉があり、馬屋には、肥え太つた馬がある。然るに、一方民には飢餓の状が見え、野には、餓死せるものが横つてゐる。これは、獸を驅り立て、人間を食ひ荒させるのと同様である。

獸相食、且人惡之、爲民父母、行政、不免於率獸而食人、惡在其爲民父母也。

〔讀方〕 獸相食む、且つ人之を惡む、民の父母と爲りて政を行ひ、獸を率ひて、人を食ますを免かれず、惡んぞ其の民の父母たるに在らんや。

〔字義〕 獸相食、獸と獸とが共食ひすること○且、それできへ○民父母、君主。

〔義解〕 獸同志が共食ひをすること、それですら、世人は氣を惡く思ふのに、まして君主たるべきものが、惡政を施し、恰も獸類を驅り立て、人を食はせる程の行を免れない者を民の父母といはれようか。

仲尼曰、始作俑者、其無後乎、爲其象人而用之也、如之何、其使斯民飢而死

也。

〔讀方〕 仲尼曰く、始めて俑を作る者は、其れ後無からん乎、其の人に象りて之を用ふるが爲なり。之を何如ぞ、其れ斯民をして飢えて死せしめんや。

〔字義〕 ○仲尼、孔子の字○俑、木を刻んで人の形にし、葬式の時、死人に従はせるもの、今の生人形○無後乎、子孫が絶えるだらうか。

〔義解〕 孔子は、實際に人を殺すのでなく、葬式の時、殉死の代とする生人形を作つたものさへ、その行が不仁になるから、子孫が絶えたらうと言はれてゐる。それは益々人間の形に似たものを用ひるやうになるからである。かくの如く、人間の眞似をしてさへ悪いのに、どうして生命のある人間を餓死せしめるやうな不仁な行をしてよいだらうか。

梁惠王曰、晉國天下莫強焉、叟之所知也、及寡人之身、東敗於齊、長子死焉、西夷地於秦七百里、南辱於楚、寡人恥之、願比死者一酒之、如之何則可。

〔讀方〕 梁の惠王曰く、晉國は天下焉より強きは莫きこと、叟の知る所なり。寡人の身に及びて、東は齊に敗られ、長子死し、西は地を秦に喪ふこと七百里、南は楚に辱しめらる、寡人之を恥づ。願はくは死者の比に一たび之を酒がん。之を何如せば則ち可ならん。



〔字義〕 ○晋國、魏の本國、魏はもと晋の家老であつたが、韓氏、趙子の二家老と共に晋國を三分してゐたから、韓、魏、趙を三晋と言つた。この晋國は、魏の文侯、武侯の盛んだつた時○東敗於齊、惠王の三十年魏將龐涓、齊將孫臏と戦つて敗れ、魏の太子申捕虜となる○西喪於秦、王の十七年、秦と戦つて、魏の小梁を奪はれ、公子卬捕虜となる○南辱於楚、周顯王の二十七年、魏、趙を破つて、王と稱したが、楚、趙を救つて、魏の七邑を取つた。

〔義解〕 梁の惠王曰く、晋國が一時天下に類のない程強かつたと云ふことは、先生の既に御承知の通りである。然るに、拙者の世になると、東の方は、齊と戦つて破れ、太子の申は討死し、又西の方は秦に攻められて地を喪つたこと四方七百里、南の方は、楚と戦つて敗れ恥辱を受けた。拙者はこれを恥ぢてゐる。であるから、どうかして、討死したものに對して、その恥を雪ぎ清めたいものである。如何したならばよろしいだらう。

孟子對曰、地方百里而可以王。

〔讀方〕 孟子對へて曰く、地方百里にして以て王たるべし。

〔字義〕 ○方百里、我が國の四方十七里餘。

〔義解〕 孟子對へて曰く、四方百里位の小國でも、政治の如何によつては、王者となることが出来る。

王如施仁政於民、省刑罰、薄稅歛、深耕易耨、壯者以暇日、修其孝悌忠信、入以事其父兄、出以事其長上、可使制挺以撻秦楚之堅甲利兵矣。

〔讀方〕 王如し仁政を民に施し、刑罰を省き、稅歛を薄くし、深く耕し易め耨り、壯者は暇日を以て其の孝悌忠信を修め、入りては以て其の父兄に事へ、出でては以て其の長上に事へ、挺を制り、以て秦楚の堅甲利兵を撻たしむべし。

〔字義〕 ○稅歛、租稅を歛めること○易、十分に手を入れること○耨、草を抜きとること○暇日、農時の餘暇。

〔義解〕 王が如し、慈悲深き政治を施され、苛酷な刑罰を省き、重稅を減じ、耕を深くし、手を盡して除草させ農時の餘暇には、孝、悌、忠、信の徳を實行させるやうにし、家に於ては、父兄に事へ、外にあつては、よく長上に事へさせたならば、戰爭の時、挺程の貧弱な兵器を作つて與へても、強國秦、楚の堅固な鎧を着、銳利な武器を持つた兵を撃退することが出来るだらう。

彼奪其民時、使不得耕耨以養其父母、父母凍餓、兄弟妻子離散。

〔讀方〕 彼れ其の民の時を奪ひて、耕し耨り以て其の父母を養ふを得ざらしめ、父母凍餓し、兄弟妻子離散す。

〔義解〕 彼の秦楚二國は、民を戦に従事させ、農時を奪ひ妨げ、耕し耨ることをさせないから、秋に何の收穫もなく、父母を養ふことも出来ず、父母は凍え飢え、兄弟妻子、一家皆離散してしまつた。

彼陷溺其民、王往而征之、夫誰與王敵。

〔讀方〕 彼れ其の民を陷溺す。王往きて之を征せば、夫れ誰か王と敵せん。



〔字義〕 ○陷溺、おとし穴に突き落とし、水に溺れさせる、苦しめ虐げる○征、罪を正す。

〔義解〕 彼は、人民をば、恰も、穿に陥れ、水に溺れさせるが如く困め虐げてゐる。然し王が若し往つて、その罪を正されたならば、誰が王に反抗するものがあらうか。

故曰、仁者無敵、王請勿疑。

〔讀方〕 故に曰く、仁者は敵なしと、王請ふ。疑ふ勿れ。

〔義解〕 故に、古人の言にも、仁者には如何なる敵と雖も、反抗することが出来ないといはれてある。王にもこれを疑ひなされるな。

孟子見梁襄王。

〔讀方〕 孟子梁の襄王に見ゆ。

〔字義〕 ○襄王、恵王の子、名は赫。

〔義解〕 孟子が梁の襄王に謁見した、

出語人曰、望之不似人君、就之而不見所畏焉、卒然問曰、天下惡乎定、吾對曰、定于一。

〔讀方〕 出で、人に語つて曰く、之を望むに人君に似ず、之に就けども、畏るゝ所を見ず、卒然として問ひて曰

く、天下惡か定まらんと。吾れ對へて曰く、一に定らんと。

〔字義〕 ○出、退出する○就之、近寄る○卒然、あわたとしき様、突然。

〔義解〕 朝廷を退出して、人に告げていふやう、王は遠方から見ても、人君らしい所がなく、近寄つて見ても、畏るべき威威がない。その上、如何にもあわたとしきやうに、この亂れた天下は如何様になつて靜まるだらうかと問はれた。自分はこの問に對へて、天下が一統してから定まるだらうと申しあげた。

孰能一之。

〔讀方〕 孰か能く之を一にせん。

〔義解〕 誰が天下を一統することが出来るだらう。

對曰、不嗜殺人者、能一之。

〔讀方〕 對へて曰く、人を殺すを嗜まざる者、能之を一にせん。

〔義解〕 戦争をして人を殺すやうなことをせず、刑罪、課税を過重にしない仁君が、天下を一統することが出来るのである。

孰能與之。

〔讀方〕 孰か能く之に與せん。



〔字義〕 ○與、歸服する。

〔義解〕 然らば、如何なる人民が能く歸服するだらう。

對曰、天下莫不與也、王知夫苗乎、七八月之間、旱則苗槁矣、天油然作雲、沛然下雨、則苗勃然興之矣、其如是、孰能禦之。今夫天下之人牧、未有不嗜殺人者也、如有不嗜殺人者、則天下之民、皆引領而望之矣、誠如是也、民歸之、由水之就下沛然、誰能禦之。

〔讀方〕 對へて曰く、天下與せざる莫きなり。王、夫の苗を知る乎。七八月の間、旱すれば苗槁る。天油然として雲を作し、沛然として雨を下せば、苗勃然として興きん。其れ是の如くば、誰か能く之を禦めん。今夫れ天下の人牧、人を殺すことを嗜まざる者有らず。如し、人を殺すことを嗜まざる者あらば、則ち天下の民、皆領を引きて之を望まん。誠に是の如くば、民の之に歸する、由ほ水の下きに就き沛然たるがごとし、誰か能く之を禦めん。

〔字義〕 ○七八月、周の七八月は夏の五六月○油然、雲が盛んに起る様○沛然、雨が盛んに降る様○勃然、勢よく興き起つ様○人牧、人民を養ふ君。

〔義解〕 孟子對へて曰ふやう、天下の人で歸服しないものはない。王には、かの稲の苗を御存じですか。七八月

の間、早するならば、稲の苗は皆槁れ萎れてしまふ。此の時に、天が、むら／＼と雲を起し、盆を覆すやうな大雨を降らしたならば、打ち萎れた苗は、むく／＼と蘇り興きあがるだらう。この苗が、早に苦しめられるやうに、悪政に苦しめられてゐる人民をば、この、雨のやうに、憐んでやつたならば、誰が之を禁止するものがあらう。ところが、現在の人民を養ふべき君主は皆、人を殺すことを好まないものはない。若し、此の時に、人を殺すことを好まない仁徳の君主があるならば、天下の人民は、首をさしのべて見渡すことだらう。實際かういふ風であつたならば、人民が、この君主に歸服することは、恰も水が下きに向つて流れるやうに盛んであるから、誰が之を禁止するものがあるだらう。

齊宣王問曰、齊桓晉文之事、可得聞乎。

〔讀方〕 齊の宣王問ひて曰く、齊桓、晉文の事、聞くを得可き乎。

〔字義〕 ○宣王、姓は田氏、名は辟疆、王は僭稱○桓公、名は少白、○文公、名は重耳。

〔義解〕 齊の宣王が、孟子に問うて曰ふやう、齊の桓公、晉の文公は、五霸の中で最も勢力のあるものであるがその事業に就て承はることが出来ませうか。

孟子對曰、仲尼之徒、無道桓文之事者、是以後世無傳焉、臣未之聞也、無以則王乎。



〔讀方〕 孟子對へて曰く、仲尼の徒、桓文の事を道ふ者無し。是を以て後世傳ふることなし。臣未だ之を聞かず。以むこと無くば王乎。

〔義解〕 孔子の學を修めた者の中で、桓公文公の事を説いたものは一人もない。故に、後世の者で、之を傳授されたものもない。自分も、未だ聞いたことがない。けれども、是非といふならば、王道をば申上げよう。

曰、徳何如則可以王矣。曰、保民而王、莫之能禦也。

〔讀方〕 曰く、徳如何にせば、以て王たる可き。曰く、民を保ちて王たらば、之を能く禦くこと莫けん。

〔字義〕 ○保、愛護する。

〔義解〕 宣王曰く、然らば、如何なる徳が、あれば、王者たることが出来るか。孟子對へて曰く、人民を愛護するといふことを以て、王者となれば、如何なる者も皆歸服し、之を禁止むることが出来ないだらう。

曰、若寡人者、可以保民乎哉、曰可、曰何由知吾可、曰、臣聞之胡斲、曰、王坐於堂上、有牽牛而過堂下者、王見之曰、牛何之、對曰、將以釁鐘、王曰、舍之、吾不忍其觶觶若無罪而就死地、對曰、然則廢釁鐘與、曰何可廢也、以羊易之、不識有諸。

〔讀方〕 曰く、寡人の若き者、以て民を保つ可きか。曰く、可なり。曰く、何に由りて吾が可なるを知るか。

臣之を胡斲に聞く。曰く、王、堂上に坐す、牛を牽きて堂下を過ぐる者あり。王之を見て曰く、牛何くに之くと。對へて曰く、將に以て鐘に釁らんとす。王曰く、之を舍け、吾れ其の觶觶として、罪なくして死地に就くが若くなるに忍びず。對へて曰く、然らば、鐘に釁ることを廢めん與。曰く、何ぞ廢むべけん、羊を以て之に易へよと。識らず。有りしや。

〔字義〕 ○乎哉、恐れ危む意。○何由、如何なる理由で○胡斲、齊王の臣○釁鐘、釁は隙、昔、支那で新しく鐘を造ると牲を殺して、其の血を鐘の釁隙に塗り、鐘に生氣をつけた○觶觶、牛が死を恐れる様。

〔義解〕 宣王曰く、拙者のやうな者でも、人民を愛護することが出来るだらうか。孟子對へて曰く、如何にも出来まする。そこで宣王曰く、如何なる理由で、拙者に出来るといふことを知つてゐるか。孟子曰く、それによつて、胡斲から聞いてゐることがある。胡斲の言ふのに、王が嘗て殿上に居られた時、牛を牽いて殿下を通るものがあつたのを御覽になつて牛は何處へ行くのかと仰せられた。その者が、それは、この度、新たに鑄造した鐘に血を塗らぬが爲めであると答へた。すると、王は、その牛はそのまゝにしておけ。死を恐れてか、歩みもたどくと、罪もないのに、死する場所に連れて行かれるやうな様子が見るに忍びないと仰せられた。その者は、然らば、鐘に釁ることを中止しませうかと申上げた。王は、それは、中止することは出来ない。羊を彼の牛に易へよと仰せられたといふことである。私の固より知らないことであるが、果してあつたことかどうか。

曰有之、曰是心足以王矣、百姓皆以王爲愛也、臣固知王之不忍也。



〔讀方〕 曰く、之れ有り。曰く、是心、以て王たるに足る。百姓、皆王を以て愛むと爲す。臣固より王の忍びざるを知る。

〔字義〕 ○是心、忍びざるの心、惻隱の心○愛、吝む○固、言ふまでもなく。

〔義解〕 王曰く、實際あつたことである。孟子曰く、その忍びざるの心こそ、王たるに十分なる事である。然るに、多くの人民は、羊を牛に易へたことを王が吝んだためだとしてゐる。然しながら、臣は勿論、忍びざるの心からであることを知つてゐる。

王曰然、誠有ニ百姓者、齊國雖ニ褊小、吾何愛ニ一牛、即不レ忍、其穀棘若ニ無レ罪而就ニ死地、故以レ羊易レ之也。

〔讀方〕 王曰く、然り、誠に百姓のごとき者あり、齊國褊小なりと雖も、吾れ何ぞ一牛を愛まん、即ち其の穀棘として、罪無くして死地に就くが若くなるに忍びず、故に羊を以て之に易へしなり。

〔字義〕 ○褊小、狭く小さい。

〔義解〕 王曰く、成程百姓の言ふやうに、吝めるやうにも見える。しかし、齊の國が、如何に狭小でも、僅か一頭ばかりの牛を吝まう。それは、先生の申す通り、牛が死を恐れてか、とぼくと、罪もないのに、死ぬべき場所に引かれて行く様子を見るに忍びなかつたから羊を以て牛に易へたまでのことである。

曰、王無レ異ニ於百姓之以レ王爲愛也、以レ小易レ大彼惡知レ之、王若隱ニ其無レ罪而就ニ死

地、則牛羊何擇焉、王笑曰、是誠何心哉、我非愛其財、而易之以羊也、宜乎、百姓之謂我愛也。

〔讀方〕 曰く、王、百姓の王を以て愛むと爲すを異む無れ。小を以て大に易ふ、彼れ惡んぞ之を知らん。王若し、其の罪無くして死地に就くを隱まば、牛羊何ぞ擇ばん。王笑ひて曰く、是れ誠に何の心ぞや。我れ其の財を愛みて之に易ふるに、羊を以てせしに非ず。宜なるかな。百姓の我を愛めりと謂ふこと。

〔字義〕 ○異、怪む○小大、小は羊、大は牛。

〔義解〕 孟子曰く、人民が、牛を吝んで羊と易へたとしてゐることを、不思議に思召されるな。小なる羊を以て、大なる牛に易へられたことを、人民は、どうして知つてゐるだらうか。王にして、若し、牛が罪もないのに死地に引かれて行くのを御覽になつて、惘然に思召されるならば、牛と羊とに何の區別があるだらう。王笑つて曰く羊を以て牛に易へたのは、實際、どんな心持だつたらう。然しながら、自分は財を吝んで、羊を以て牛に易へたのではない。この事が人民に徹底しない爲め、人民が牛を吝んだとしてゐるのも、誠に尤もなわけである。

曰、無レ傷也、是乃仁術也、見牛未レ見羊也、君子之於禽獸也、見其生、不レ忍見其死、聞其聲、不レ忍食其肉、是以君子遠庖厨也。

〔讀方〕 曰く、傷むこと無れ、是乃ち仁の術なり。牛を見て未だ羊を見ざるなり。君子の禽獸に於けるや、其の



生を見ては其の死を見るに忍びず、其の聲を聞きては、其の肉を食ふに忍びず、是を以て、君子は庖厨を遠ざく。

〔字義〕 ○傷、心配する○庖厨、庖は肉を料理する所、厨は煮る所。

〔義解〕 孟子曰く、御心配なさるな。是はやがて仁の心を養ふ方法である。牛が死地に行くのを御覽なされて、羊が死地に行くのを御覽なされないから、羊を以て牛に易へよと仰せられたまでである。有徳の士が、禽獸に對して、其の現在生きてゐるのを見ては、逆も、その殺されるのを見るに堪へない。又、其の平生鳴く聲を聞いてゐては、逆も、その肉を食ふに忍びない。であるから、君子は庖厨から、身を遠ざけるやうにするのである。

王説曰、詩云、他人有<sub>レ</sub>心、予<sub>レ</sub>付<sub>二</sub>度<sub>一</sub>之、夫子之謂也、夫我乃行<sub>レ</sub>之、反而求<sub>レ</sub>之、不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>

吾心、夫子言<sub>レ</sub>之、於<sub>二</sub>我心<sub>一</sub>、有<sub>二</sub>戚戚焉<sub>一</sub>、此心之、所<sub>三</sub>以合<sub>二</sub>於王者<sub>一</sub>何也。

〔讀方〕 王説びて曰く、詩に云く、他人心有<sub>レ</sub>り、予<sub>レ</sub>之を付<sub>二</sub>度<sub>一</sub>すとは、夫子の謂ひなり。夫れ、我れ乃ち之を行<sub>レ</sub>ひ

反つて之を求めて、吾が心に得ず、夫子之を言ひて、我が心に於て戚戚焉たること有り、此の心の王たるに合ふ所以は何ぞや。

〔字義〕 ○説、悦ぶ○詩云、詩經の小雅巧言篇○付度、推測する○戚戚焉、心動いて痛ましい様。

〔義解〕 王説んで曰うやう、詩經に、人の心に思ふことがあれば、予その人の心を推測して、これを知ると云はれてあるが、それは、先生のやうな者をいふのであらう。さて自分は、實際行つてゐながら、心のうちに立ち反つて考へて見ても、更に解し得なかつた。然るに、先生には、我が心中を言ひ、その適中せること、感服の外はない。然らば、この心が、王となるのに適合してゐる理由は何であるか。

曰、有<sub>レ</sub>復<sub>二</sub>於王者<sub>一</sub>、曰<sub>二</sub>吾力足以舉<sub>二</sub>百鈞<sub>一</sub>、而不<sub>レ</sub>足以舉<sub>二</sub>一羽<sub>一</sub>、明足以察<sub>二</sub>秋毫之末<sub>一</sub>、而不<sub>レ</sub>見<sub>二</sub>輿薪<sub>一</sub>、則王許<sub>レ</sub>之乎、曰否。

〔讀方〕 曰く、王に復<sub>二</sub>す者<sub>一</sub>あらん、曰く吾が力以て百鈞を擧ぐるに足りて、而も以て一羽を擧ぐるに足らず、明は以て秋毫の末を察<sub>二</sub>るに足りて、而も輿薪を見ずと曰はば、則ち、王之を許さん乎。曰く否。

〔字義〕 ○復、白す○鈞、三十斤、非常に重いこと○羽、鳥の羽、非常に軽いこと○秋毫の末、獸の毛は秋になると末が非常に細くなる○輿薪、車に積んだ薪。

〔義解〕 孟子曰く、此に、王に申上げるものがあるとして、余の力は、數千斤の重いものを擧げることには出来るけれども、一つの鳥の羽のやうな軽いものを擧げることには出来ない。又、獸の毛の末の細いところを見る眼の力はあるけれども、車に積んだ薪を見ることが出来ないといつたならば、王は、これを尤もなことだとして、お許になるか。宜王曰く、いや、そのやうな不道理なことは許されない。

今恩足以及<sub>二</sub>禽獸<sub>一</sub>、而功不<sub>レ</sub>至<sub>二</sub>於百姓<sub>一</sub>者、獨何與、然則一羽之不<sub>レ</sub>舉、爲<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>用力焉、輿薪之不<sub>レ</sub>見、爲<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>明焉、百姓之不<sub>レ</sub>見保、爲<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>恩焉、故王之不<sub>レ</sub>王不<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>也、非<sub>レ</sub>不能也。



〔讀方〕 今恩以て禽獸に及ぶに足りて、功百姓に至らざる者は、獨り何ぞや。然らば則ち一羽の舉がらざるは、力を用ひざるが爲めなり。與薪の見えざるは明を用ひざるが爲めなり。百姓の保んぜられざるは、恩を用ひざるが爲めなり。故に王の王たらざるは、爲さざるなり。能はざるに非ざるなり。

〔字義〕 ○功、民を保んずる功。

〔義解〕 王の恩が、鳥獸にまでも及んでゐながら、民を保んずる功が、人民の上に及ばないのは、獨、如何なる理由であるか。然らば、鳥の羽一つの舉がらゐるのは、力を用ひない爲めである。與薪の見えないのは明を用ひない爲めである。人民を保んずることの出来ないのは、恩を用ひないからである、故に王が、王者となることの出来ないのは、爲し得ないのではなくて、爲し得ながら、爲さないのである。

曰、不爲者、與不能者之形、何以異、曰挾太山、以超北海、語人曰、我不能、是誠不能也、爲長者折枝、語人曰、我不能、是不爲也、非不能也、故王之不王、非挾太山、以超北海之類也、王之不王、是折枝之類也。

〔讀方〕 曰く、爲さざる者と能はざる者との形、何を以て異なるかと。曰く、太山を挾みて北海を超えよと。人に語りて曰く、我れ能はずと。是れ誠に能はざるなり。長者の爲めに枝を折れと。人に語りて曰く、我れ能はずと。是れ爲さざるなり。能はざるに非ざるなり。故に王の王たらざるは、太山を挾みて以て北海を超ゆるの類にあ

らず。王の王たらざるは、是れ枝を折るの類なり。

〔字義〕 ○太山、齊にある山で五岳の一〇北海、齊に接する海〇長者、年齒長じ、徳位高く尊敬すべき人。

〔義解〕 宣王曰く、爲ないものと出来ないものとの模様はどんな區別があるか。孟子がこれに對て言ふやう、或る人が、他人に、「太山を小脇に抱へて北海を超えることは、自分には出来ない」と言つた。これは、實際、出来ないことである。又、年長者の爲めに草木の枝を折ることを、自分には出来ないと言つた。これは爲ないので、出来ないのではない。であるから、王が王者となり得ないのは、太山を挾んで北海を超えよといふ類ではなくて、出来ても爲ない長者の爲めに枝を折るといふ類なのである。

老吾老、以及人之老、幼吾幼、以及人之幼、天下可運於掌、詩云、刑于寡妻、至于兄弟、以御于邦、言舉斯心、加諸彼而已。

〔讀方〕 吾が老を老として以て人の老に及ぼし、吾が幼を幼として以て人の幼に及ぼさば、天下をば、掌に運らす可し。時に云く、寡妻に刑り、兄弟に至り、以て邦家を御むと。言は斯の心を舉げて、諸を彼に加ふる而已。

〔字義〕 ○老吾老、自分の父兄を老者として尊敬すること〇幼吾幼、自分の子弟を幼者として愛撫すること〇詩云、詩經太雅思齊篇〇寡妻、自分の妻を呼ぶ避辭、文王の姫。

〔義解〕 王者たるには、自分の父母を老者として尊敬し、此の精神を他人の父母にまでも推し及ぼし、又、自分の子弟を幼者として愛撫し、進んでは他人の幼者にまでも推し及ぼしたならば、天下を治めることは極めて容易な



ことである。詩經にも、彼の周の女王は身を以て、その妻に儀法をなし、兄弟にも及ぼし、延いては、その恩愛の徳によつて、國家をも治めたと云はれてゐる。つまり、此の詩の言ふところは、この仁心を推して、人々にまでも施すだけなのである。

故推<sup>ニ</sup>恩<sup>ヲ</sup>足<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>保<sup>ル</sup>四海<sup>ニ</sup>、不<sup>レ</sup>推<sup>レ</sup>恩<sup>ヲ</sup>無<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>保<sup>ル</sup>妻子<sup>ニ</sup>、古<sup>ノ</sup>人<sup>ノ</sup>所<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>大<sup>ニ</sup>過<sup>ル</sup>人<sup>ノ</sup>者<sup>ニ</sup>無<sup>レ</sup>他<sup>ヲ</sup>焉<sup>、</sup>善<sup>ヲ</sup>推<sup>ス</sup>其所<sup>ニ</sup>爲<sup>ル</sup>而已<sup>ニ</sup>矣<sup>、</sup>今<sup>ノ</sup>恩<sup>足</sup>以<sup>テ</sup>及<sup>ニ</sup>禽<sup>獸</sup>、而<sup>レ</sup>功<sup>不</sup>至<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>百<sup>姓</sup>者<sup>ニ</sup>獨<sup>リ</sup>何<sup>ヲ</sup>與<sup>。</sup>

〔讀方〕 故に、恩を推さば、以て四海を保んずるに足り、恩を推さざれば、以て妻子を保んずる無し。古への人、大いに人に過ぐる所以は他なし、善く其の爲す所を推す而已。今恩以て禽獸に及ぶに足りて、功百姓に至らざる者は、獨り何ぞや。

〔義解〕 故に、恩徳を推し及ぼせば、四海を保安することが出来、恩徳を推し及ぼさないならば、妻子すらも保安することが出来ない。古聖人が人々に勝れてゐる理由は外ではない、たゞ、自分の爲すところの恩徳を、上手に他の人々にまでも推し及ぼしたに過ぎないのである。然るに今、恩が禽獸にまで及びながら、功百姓に及ばざるは何故であるか。

權<sup>アリテ</sup>然<sup>ル</sup>後<sup>ニ</sup>知<sup>ル</sup>輕<sup>重</sup>、度<sup>アリテ</sup>然<sup>ル</sup>後<sup>ニ</sup>知<sup>ル</sup>長<sup>短</sup>、物<sup>皆</sup>然<sup>リ</sup>、心<sup>爲</sup>甚<sup>シ</sup>、王<sup>請</sup>度<sup>レ</sup>之<sup>。</sup>

〔讀方〕 權ありて然る後に輕重を知り、度ありて然る後に長短を知る。物皆然り。心甚だしと爲す、王請ふ之を

度れ。

〔字義〕 ○權、衡のふんどろ、○度、尺度

〔義解〕 物は權衡にかけて、その輕いか重いかを知り、尺度ではかつて、その長いか、短いかを知るのである。總てのもの、さうでないものはない。然しながら、心の輕重長短をはかるのは、最もむづかしいものである。王には、どうぞ、之をおはかりにならねたいものである。

抑<sup>モ</sup>王<sup>興</sup>甲<sup>兵</sup>、危<sup>ニ</sup>士<sup>臣</sup>、構<sup>ニ</sup>怨<sup>於</sup>諸<sup>侯</sup>、然<sup>ル</sup>後<sup>ニ</sup>快<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>心<sup>ニ</sup>與<sup>。</sup>

〔讀方〕 抑も、王甲兵を興し、士臣を危くし、怨を諸侯に構ひて、然る後に心に快き與。

〔字義〕 ○甲兵、甲は鎧、兵は武器、戰爭のこと○士臣、兵士、將帥、○構、結ぶ。

〔義解〕 王には戰爭をおこして、兵士將帥を危險に陥れ、敵國と長く怨を結んでそれで快く思召されるか。

王<sup>曰</sup>、否<sup>、</sup>吾<sup>何</sup>以<sup>テ</sup>快<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>是<sup>ニ</sup>、將<sup>以</sup>求<sup>ニ</sup>吾<sup>所</sup>大<sup>ニ</sup>欲<sup>ニ</sup>也<sup>。</sup>

〔讀方〕 王曰く、否、吾れ何を以て是れに快からん。將に以て吾が大いに欲する所を求めんとするなり。

〔字義〕 ○是、興甲兵、危士臣、構怨於諸侯の三つを指す。

〔義解〕 宣王曰く、否、拙者としても、どうして、是れを快しと思ふだらうか、それは、大いに、希望をなしとげようと思ふからである。



曰、王之所大欲、可得聞與、王笑而不言、曰、爲肥甘不足於口、與、輕煖不足於體、與、抑爲采色不足於目、與、聲音不足於耳、與、便嬖不足使令於前、與。王之諸臣皆足以供之、而王豈爲是哉、曰、否、吾不爲是也、曰、然則王之所大欲、可知已、欲辟土地、朝秦楚、莅中國、而撫四夷也、以若所爲、求若所欲、猶緣木而求魚也。

〔讀方〕 曰く、王の大いに欲する所、聞くを得可き與、王笑ひて言はず。曰く、肥甘口に足らざるが爲め與、輕煖體に足らざる與、抑も、采色目に視るに足らざる爲め與、聲音耳に聽くに足らざる與、便嬖前に使令するに足らざる與、王の諸臣皆以て之に供するに足れり、王豈に之が爲めならん哉。曰く、否、吾れ之が爲めならず。曰く、然らば、王の大いに欲する所は知る可き已。土地を辟きて、秦楚を朝せしめ、中國に蒞みて四夷を撫せんと欲するなり。若く爲す所を以て、若く欲する所を求むるは、猶木に緣りて魚を求むるがごとし。

〔字義〕 ○肥甘、肥えて甘きこと、肉の美味なること○輕煖、軽くして暖かなること、衣服の美なること○簞音、音楽や歌ふ聲○便嬖、氣に入りの近侍○辟、土地を領分とすること○朝、入國する、服従する。

〔義解〕 孟子曰く、王の大なる御希望とは、如何なるものであるか聞くことが出来ませうか。王は、笑つてゐて何とも物を言はなかつた。孟子曰く、王の大なる希望とは、肥えて甘い肉が、口に不十分な爲か。軽く暖かな衣服

が體に不十分な爲めか。また、美しい色が視るのに不十分な爲か、音楽や歌聲が、耳に不十分な爲めか、氣に入りの近侍が使役に不十分な爲めか。然し、それらは、皆、王の多くの臣下で役に立てるのに充分である。だから、王の希望とは、どうして、それらの爲であらうか。王曰く、いや、それらの爲めではないのである。孟子曰く、それならば、王の大なる希望は、直ぐさま知ることが出来る。それは、領地を尙一層廣め、秦楚を入朝させ、中國に君臨して、四方の夷までも従へようとするのである。けれども、現在王の爲されてゐるやうなことで、そのやうな希望を遂げようとなされるのは、木登りをして魚を探すのと同様、極めて困難なことである。

王曰、若是其甚與、曰、殆有甚焉、緣木求魚、雖不得魚、無後災、以若所爲、求若所欲、盡心力而爲之、後必有災、曰、可得聞與、曰、鄒人與楚人一戰、則王以爲孰勝、曰、楚人勝。曰、然則小固不可敵大、寡固不可敵衆、弱固不可敵疆、海內之地、方千里者九、齊集有其一、以服八、何以異於鄒敵楚哉、蓋亦反其本矣。

〔讀方〕 王曰く、是の如く其れ甚だしき與。曰く、殆んど焉より甚だしきあり。木に緣りて魚を求むるは、魚を得ずと雖も、後の災なし。若く爲す所を以て、若く欲する所を求むるは、心力を盡して之を爲して、後必ず災あり。曰く、聞くを得可き與。曰く、鄒人と楚人と戦はゞ、王以て孰れか勝つと爲す。曰く、楚人勝たん。曰く、



然らば、小は固より以て大に敵す可からず、寡は固より以て衆に敵す可からず、弱は固より以て強に敵す可からず、海内の地、方千里なる者九、齊集めて、其の一を保つ、一を以て八を服するは、何を以て維の楚に敵するに異ならん哉。蓋ぞ亦其の本に反らざる。

〔字義〕 ○鄒、小國○楚、大國○其本、仁政を指す。

〔義解〕 王曰く、吾が希望を遂げること、そのやうに、むづかしいものか、孟子對へて曰く、これよりも一層むづかしいものである。木登りをして、魚を求めるとは、魚は求められないが、たゞ、勞力を空費するだけで、後の災難はない。然しながら、王が現在なさるゝ行で、そのやうな大望を果さうとしたならば、心力を盡して爲しても、後には、必ず、災難があるだらう。王曰く、それなら、その理由を聞くことが出来るか。孟子曰く、今、小國の鄒と、大國の楚と戦つたならば、王には、どつちが勝つと思召されるか。王曰く、楚人が勝つだらう。孟子曰く、然らば、小國は勿論大國には敵することが出来ない。小勢は大勢に敵することが出来ない。兵力の弱いのは、兵力の強いのに敵することが出来ない。現在、天下の土地に、四方千里づゝの者が九つある。そして、齊國は領地を全部集めて、九分の一だけを保つてゐる。九分の一だけの力で、九分の八だけの力を服従させようとするのは、小國の鄒が大國の楚に敵對すると異つたことがない。兵力で争ふ時ではない。何故、根本の仁政に立ち反らないのだらうか。

今王發政施仁、使天下仕者、皆欲立於王之朝、耕者皆欲耕於王之野、商賈皆

欲藏於王之市、行旅皆欲出於王之途、天下之欲疾其君者、皆欲赴愬於王、其若是孰能禦之。

〔讀方〕 今、王政を發し、仁を施さば、天下の仕ふる者は皆、王の朝に立たんと欲し、耕す者は皆、王の野に耕さんと欲し、商賈は皆、王の市に藏めんと欲し、行旅は皆、王の途に出でんことを欲し、天下の其の君を疾まんと欲する者は、皆王赴き愬へんことを欲せしめん。其れ是の若くば、孰か能く之を禦めん。

〔字義〕 ○藏、蓄へ置く○行旅、旅人○愬、訴ふ。

〔義解〕 今、王が、仁政を施されたならば、天下の仕官の志あるものは皆、王の朝廷に立ちたいと思ひ、農夫は皆、王の領分の耕地に耕したいと思ひ、商人は皆、王の支配する市中に、商品を蓄へて置きたいと思ひ、旅人は皆、王の領地内の道路を歩きたいと思ひ、天下の者で、吾が君の横暴を惡む者は皆、王のもとに走つて、王にそれを訴へようと思はせるだらう。かういふ風であつたならば、何人が之に敵對し得るものがあらうか。

王曰、吾惛不能進於是矣、願夫子輔吾志、明以教我、我雖不敏、請嘗一試之。

〔讀方〕 王曰く、吾れ惛くして、是に進むこと能はざりき。願はくは、夫子吾が志を輔けて、明かに以て我に教へよ。我不敏と雖も、請ふ之を嘗試せん。

〔字義〕 ○惛、愚昧。



〔義解〕 宣王曰く、吾が資質が愚昧なるため、こゝまで考へが進むことが出来なかつた。どうか了解するやう我に教へてもらひたい。我不肖ではあるけれども、どうか、之を試験して見ようと思ふ。

曰、無<sup>クシテ</sup>恒<sup>ノ</sup>産<sup>ヲ</sup>、而有<sup>ル</sup>恒<sup>ノ</sup>心<sup>者</sup>、惟<sup>ノ</sup>士<sup>ノ</sup>爲<sup>レ</sup>能<sup>ク</sup>、若<sup>シ</sup>民<sup>ノ</sup>則<sup>テ</sup>無<sup>ク</sup>恒<sup>ノ</sup>産<sup>、</sup>因<sup>テ</sup>無<sup>ク</sup>恒<sup>ノ</sup>心<sup>、</sup>苟<sup>シ</sup>無<sup>ク</sup>恒<sup>ノ</sup>心<sup>、</sup>放<sup>シ</sup>辟<sup>邪</sup>侈<sup>、</sup>無<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>爲<sup>己</sup>、及<sup>レ</sup>陷<sup>ル</sup>於<sup>ニ</sup>罪<sup>、</sup>然後<sup>テ</sup>從<sup>テ</sup>而<sup>テ</sup>刑<sup>之</sup>、是<sup>レ</sup>罔<sup>ル</sup>民<sup>也</sup>、焉<sup>有</sup>仁<sup>人</sup>在<sup>レ</sup>位<sup>、</sup>罔<sup>ル</sup>民<sup>而</sup>可<sup>レ</sup>爲<sup>也</sup>。

〔讀方〕 曰く、恒の産無くして、恒の心ある者は、惟士のみ能くすと爲す。民の若きは、則ち恒産なければ因て恒の心なし。苟も恒の心無ければ、放辟邪侈、爲さざる無き己。罪に陷るに及びて、然る後に從ひて之を刑す。是れ民を罔するなり。焉んぞ仁人位に在ることありて、民を罔すること而く爲す可けんや。

〔字義〕 ○恒産、生活し得るだけの一定の職業○恒心、各自の所有する善心○放辟邪侈、放は道に違ふことを畏れないこと、辟は惡道に浸みこむこと、邪は惡事を成就すること、侈は禮義を憚らず無道に亂れること。

〔義解〕 生活し得るに足るだけの一定の職業を持たずに、どの様なことがあつても變らない善心を持つてゐるといふことは、義理を辨へてゐる士だけが、能くし得るものである。普通一般の人民の如きは、恒の産なき以上、恒の心も持つてゐないものである。假初にも、恒の心の無き以上、放辟邪侈、總ての罪惡を犯されなれないといふことはない。これは、人民の罪惡ではなくて、人君から出たものである。それを、人民が罪惡に陥るやうになつてから、

その罪に從つて、相當の刑罰を加へてゐる。これは、網で鳥を捕へると同様に、民を網で捕へるのであつて、不仁の甚だしいものである。仁君がその位にありながら、どうして、民を罔するが如き不仁を爲されるのであるか。

是<sup>ニ</sup>故<sup>、</sup>明<sup>君</sup>制<sup>ニ</sup>民<sup>之</sup>産<sup>、</sup>必<sup>シ</sup>使<sup>テ</sup>仰<sup>足</sup>以<sup>テ</sup>事<sup>ニ</sup>父<sup>母</sup>、俯<sup>足</sup>以<sup>テ</sup>畜<sup>ニ</sup>妻<sup>子</sup>、樂<sup>ニ</sup>歲<sup>終</sup>身<sup>飽</sup>、凶<sup>年</sup>免<sup>於</sup>死<sup>亡</sup>、然後<sup>テ</sup>驅<sup>レ</sup>而<sup>テ</sup>之<sup>レ</sup>善<sup>、</sup>故<sup>ニ</sup>民<sup>之</sup>從<sup>レ</sup>之<sup>也</sup>輕<sup>シ</sup>。

〔讀方〕 是故に、明君は、民の産を制し、必ず仰いで以て父母に事ふるに足り、俯して以て妻子を蓄ふに足り、樂歲には身を終るを飽き、凶年には死亡を免れしめて、然る後に驅りて善に之かしま、故に民の之に從ふこと輕し。

〔字義〕 ○制、はからふこと○仰、目上の人に對す○俯、目下の人に對す○蓄、養ふ○樂歲、豐年○善、善に誘導する○輕、容易。

〔義解〕 人民に恒産を持たせることは、是の如く大切であるから、賢明な君主は、人民の産業をはからつて、是非とも、上は、父母に充分孝養を盡くし、下は妻子を充分養ひ得るやうにし、豐年の時には、衣食の道を豊かにし、凶年の時は平生貯へたものによつて、餓死することを免かれさせるやうにし、かうしてから、人民を率ゐて善に誘導すからして、人民が善につくのが、容易なのである。

今<sup>也</sup>制<sup>ニ</sup>民<sup>之</sup>産<sup>、</sup>仰<sup>不</sup>足<sup>以</sup>事<sup>ニ</sup>父<sup>母</sup>、俯<sup>不</sup>足<sup>以</sup>蓄<sup>ニ</sup>妻<sup>子</sup>、樂<sup>ニ</sup>歲<sup>終</sup>身<sup>苦</sup>、凶<sup>年</sup>不<sup>レ</sup>免<sup>於</sup>於<sup>レ</sup>。



死<sup>レ</sup>亡<sup>ル</sup>、此<sup>レ</sup>救<sup>レ</sup>死<sup>ル</sup>而<sup>レ</sup>恐<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>膽<sup>ラ</sup>、奚<sup>レ</sup>暇<sup>ニ</sup>治<sup>ニ</sup>禮<sup>ニ</sup>義<sup>ニ</sup>哉。

〔讀方〕 今や民の産を制して、仰ぎて以て父母に事ふるに足らず、俯して以て妻子を畜ふに足らず、樂歲には終身苦しみ、凶年には死亡を免れず、此れ死を救ひて膽らざるを恐る。奚ぞ禮義を治むるに暇あらん哉。

〔字義〕 ○膽、足る。

〔義解〕 現在人民の産業をはからふ方法は、甚だ其の當を得ないので、上は父母に事へ、下は妻子を養ふことは出来ないから、豊年の時も、始終苦しみ、凶年の時には、死亡を免れることが出来ないから、自分の死を救ふことばかり思ひ、その力の足りないことを心配するのである。そんなことで、どうして禮義を修めるやうな暇があるたらうか。

王<sup>セ</sup>欲<sup>ハ</sup>行<sup>ハ</sup>之<sup>ヲ</sup>、則<sup>チ</sup>蓋<sup>シ</sup>反<sup>シ</sup>其<sup>ノ</sup>本<sup>ニ</sup>矣。

〔讀方〕 王之行はんと欲せば、蓋ぞ其の本に反らざる。

〔義解〕 仁政を行はうとするならば、なぜ人民の産をととのへることを急務としないのか。

五<sup>ノ</sup>畝<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>宅<sup>ニ</sup>樹<sup>ル</sup>之<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>桑<sup>ヲ</sup>、五<sup>ノ</sup>十<sup>ノ</sup>者<sup>ノ</sup>可<sup>シ</sup>以<sup>テ</sup>衣<sup>ル</sup>帛<sup>ヲ</sup>矣、雞<sup>ノ</sup>豚<sup>ノ</sup>狗<sup>ノ</sup>彘<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>畜<sup>ニ</sup>、無<sup>ク</sup>失<sup>フ</sup>其<sup>ノ</sup>時<sup>ヲ</sup>、七<sup>ノ</sup>十<sup>ノ</sup>者<sup>ノ</sup>可<sup>シ</sup>以<sup>テ</sup>食<sup>ル</sup>肉<sup>ヲ</sup>矣。百<sup>ノ</sup>畝<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>田<sup>ニ</sup>、勿<sup>ク</sup>奪<sup>フ</sup>其<sup>ノ</sup>時<sup>ヲ</sup>、八<sup>ノ</sup>口<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>家<sup>ニ</sup>、可<sup>シ</sup>以<sup>テ</sup>無<sup>ク</sup>饑<sup>ム</sup>矣、謹<sup>ニ</sup>庠<sup>ノ</sup>序<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>教<sup>ヲ</sup>、申<sup>ル</sup>之<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>孝<sup>ノ</sup>悌<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>義<sup>ヲ</sup>、頌<sup>ム</sup>白<sup>ノ</sup>者<sup>ノ</sup>不<sup>シ</sup>負<sup>フ</sup>載<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>道<sup>ニ</sup>路<sup>ニ</sup>矣、老<sup>シ</sup>者<sup>ノ</sup>衣<sup>ル</sup>帛<sup>ヲ</sup>食<sup>ル</sup>肉<sup>ヲ</sup>、黎<sup>ノ</sup>民<sup>ノ</sup>不<sup>シ</sup>饑<sup>ム</sup>不<sup>シ</sup>寒<sup>ム</sup>、然<sup>レ</sup>而<sup>シ</sup>不<sup>レ</sup>王<sup>ス</sup>

者<sup>ハ</sup>未<sup>ダ</sup>之<sup>レ</sup>有<sup>リ</sup>也。

〔讀方〕 五畝の宅、之に樹うるに桑を以てせば、五十の者以て帛を衣る可し。雞豚狗彘の畜、其の時を失ふこと無くば、七十の者以て肉を食ふ可し。百畝の田、其の時を奪ふこと勿くば、八口の家以て饑うる可し。庠序の教を謹み、之に申ぬるに孝悌の義を以てせば、頌白の者、道路に負載せず。老者は帛を衣、肉を食ひ、黎民饑えず、寒えず、然して王たらざる者は未だ之れ有らざるなり。

〔字義〕 ○八口之家、上農夫に次ぐ家、家族八人を養ひ得る家。

〔義解〕 民の産を制するには、どうすればよいかといふと、五畝の宅地に桑を植えて養蠶をすれば、五十の老人は絹の衣を着て暖を取ることが出来るだらう。又、雞豚狗彘を飼養して、繁殖する時季を違はないならば、七十の老人は、肉を食つて、榮養を取ることが出来るだらう。なほ、百畝の田地の耕耘收穫の時を奪はなかつたならば、其處から得る充分な穀物によつて、八人暮しの家は、饑ゑることが無いだらう。なほ學校教育の法則を遵奉し、のみならず、孝悌の義を重ね説いたならば、白髮交りの老人が、荷を負うて、路を行くといふやうなことはない。老人が絹の衣を着、肉を食ひ、人民が飢ゑも寒えもしなかつたならば、天下よく治まつて、眞の王者となり得ないものは、未だ嘗てないのである。



梁惠王章句下

莊暴見<sup>ニ</sup>孟子<sup>一</sup>曰、暴見<sup>ニ</sup>於王<sup>一</sup>、王語<sup>ル</sup>暴<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>好<sup>ム</sup>樂<sup>ト</sup>、暴未<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>對<sup>ス</sup>也、曰<sup>ク</sup>好<sup>ム</sup>樂如何、孟子曰、王之好<sup>ム</sup>樂甚<sup>ク</sup>、則齊國其庶幾乎<sup>カ</sup>。

〔讀方〕 莊暴孟子に見えて曰く、暴王に見ゆ。王暴に語るに、樂を好むことを以てす。暴未だ以て對ふることあらず。曰く、樂を好むこと如何。孟子曰く。王の樂を好むこと甚だしければ、齊國其れ庶幾からん乎。

〔字義〕 ○莊暴、齊の宣王の臣○樂、音樂。

〔義解〕 齊王の臣、孟子に面會して曰く、拙者が、王に謁見した時、王が拙者に、音樂が好きだといふことを語られた。そのことが、王者として是であるか、非であるか知らないから、之に對して未だ何とも答へませんでした。王が音樂を好まれるのは、是か非か如何なものであらうと尋ねるので、孟子曰く、王が、深く音樂を好まれたならば、齊國が、國を興すに間もないであらう。

他日見<sup>ニ</sup>於王<sup>一</sup>曰、王嘗語<sup>ル</sup>莊子<sup>ニ</sup>、以<sup>テ</sup>好<sup>ム</sup>樂有<sup>リ</sup>語<sup>リ</sup>、王變<sup>ニ</sup>乎色<sup>一</sup>曰、寡人非<sup>ズ</sup>能<sup>ク</sup>好<sup>ム</sup>先王之樂<sup>一</sup>也、直好<sup>ム</sup>世俗之樂<sup>一</sup>耳。

〔讀方〕 他日王に見えて、曰く、王嘗て莊子に語るに、樂を好むことを以てすと、有<sup>リ</sup>語<sup>リ</sup>。王色を變じて曰く、

寡人能く先王の樂を好むに非ず、直世俗の樂を好む耳。

〔字義〕 ○變乎色、恥じて顔色を赤くすること。

〔義解〕 其後孟子は、王に謁見して曰く、王には、嘗て、臣莊子に、音樂を好まれるといふことを語られたさうだが、果して、有つたかどうか。そこで、王は、非常に恥ぢ、顔色を赤くして、拙者は先王の正樂を好むのではない、たゞ、世間一般の俗樂を好むに過ぎないのであると言はれた。

曰<sup>ク</sup>、王好<sup>ム</sup>樂甚<sup>ク</sup>、則齊其庶幾乎<sup>カ</sup>、今之樂、由<sup>ニ</sup>古之樂<sup>一</sup>也。

〔讀方〕 曰く、王の樂を好むこと甚だしくば、齊は其れ庶幾からん乎。今の樂は、由<sup>ニ</sup>古の樂のごとし。

〔字義〕 ○今之樂、世俗の樂○古之樂、先王の樂、

〔義解〕 孟子曰く、王にして、若しも、音樂を深く愛好されるならば、齊國の興隆は、近いことであらう。世俗の樂は、先王の樂と何等異つたところがないからである。

曰<sup>ク</sup>、可<sup>キ</sup>得<sup>レ</sup>聞<sup>ク</sup>與<sup>、</sup>曰<sup>ク</sup>獨<sup>リ</sup>樂<sup>シ</sup>樂<sup>、</sup>與<sup>レ</sup>人樂<sup>シ</sup>樂<sup>、</sup>執<sup>レ</sup>樂<sup>。曰<sup>ク</sup>、不<sup>レ</sup>若<sup>ク</sup>與<sup>レ</sup>人、曰<sup>ク</sup>與<sup>レ</sup>少<sup>シ</sup>樂<sup>シ</sup>樂<sup>、</sup>與<sup>レ</sup>衆<sup>ト</sup>樂<sup>シ</sup>樂<sup>、</sup>執<sup>レ</sup>樂<sup>、</sup>曰<sup>ク</sup>不<sup>レ</sup>若<sup>ク</sup>與<sup>レ</sup>衆<sup>ト</sup>。</sup>

〔讀方〕 曰く、聞くを得可きか。曰く、獨り樂して樂しむと、人と樂して樂しむと、孰れか樂しき。曰く、人と與にするに若かず。曰く、少と樂して樂しむと、衆と樂して樂しむと孰れか、樂しき。曰く、衆と與にするに若か



ずと。

〔義解〕 王曰く、其の説を承はることが出来るでせうか。孟子之に對へ且問うて曰く、王が御一人で、音楽をして楽しむのと、人々とともに、音楽をして楽しむのと、いづれが楽しいものですか。王曰く、人々と共にするのに及ぶものではない。孟子曰く、然らば、少人数であるのと、多人数であるのでは、いづれが楽しいものですか。王曰く、多人数のものと共にするのに及ぶものではない。

臣請爲<sub>レ</sub>王言<sub>レ</sub>樂。

〔贖方〕 臣請ふ、王の爲めに樂を言はん。

〔義解〕 然らば、臣が、王の爲めに、音楽のことを申しあげませう。御許しを願ひたい。

今王鼓<sub>ニ</sub>樂<sub>ニ</sub>於<sub>レ</sub>此<sub>一</sub>、百姓聞<sub>ニ</sub>王鍾鼓之聲<sub>一</sub>、管籥之音<sub>一</sub>、舉<sub>ニ</sub>疾<sub>ニ</sub>首蹙<sub>ニ</sub>額<sub>ニ</sub>而相告曰<sub>一</sub>、吾王之好<sub>ニ</sub>鼓樂<sub>一</sub>、夫何使<sub>ニ</sub>我至<sub>ニ</sub>於<sub>レ</sub>此極<sub>一</sub>也、父子不相見<sub>一</sub>、兄弟妻子離散<sub>一</sub>、今王田<sub>ニ</sub>獵<sub>ニ</sub>於<sub>レ</sub>此<sub>一</sub>、百姓聞<sub>ニ</sub>王車馬之音<sub>一</sub>、見<sub>ニ</sub>羽旄之美<sub>一</sub>、舉<sub>ニ</sub>疾<sub>ニ</sub>首蹙<sub>ニ</sub>額<sub>ニ</sub>而相告曰<sub>一</sub>、吾王之好<sub>ニ</sub>田獵<sub>一</sub>、夫何使<sub>ニ</sub>我至<sub>ニ</sub>於<sub>レ</sub>此極<sub>一</sub>也、父子不相見<sub>一</sub>、兄弟妻子離散<sub>一</sub>、此無<sub>レ</sub>他、不<sub>ニ</sub>與<sub>レ</sub>民同<sub>ニ</sub>樂<sub>一</sub>也。

〔贖方〕 今王此に鼓樂せんに、百姓王の鐘鼓の聲、管籥の音を聞きて舉首を疾ましめ、額を蹙めて相告げて曰

く、吾が王の鼓樂を好む、夫れ何ぞ我をして此の極に至らしむるや、父子相見ず、兄弟妻子離散すと。今王此に田獵せんに、百姓王の車馬の音を聞き、羽旄の美を見、舉首を疾ましめ、額を蹙めて相告げて曰く、吾が王の田獵を好む、夫れ何ぞ、我をして此の極に至らしむるや、父子相見ず、兄弟妻子離散すと。此れ他なし、民と樂を同じくせざればなり。

〔字義〕 ○管籥、管は笛、籥は笛の如くして短小穴三つあるもの○蹙額、額は、「あつ」と訓んで鼻柱のこと、蹙は、「しむ」と訓んで、しがめること、朱註には、「額を蹙めて」と訓んで、密々に相談する意味になつてゐる○田獵、鳥獸をとること。○羽旄、鳥の羽を飾つた旌。

〔義解〕 今大王が此に音楽を演奏するとすれば、人民は、王の鐘太鼓の聲や、笛の音を聞いて、誰もが苦痛を感じ、鼻柱を蹙め、互ひに話しあつて、「吾が王が獨り音楽を好ませられ、吾々人民をば、どうして、かゝる困窮の極點にまで至らしめたのだらうか。吾々は親子も一緒に居ることが出来ず、兄弟妻子も離散してしまはねばならぬ」と言ふだらう。今大王が此に遊獵をするとすれば、人民は、王の御馬車の轆る音を聞き、羽旄が美しく纏へるのを見て、誰もが、苦痛を感じ、鼻柱を蹙め、互ひに話し合つて、「吾が王が獨り遊獵を好ませられ、吾々人民をば、どうしてかくの如く困窮の極點にまで至らしめたのだらうか、吾々は親子一緒に居ることも出来ず、兄弟妻子も離散してしまはねばならぬ」と言ふだらう。これは、王が、唯一人樂しみ、仁の心を以て人民と與に樂まないからである。

今王鼓<sub>ニ</sub>樂<sub>ニ</sub>於<sub>レ</sub>此<sub>一</sub>、百姓聞<sub>ニ</sub>王鍾鼓之聲<sub>一</sub>、管籥之音<sub>一</sub>、舉<sub>ニ</sub>欣<sub>ニ</sub>欣<sub>ニ</sub>然<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>喜<sub>ニ</sub>色<sub>一</sub>、而相告曰<sub>一</sub>、吾王



庶幾無<sup>クハ</sup>疾病<sup>ニ</sup>與<sup>カ</sup>、何以能<sup>ラ</sup>鼓樂<sup>セ</sup>也、今王田<sup>ニ</sup>獵<sup>セ</sup>於此<sup>ニ</sup>、百姓聞<sup>キ</sup>王車馬之音<sup>ヲ</sup>、見<sup>テ</sup>羽旄之美<sup>ヲ</sup>、  
 舉欣欣然<sup>トシテ</sup>有<sup>ニ</sup>喜色<sup>ニ</sup>、而相告曰<sup>ク</sup>、吾王庶幾<sup>クハ</sup>、無<sup>クハ</sup>疾病<sup>ニ</sup>與<sup>カ</sup>、何以能<sup>ラ</sup>田獵<sup>セ</sup>也、此無<sup>レ</sup>他<sup>ニ</sup>、與<sup>レ</sup>民<sup>ト</sup>  
 同<sup>レ</sup>樂<sup>也</sup>也。

〔讀方〕 今王此に鼓樂せんに、百姓王の鐘鼓の聲、管籥の音を聞き、舉欣欣然として喜色ありて、相告げて曰く、吾が王庶幾はくは疾病無き與、何を以て能く鼓樂せんと。今王此に田獵せんに、百姓王の車馬の音を聞き、羽旄の美を見て、舉欣欣然として喜色ありて相告げて曰く、吾が王庶幾はくは、疾病無き與、何を以て能く田獵せんと。此れ他なし。民と樂を同じうすればなり。

〔字義〕 ○欣欣然、喜ぶ様○庶幾、慶賀の意を示すことば。

〔義解〕 今王が此に音樂を演奏するとして、人民は、王の鐘鼓の聲や、管籥の音を聞いて、皆、喜色を満面に浮べながら共に語つて「王があのように鼓樂せられるのは疾病が無い故だらうか慶賀の至りである」と言ふだらう。又、今王が遊獵をせらるゝとして、人民が、王の御馬車の轆る音や、羽旄の美しいのを見て、皆喜色を満面に浮べながら「王が斯の如くよく遊獵せられるのは疾病が無い為めだらう、誠に慶賀の至りである」と言ふだらう。これは外の事ではない。王がよく仁政を施き、人民と共に樂をせられるからである。

今王與<sup>ニ</sup>百姓<sup>ト</sup>同<sup>レ</sup>樂<sup>也</sup>則<sup>チ</sup>王<sup>ノ</sup>矣<sup>ナリ</sup>。

〔讀方〕 今王、百姓と樂を同じうせば王たらん。

〔義解〕 今王が、仁政を施かれ、人民と樂を共にしたならば、天下に王者たることが出来るだらう。

齊宣王問曰<sup>ク</sup>、文王之囿<sup>ハ</sup>方七十里<sup>ト</sup>、有<sup>リ</sup>諸<sup>ヤ</sup>、孟子對曰<sup>ク</sup>、於<sup>テ</sup>傳有<sup>レ</sup>之<sup>ナリ</sup>。

〔讀方〕 齊の宣王問ひて曰く、文王の囿は方七十里と、有諸。孟子對へて曰く、傳に於て之れ有り。

〔字義〕 ○文王、周の文王○囿、今の動物園、鳥獸を蕃育する處○傳、古書。

〔義解〕 齊の宣王が、孟子に問うて曰く、周の文王の囿は、四方七十里の廣さがあつたといふことであるが、果してさうであつたか。孟子對へて曰く、古書に書かれてあるから、實際あつたであります。

曰<sup>ク</sup>、若<sup>シ</sup>是<sup>レ</sup>其大乎<sup>カ</sup>。曰<sup>ク</sup>、民猶以爲<sup>レ</sup>小也<sup>ナリト</sup>。曰<sup>ク</sup>、寡人之囿<sup>ハ</sup>、方四十里<sup>ト</sup>、民猶以爲<sup>レ</sup>大何也<sup>ナリト</sup>。  
 曰<sup>ク</sup>、文王之囿<sup>ハ</sup>、方七十里<sup>ト</sup>、芻蕘者往焉<sup>ト</sup>、雉兔者往焉<sup>ト</sup>、與<sup>レ</sup>民同<sup>レ</sup>之<sup>ナリト</sup>、民以爲<sup>レ</sup>小<sup>ト</sup>、不<sup>レ</sup>亦<sup>ナラ</sup>宜<sup>ニ</sup>乎<sup>ナリ</sup>。

〔讀方〕 曰く、是の如く其れ大なる乎。曰く、民猶以て小なりと爲す。曰く、寡人の囿は方四十里、民猶以て大なりと爲すは何ぞや。曰く、文王の囿は方七十里、芻蕘の者も往き、雉兔の者も往き、民と之を同じうす。民以て小と爲すも、亦宜ならずや。

〔字義〕 ○芻蕘、芻は草、蕘は薪、草や薪を採る人、樵者○雉兔、獵をするもの、獵人

〔義解〕 宣王曰く、文王の囿はそのやうに廣大なものか。孟子曰く、人民は、それでもまだ小さいと言つてゐ



る。宣王曰く、拙者の圃は僅か四方四十里位であるのに、人民は、それでも大き過ぎると言つてゐるのは、如何なる故であるか。孟子曰く、文王の圃は四方七十里であるけれども、樵夫も獵人もその中に往つて、或は草薺を探り、雉兔を取つてゐて、文王一人の占有とせず、人民と共にしてゐるのである。それ故に、まだ小さ過ぎると言つてゐるのである。誠に尤もなことではありませんか。

臣始至<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>境<sub>ニ</sub>、問<sub>ニ</sub>國<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>大<sub>ニ</sub>禁<sub>ニ</sub>、然後<sub>ニ</sub>敢<sub>ニ</sub>入<sub>ニ</sub>、臣聞<sub>ニ</sub>郊<sub>ニ</sub>關<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>内<sub>ニ</sub>、有<sub>ニ</sub>圃<sub>ニ</sub>方<sub>ニ</sub>四十<sub>ニ</sub>里<sub>ニ</sub>、殺<sub>ニ</sub>其<sub>ニ</sub>麋<sub>ニ</sub>鹿<sub>ニ</sub>者<sub>ニ</sub>、如<sub>ニ</sub>殺<sub>ニ</sub>人<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>罪<sub>ニ</sub>、則<sub>ニ</sub>是<sub>ニ</sub>方<sub>ニ</sub>四十<sub>ニ</sub>里<sub>ニ</sub>、爲<sub>ニ</sub>阱<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>國<sub>ニ</sub>中<sub>ニ</sub>、民<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>大<sub>ニ</sub>不<sub>ニ</sub>亦<sub>ニ</sub>宜<sub>ニ</sub>乎<sub>ニ</sub>。

〔讀方〕 臣始めて境に至り、國の大禁を問ひて然る後に敢へて入る。臣聞く、郊關の内に圃方四十里あり、其の麋鹿を殺す者は、人を殺すの罪の如しと。則ち是れ方四十里、阱を國中に爲るなり、民以て大なりと爲すも亦宜ならずや。

〔字義〕 ○國之境、齊の國境○問國之大禁、他に行つて其の國の禁制を問ふは當時の禮○郊關、王城の外、國外百里を郊と言つて郊外に關があつた○阱、おとしあな。

〔義解〕 私が始めて、王の國境に來た時、齊國の禁制を尋ね聞いてそれから國に入つた。その時、私が聞いたのは、郊内に入るべき關の内に、四方四十里の圃があつて、そこにゐる麋鹿を殺したものは、人を殺した者と同様な刑罰に處するといふことであつた。これは、四方四十里の落穴を國中に作つて置くも同然である。それであるから、人民があまり大き過ぎると言つてゐるのである。誠に尤もなことではないか。

齊宣王問曰、交隣國有道乎、孟子對曰有、惟仁者爲能以大事小、是故、湯事葛、文王事昆夷、惟智者爲能以小事大、故大王者、獯鬻、勾踐事吳。

〔讀方〕 齊の宣王問ひて曰く、隣國に交るに道有るか。孟子對へて曰く、有り。惟、仁者は能く大を以て小に事ふるを爲す。是の故に、湯は葛に事へ、文王は昆夷に事ふ。惟、智者は、能く小を以て大に事ふるを爲す。故に大王者は獯鬻に事へ、勾踐は吳に事ふ。

〔字義〕 ○有道乎、方法があるか○湯事葛、湯は殷の湯王、葛國の王が祖先を祭ることをしなかつたので、湯は之に牛羊をおくつて祭祀せしめた○文王事昆夷、昆夷は西夷の國名、周の文王は昆夷のために度々惱まされたが、交を絶たなかつた○大王者、大王は周の文王の祖父、獯鬻は夷國の名で、夏の頃の名稱、大王は獯鬻に攻められて郊の地を去つた。郊の地を追はれる時、皮幣、珠玉、犬馬を送つて事へようとしたが、免れることが出来なかつた○勾踐事吳、勾踐は越王、吳は國名、王を夫差といつた。勾踐は夫差に破られ會稽山にゐて夫差に事へた。

〔義解〕 齊の宣王が孟子に、隣國と交際するに當つて、適當なる方法があるかと問はれた。孟子は之に對へて、勿論有ります。そして惟、仁の心を持つてゐる者は、その寛大な心と、惻隱の心とで、大國であるからと誇ることなく、小國に事へて仁政を施すものである。だから殷の湯王は大國でありながら小國の葛に事へ、周の文王も同様昆夷に事へたのである。惟、明敏で事の道理をよく辨へた智者は、時勢を推察して、小國を以て大國に事へるものである。だから、周の大王は獯鬻に事へ、越王勾踐は吳王夫差に事へたのであつた。と曰はれた。



以大事小者、樂天者也、以小事大者、畏天者也、樂天者、保天下、畏天者、保其國。

〔讀方〕 大を以て小に事ふる者は、天を樂しむ者なり。小を以て大に事ふる者は天を畏る者なり。天を樂しむ者は、天下を保ち、天を畏る者は、其の國を保つ。

〔字義〕 ○樂天、行ひが自然に天理に合して心が樂しいこと。○畏天、天理を畏れて行を慎むこと。

〔義解〕 大を以て小に事へるのは、眞に、人を愛しようといふ心で、自然、天理に合ふものであるから、天を樂しむといふことになり、小を以て大に事へるのは、天理を畏れて違ふまいとするものであるから、天を畏るといふことになる。天を樂しむものは、天地萬物を容れるに足るから、天地を保つことが出来、天を畏れるものは、天理に従つて行ひをするものであるら、一國を保ち得べきものである。

詩云、畏天之威、于時保之。

〔讀方〕 詩に曰く、天の威を畏れて、時に之を保つ。

〔字義〕 ○詩、詩經周頌我將篇、

〔義解〕 詩經に曰く、上天の御威光を畏れて、天理に違はないことにとめるものは、その國を保つものである。故に、天を樂しむものは、天下を保ち得べきものである。

王曰、大哉言矣、寡人有疾、寡人好勇。

〔讀方〕 王曰く、大なる哉言や。寡人疾有り、寡人勇を好む。

〔義解〕 宣王感歎して曰く、實に立派な言葉ではないか。しかし、拙者に一つの悪い癖がある。拙者剛勇を好むので、小國を憐むことも出来ず、大國に事へることも出来ない。

對曰、王請無好小勇、夫撫劍疾視曰、彼惡敢當我哉、此匹夫之勇、敵一人者也、王請大之。

〔讀方〕 對へて曰く、王請ふ、小勇を好むこと無れ。夫れ劍を撫して疾視して曰く、彼惡んぞ敢て我に當らん哉と、此れ匹夫の勇、一人に敵する者なり。王請ふ、之を大にせよ。

〔字義〕 ○撫劍、劍を抜かうとする有様○疾視、にくみ見る○匹夫之勇、一下郎の勇氣。

〔義解〕 對へて曰く、大王が勇氣を好ませられるのはよるしいが、どうぞ、小勇を好まれぬやうしたいものである。一時の憤怒の爲めに、刀の柄に手をかけて、目を怒らし、じろく見まはして、彼が、何で我に敵對することが出来ようなどと傲慢な素振をするのは、一下郎の血氣の勇であつて、僅かに一人の敵に當り得るだけのものに過ぎない。大王にはどうぞ、大勇をお好みになつていただきたいものである。

詩云、王赫斯怒、爰整其旅、以遏徂莒、以篤周祜、以對于天下、此文王之勇也、



文王一怒而安天下之民。

〔讀方〕 詩に云く、王赫として斯に怒り、爰に其の旅を整へて、以て徂く莒を過め、以て周の祐を篤くし、以て天下に對ふと。此れ文王の勇なり。文王一たび怒りて、天下の民を安んず。

〔字義〕 ○詩、詩經大雅皇矣篇○王、周の文王○赫、怒つた様○旅、もろく、衆○莒、もろく衆。

〔義解〕 詩經に云く、密の人が、周の文王の命令に背き、兵を起して阮を侵略しようとしたので、文王は、赫然として怒り、密が軍勢を整へて阮に攻め入らうとしたのを止めて、周の幸福を厚くし、周を仰いでゐる天下の人心に報いるところがあつた。此れは、文王の勇たる所以である、文王が一度、赫然として怒つたことが、天下の人民を安からしめた大勇なのである。

書曰、天降下民、作之君、作之師、惟曰、其助上帝、寵之四方、有罪、無罪、惟我在、天下曷敢有越厥志、一人衡行於天下、武王恥之、此武王之勇也、而武王亦一怒、而安天下之民。

〔讀方〕 書に曰く、天、下民を降して、之が君と作し、之が師と作す。惟れ曰く、其れ上帝を助けて、之を四方に寵す、罪あるも、罪なきも、惟だ我在り、天下曷ぞ敢て厥の志を越ゆること有らんやと。一人天下に衡行するも、武王之を恥づ、此れ武王の勇なり。而して、武王も亦一たび怒りて天下の民を安んず。

〔字義〕 ○書云、書經の周書秦誓篇○寵四方、寵愛の心を四方に示すこと○衡行、横行と同じ、亂を起すこと。

〔義解〕 書經に曰く、天帝が此の世に人民を降し生んで、下民の爲めに、君を立て、政を掌らせ、師を立て、教訓を示させられ、天帝の及ばないところを助けて、人民の安全をはからせるから君師の位にあるものを寵愛するといふ心を四方に示すのである。然るに、今、自分は、天帝の命によつて人民の君師の地位に在るのであるから、天下の罪ある者は誅し、罪なき者は安んずることが出来るのである。どうして、其の志を過ぎ越え亂を起して人民を虐待するやうなことがあらう。當時、殷の紂王一人だけが横暴を極めるので、武王は、それを恥として、紂王を討つたのである。これは、武王の大勇であつて、文王と同様、一度赫然と怒つて天下の人民を安全に保護したのである。

今王亦一怒、而安天下之民、民惟恐王之不好勇也。

〔讀方〕 今王も亦一たび怒りて、天下の民を安んぜば、民惟だ王の勇を好まざるを恐れん。

〔義解〕 大王にも、文王、武王の如く、一度、赫然と怒を發して、天下の人民を安全に擁護なされたならば、天下の人民は皆喜び従つて、惟、大王の勇氣を好まれないことを氣遣ふだらう。勇氣を好む弊を悪いと言ふ必要は更にないのである。

齊宣王見孟子於雪宮、王曰、賢者亦有此樂乎、孟子對曰、有、人不得、則非其上矣。



〔讀方〕 齊の宣王、孟子を雪宮に見る。王曰く、賢者も亦此の樂ありや。孟子對へて曰く、有り、人得ざれば其の上を非る。

〔字義〕 ○雪宮、離宮○非其上、君主を非難すること。

〔義解〕 齊の宣王が或時、孟子を離宮にやどらせ、面會して、「世の賢君と呼ばれるものも、このやうな處に遊ぶことを樂とせられるだらうか」と曰はれた。すると孟子は對へて、「勿論あります、何人を問はず、此の樂を得なかつたら、その君主を非難するものである。故に、樂は人民と共にすべきものである」と言つた。

不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>而非<sub>レ</sub>其上<sub>一</sub>者非也、爲<sub>レ</sub>民上<sub>一</sub>而不<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>民同<sub>レ</sub>樂者亦非也。

〔讀方〕 得ずして其の上を非る者は非なり。民の上となりて、民と樂を同じうせざる者も亦非なり。

〔義解〕 人民が其の樂しみを同じうすることが出来ないからといつて、君主を非難するのは、固より非である。併しながらまた、君たるべきものが、人民と其の樂を同じくしないのも亦非である。

樂<sub>レ</sub>民之樂<sub>一</sub>者、民亦樂<sub>レ</sub>其樂<sub>一</sub>、憂<sub>レ</sub>民之憂<sub>一</sub>者、民亦憂<sub>レ</sub>其憂<sub>一</sub>、樂<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>天下<sub>一</sub>、憂<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>天下<sub>一</sub>、然而不<sub>レ</sub>王者未<sub>レ</sub>之有<sub>一</sub>也。

〔讀方〕 民の樂を樂しむ者は、民も亦其の樂を樂しみ、民の憂を憂ふる者は、民も亦其憂を憂ふ。樂しむに天下を以てし、憂ふるに天下を以てす、然り而して王たらざる者は未だ之あらざるなり。

〔義解〕 君主たるべきものが、民と樂を同じくし、民の樂を樂しむ時は、民もその恩に感じて、君主の樂をも樂しむだらう。また、君主が、民の貧苦の憂をよく見て、民と共に憂ふるならば、民はその恩に感じて、君の憂をも憂ふるだらう。此の如く、君民天下舉つて樂しみ、憂ひて、眞の王者となり得なかつたものは、未だ嘗てないのである。

昔者齊景公問<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>晏子<sub>一</sub>曰<sub>ク</sub>、吾欲<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>觀<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>轉附朝儻<sub>一</sub>、遵<sub>レ</sub>海<sub>レ</sub>而南放<sub>レ</sub>于琅邪<sub>一</sub>、吾何修<sub>レ</sub>而可<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>比<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>先王<sub>一</sub>觀<sub>レ</sub>也。

〔讀方〕 昔者、齊の景公、晏子に問ひて曰く、吾れ轉附朝儻に觀び、海に遵ひて南琅邪に放らんと欲す。吾れ何を修めてか、以て先王の觀に比す可き、

〔字義〕 ○晏子、齊の臣、名は嬰○觀、あそぶ、遊○轉附朝儻、山の名○放、いたる、至○琅邪、齊の東南にある地名。

〔義解〕 むかし、齊の景公が、臣の晏子に問うて、「四方の國々を親しく見聞して、人民の状態を知るの必要な事である。自分は、轉附、朝儻の二山を視察し、なほ、海に添うて、南の方瑯邪の地まで行かうと思ふ。自分は如何なることを修めて行つたならば、先王が視察なされたことと比較し、相並んで後世まで残すことが出来るだらうか」と仰せられた。

晏子對曰<sub>ク</sub>、善哉問<sub>レ</sub>也、天子適<sub>レ</sub>諸侯<sub>一</sub>曰<sub>ク</sub>巡狩<sub>一</sub>、巡狩者巡<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>守<sub>レ</sub>也、諸侯朝<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>天子<sub>一</sub>曰<sub>ク</sub>



述職、述職者述<sup>ト</sup>所<sup>ト</sup>職也。無<sup>シ</sup>非<sup>ル</sup>事者、春<sup>ハ</sup>省<sup>テ</sup>耕<sup>ス</sup>而<sup>ヒ</sup>補<sup>ヒ</sup>不<sup>レ</sup>足、秋<sup>ハ</sup>省<sup>テ</sup>斂<sup>ム</sup>而<sup>ヒ</sup>助<sup>ク</sup>不<sup>レ</sup>給。夏<sup>ハ</sup>諺<sup>ニ</sup>曰、吾<sup>レ</sup>王<sup>不</sup>遊、吾<sup>レ</sup>何<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>休、吾<sup>レ</sup>王<sup>不</sup>豫、吾<sup>レ</sup>何<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>助、一遊一豫、爲<sup>ニ</sup>諸侯<sup>ノ</sup>度<sup>一</sup>。

〔讀方〕 晏子對<sup>コ</sup>て曰く、善い哉問や。天子諸侯に適<sup>シ</sup>て巡<sup>ル</sup>狩<sup>ト</sup>と曰ふ。巡狩とは、守る所を巡るなり。諸侯天子に朝するを述職と曰ふ。述職とは、職とする所を述ぶるなり。事に非ざる者なし。春は耕すを省<sup>ミ</sup>て足らざるを補ひ、秋は斂<sup>キ</sup>むるを省<sup>ミ</sup>て給<sup>タ</sup>らざるを助く。夏の諺に曰く、吾が王遊ばざれば、吾何を以てか休はん。吾が王豫しまずんば、吾れ、何を以てか助からん。一遊一豫、諸侯の度たりと。

〔字義〕 ○無非事者、皆それ〳〵の用向がある〇度、法度。

〔義解〕 晏子が對<sup>コ</sup>て曰く、誠に結構な王の御質問である。天子が諸侯の國においてなさるのを巡狩といふのである。巡狩といふのは、諸侯の守つてゐる土地を巡りあるいて、その政の善惡を視察することである。又、諸侯が、天子の朝に罷り出ることを述職といふのである。述職といふのは諸侯が勤めてゐることを申し述べて、その功績を發表することである。かくの如く、天子や諸侯が往き來するのは、何もなすことなく空しくするのではない。春は人民の耕作する状況を視察し、種々の不足があつたならば、政府は、倉庫を開いてその不足分を補給し、秋は、人民の收穫する状況を視察し、收穫の不足があつたならば、やはり、政府の倉庫を開いて、其の不足分を補助するのである。夏の諺に「吾が王が、若し遊びにおいてになり、民の状況を視察なさらなかつたならば、どうして吾々人民が休息することが出来よう、また、吾が王が、若し、人民の困苦を救済することを豫めなかつたなら

ば、吾々がどうして上の御助けを受けることが出来よう。王の一遊一豫は、凡て、人民にその恩惠が及び、諸侯の法度となるべきものである」と。

今<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>然<sup>ラ</sup>、師<sup>ヲ</sup>行<sup>キ</sup>而<sup>シ</sup>糧<sup>ヲ</sup>食<sup>シ</sup>、飢<sup>ル</sup>者<sup>ハ</sup>弗<sup>シ</sup>食<sup>ハ</sup>、勞<sup>ス</sup>者<sup>ハ</sup>弗<sup>シ</sup>息<sup>ハ</sup>、眊<sup>ト</sup>眊<sup>ト</sup>胥<sup>ヒ</sup>譏<sup>リ</sup>、民<sup>乃</sup>作<sup>ス</sup>慝<sup>ヲ</sup>、方<sup>レ</sup>命<sup>ニ</sup>虐<sup>シ</sup>民<sup>ヲ</sup>、飲食<sup>ス</sup>者<sup>ハ</sup>若<sup>シ</sup>流<sup>ル</sup>、流<sup>ル</sup>連<sup>テ</sup>荒<sup>ル</sup>亡<sup>ス</sup>、爲<sup>ニ</sup>諸侯<sup>ノ</sup>憂<sup>一</sup>。

〔讀方〕 今は然らず、師<sup>ヲ</sup>行<sup>キ</sup>きて糧<sup>ヲ</sup>食<sup>シ</sup>し、饑<sup>ル</sup>る者は食はず、勞<sup>ス</sup>する者は息はず、眊<sup>ト</sup>眊<sup>ト</sup>として胥<sup>ヒ</sup>譏<sup>リ</sup>り、民乃ち慝<sup>ヲ</sup>を作す。命<sup>ニ</sup>方<sup>カ</sup>ひ、民を虐げ、飲食すること流<sup>ル</sup>るゝが若<sup>シ</sup>し。流連<sup>テ</sup>荒<sup>ル</sup>亡<sup>ス</sup>、諸侯の憂たり。

〔字義〕 ○師、もろ〳〵、多くの兵士〇眊眊、目をそばだてゝ見る様〇胥譏、相謗る、口を揃へて惡口を言ふ〇作慝、うらみをなす、相惡すること〇流連<sup>テ</sup>荒<sup>ル</sup>亡<sup>ス</sup>、遊興に耽つて心を奪はれること。

〔義解〕 現代の諸侯の巡遊は先王のやうでなく、其の出遊するに當つては、衆兵が同行し、その糧食は人民から供給させ、且、人民を驅使するがために、飢<sup>ル</sup>たるものも食ふことが出来ず、勞<sup>ス</sup>するものも休むことが出来ず、遂には互に口を揃へて非謗し、怨惡しいものはない、そも〳〵、天子の命は、人民を教養安撫するものであるのに、其の天命に背き、人民を虐待し、人民から、徵收した費用を飲食の料とし、恰も、水の流れる如く盡きる所もなく、流連<sup>テ</sup>荒<sup>ル</sup>亡<sup>ス</sup>、奢侈の限りを極め、徒に、世の諸侯の憂苦を招くばかりである。

從<sup>ヒ</sup>流<sup>ル</sup>下<sup>リ</sup>而<sup>シ</sup>忘<sup>ル</sup>反<sup>ヲ</sup>、謂<sup>フ</sup>之<sup>ヲ</sup>流<sup>ニ</sup>、從<sup>ヒ</sup>流<sup>ル</sup>上<sup>リ</sup>而<sup>シ</sup>忘<sup>ル</sup>反<sup>ヲ</sup>、謂<sup>フ</sup>之<sup>ヲ</sup>連<sup>ト</sup>、從<sup>ヒ</sup>獸<sup>ヲ</sup>無<sup>ク</sup>厭<sup>ム</sup>、謂<sup>フ</sup>之<sup>ヲ</sup>荒<sup>ト</sup>、樂<sup>シ</sup>酒<sup>ヲ</sup>無<sup>ク</sup>



厭、謂之亡。

〔讀方〕 流に従ひて、下りて反るを忘る、之を流と謂ふ。流に従ひて、上りて反るを忘る、之を連と謂ふ。獸を従ひて、厭くことなき、之を荒と謂ふ。酒を樂みて、厭くことなき、之を亡と謂ふ。

〔義解〕 水の流に従つて舟を下し、遊興を縱にして反ることを忘れるのを流といひ、流に逆つて舟を牽き上せ、自分の好むところに戀々としてゐて反ることを忘れるのを連といひ、獸を追うて山林に獵し、飽くこともなく時を費すのを荒といひ、飲酒に耽り、飽くこともなく、吾が身を亡ぼすのを亡といふので、この四つが現今の弊風である。

先王無<sub>シ</sub>流連之樂、荒亡之行、惟君所<sub>レ</sub>行也。

〔讀方〕 先王は流連の樂、荒亡の行なし。惟だ君の行ふ所のままなり。

〔義解〕 先王の出遊は、巡狩か、述職か、省耕か、省斂であつて、流連の樂や、荒亡の行は無かつたのである。先王の法によられるか現時の虐政にならされるか、たゞ君の行爲の如何によるまでである。

景公說、大戒<sub>ニ</sub>於國、出舍<sub>ニ</sub>於郊、於<sub>レ</sub>是始興發、補<sub>ニ</sub>不足、召<sub>ニ</sub>太師、曰、爲<sub>レ</sub>我作<sub>ニ</sub>君臣相說之樂、蓋徵招角招是也、其詩曰、畜<sub>ニ</sub>君何尤、畜<sub>ニ</sub>君者好<sub>ニ</sub>君也。

〔讀方〕 景公説びて、大に國を戒め、出でて郊に舍る、是に於て始めて、興廢して足らざるを補ふ。太師を召して曰く、我が爲めに君臣相説ぶの樂を作れと。蓋し、徵招、角招是なり。其の詩に曰く、君を畜むるは何ぞ尤めんと。君を畜むるは君を好するなり。

〔家義〕 ○興發、政府の倉庫を開くこと○太師、音樂を司る官、今の樂人○徵招角招、樂には宮商角徵羽の五聲がある。角は民に當り、羽は事に配す。徵招も、角招も音樂の名。

〔義解〕 景公は晏子の言に感じ、大に國中に命令を發し、宮に安居せず郊外に宿泊し、人民の状態を視察し、倉庫を開いて、人民の不足を補ひ、樂人を召し出して「君臣共に心の和合することは昔から困難なことゝされてゐる。然るに、今、晏子の言を聞いて自分は非常に悦んでゐる。晏子もやはり、その意志を得たことを悦んでゐる。この君臣互に悦び合へる情を樂曲に作れ」と命ぜられた。今日傳つてゐる徵招、角招の二樂が、それである。徵は事に當り、角は民に配するから、君臣共に事を爲し、人民の爲めに悦び合ふといふことになる。その詩に「君を畜むる、何ぞ尤めん」とあるが、それは、晏子が其の君の願をとめても、尤を招いて、罪を受けないといふことである。

齊宣王問曰、人皆謂<sub>ニ</sub>我毀<sub>ニ</sub>明堂、毀<sub>ニ</sub>諸己乎。

〔讀方〕 齊の宣王問ひて曰く、人皆我に明堂を毀てといふ。毀たんや。己めんや。

〔家義〕 ○明堂、齊の泰山にある明堂、明堂は天子が巡狩する時諸侯に參朝せしめて政を聽く爲めに造つたもの。

〔義解〕 齊の宣王が孟子に問うて、「久しい間齊に明堂があつたが、人々は皆、我に向つて之を破壊せよといふ。これは、果して破壊すべきものであるか、また破壊すべからざるものか」と言はれた。



孟子對曰、夫明堂王者之堂也、王欲行王政、則勿毀之。

〔讀方〕 孟子對へて曰く、夫れ明堂は王者の堂なり。王、王政を行はんと欲せば、之を毀つこと勿れ。

〔字義〕 ○王者之堂、王者が政令を行ふ堂。

〔義解〕 孟子對へて曰く、さて明堂は、王者巡狩の時、政令を行ふ處である。王が、王道を行はうと欲するならば、之を破壊してはならぬ。

王曰、王政可得聞與、對曰、昔者文王之治岐也、耕者九一、仕者世祿、關市譏而不征、澤梁無禁、罪人不孥、老而無妻曰鰥、老而無夫曰寡、老而無子曰獨、幼而無父曰孤、此四者天下窮民、而無告者、文王發政施仁、必先斯四者、詩云、哿矣富人、哀此鞫獨。

〔讀方〕 王曰く、王政聞くことを得可き與。對へて曰く、昔者文王の岐を治むるや、耕す者は九が一、仕ふる者は祿を世にし、關市譏て征せず、澤梁禁なく、人を罪するは孥までにせず。老いて妻なきを鰥と曰ひ、老いて夫なきを寡と曰ひ、老いて子なきを獨と曰ひ、幼にして父なきを孤と曰ふ。此の四者は天下の窮民にして、告ぐる事なき者なり。文王政を發し、仁を施すに、必ず斯の四者を先にす。詩に云く、哿いかな富める人、哀しいかな此の鞫獨と。

〔字義〕 ○岐、周の舊國○九が一、井田の法、方一里を一井、其の田九百畝の中に、井の字を畫して九區とする。一區の田を百畝とし、中の百畝を公田、他の八百畝を私田、八家各私田百畝を受けて、公田を養ふ、故に九分の一〇譏、みる、察すること○不征、課税しない○澤梁、川の魚を取る梁○孥、妻子○詩云、詩經小雅正月篇○哿、可と同様、○鞫獨、困悴した獨身者。

〔義解〕 宣王曰はく、然らば王政とは如何なることであるか聞くことが山來ようかと尋ねられたので、孟子は對へて曰く、昔、周の文王が岐を治むるに當つて、王政を行はれた。耕作する者には九か一の法を行ひ、仕官する者には世祿を當て、關所と市には、たゞ、子細に觀察するだけで課税せず、澤梁には別に禁令を置かず、人を罪する場合は、その罪を妻子に及ぼすことなく、殊に、老いて妻のない者を鰥と曰ひ、老いて夫のないものを寡といひ、老いて子の無いものを獨といひ、幼くて父の無い者を孤といひ、此の四つの者は、天下の窮民であつて、其の困窮を訴へることも出来ないものである。文王が、仁政を施すや、必ず此の四つの窮民を救済することを第一にしたのである。そこで、詩經にも、「富める人はそれで可いだらうが、困悴した獨身者は哀むべきものである」と記されてあるといはれた。

王曰、善哉言乎、曰王如善之則、何爲不行、王曰、寡人有疾、寡人好貨、對曰、昔者公劉好貨、詩云、乃積乃倉、乃裹餼糧于棗、于棗、干棗、思戢用光、弓矢斯張、干戈戚揚、爰方啓行、故居者有積倉、行者有裹糧也、然後可以爰方啓行、王如



好<sup>ハバ</sup>貨<sup>ヲ</sup>、與<sup>ト</sup>百姓<sup>ニ</sup>同<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>、於<sup>テ</sup>王<sup>ニ</sup>何<sup>カ</sup>有<sup>ラン</sup>。

〔圖方〕 王曰く、善い哉言や。曰く、王如し之を善しとせば、何爲ぞ行はざる。王曰く、寡人<sup>やまひ</sup>疾あり。寡人<sup>やまひ</sup>貨を好む。對へて曰く、昔者公劉<sup>きやうりゆう</sup>貨を好む、詩に云く、乃ち積<sup>し</sup>し乃ち倉<sup>くら</sup>し、乃ち餼糧<sup>けいりやう</sup>を裹<sup>つ</sup>む藁<sup>わら</sup>に、戢<sup>あつ</sup>めて用<sup>もち</sup>て光<sup>ひかり</sup>にせんことを思ふ、弓矢<sup>きやうしや</sup>斯に張<sup>ひ</sup>り、干戈<sup>かんか</sup>威揚<sup>いへい</sup>、爰<sup>こゝ</sup>に方<sup>は</sup>めて行<sup>い</sup>を啓<sup>ひら</sup>くと。故に居る者積倉あり、行く者裹糧あり、然る後に以て爰に方<sup>は</sup>めて行<sup>い</sup>を啓<sup>ひら</sup>くべし。王如し貨を好まば、百姓と之を同じうせば、王たるに於て何か有らん。

〔字義〕 ○公劉、周の先祖后稷の曾孫○詩云、大雅公劉篇○積、田畝の間に露<sup>あは</sup>し貯<sup>ほ</sup>へる○倉、家にある倉に貯へる○裹<sup>つ</sup>む餼糧、裹はつゝむ、餼は乾した糧○藁、底なき袋○藁、底ある袋○干戈、楯と矛○威揚、斧鉞○啓行、出發する。

〔義解〕 宣王は感激して、御言葉は眞に立派なものであると言はれた。すると孟子が對へて、王が若し臣の言を善なりとお認めになるならば、何故に御實行にはならないのですかと言はれた。宣王曰く、拙者は之を實行しないわけではない。拙者には一つの病があり、生來財貨を好むがため、人民から取立てることが缺點で、王政を行ふことが出来ないのと。孟子對へて曰く、王は財貨を好むが故に、王政を行ふことが出来ないと言せられるが、昔、公劉は財貨を好まれた。詩經に曰く、公劉が西戎に攻められて國に遷らうとした時、先、人民を安んじようと、田には露<sup>あは</sup>し貯<sup>ほ</sup>へた穀、家には倉裏に充てた穀があつて、藁にも餼糧を裹<sup>つ</sup>み、何時か遷都をしようと計劃し民を安めて國家の威光を輝かさうと思ひ、弓矢、干戈、威揚の如き武器を準備し、出發の用意をして、國を遷さうとした。

たと。故に、公劉は、是迄在住の民には積倉あり、新都に移り行く者には糧食があり、此の如く富を足らしめて始めて出發したのである。是は、公劉の財貨を好んだ心を民にまで推し及ぼしたのである。王が若し財貨を好まれるならば、公劉の如く、人民とその富を同じくしたならば、天下に王たることに於て何ぞ難いことがあらう。

王曰<sup>ク</sup>、寡人有<sup>リ</sup>疾、寡人好<sup>ム</sup>色。對曰<sup>ク</sup>、昔者大王好<sup>ミ</sup>色愛<sup>ス</sup>厥妃。詩云、古公亶父來<sup>リ</sup>朝走<sup>シ</sup>馬、率<sup>シ</sup>西水滸、至<sup>リ</sup>于岐下、爰<sup>ニ</sup>及<sup>ニ</sup>姜女、聿<sup>ニ</sup>來<sup>リ</sup>胥宇、當<sup>リ</sup>是時<sup>ニ</sup>也、内無<sup>ク</sup>怨女、外無<sup>ク</sup>曠夫、王如好<sup>シ</sup>色、與<sup>ト</sup>百姓同<sup>レ</sup>之、於<sup>テ</sup>王何<sup>カ</sup>有<sup>ラン</sup>。

〔圖方〕 王曰く、寡人<sup>やまひ</sup>疾あり、寡人<sup>やまひ</sup>色を好む。對へて曰く、昔者大王<sup>きやうたう</sup>色を好みて厥<sup>そ</sup>の妃を愛す。詩に云く、古公亶父<sup>ここうたんぱ</sup>來りて朝<sup>あそ</sup>に馬を走らせ、西水の滸<sup>ほ</sup>に率<sup>し</sup>ひて、岐の下に至り、爰<sup>こゝ</sup>に姜女と聿<sup>つひ</sup>に來りて胥宇<sup>しよ</sup>れり。是の時に當りて、内に怨女なく、外に曠夫なし。王如し色を好み、百姓と之を同じうせば、王たるに於て何かあらん。

〔字義〕 ○大王、公劉九世の孫、本號は古公、武王の時追尊して大王、亶父は名○妃、大王の夫人姜女○詩、詩經大雅綿の篇○及姜女、及は與に同じ○怨女、獨身の女○曠夫、妻なき男。

〔義解〕 宣王曰く、拙者は財貨を好む癖ばかりでなく、女色を好む癖がある。女色を好めば、志が惑ふから王政を行ふことが出来ない。孟子對へて曰く、大王が、女色を好まれ給ふとも、王たるに何の支障もない。昔、周の大王が女色を好まれて、その妃姜女を寵愛した例が詩經に残つてゐる。古公亶父は狄人に侵され、國を遷し難を避けよう



として、早朝馬を走らせ、西河の岸に沿うて岐山の麓に至り、ここに其の妃姜女と同じく來つて相偕に住居したとある。然しながら、大王は、たゞ夫だけを重んぜられたのでなく、その女色を好む心を一般の人にまで及ぼされたのである。故に、内には夫なき女なく、外には妻なき夫なく、それ〴〵嫁し或は娶らしめたのである。大王にも、もし、女色を好む心を人民と同じくしたならば、王者となることに於て何の支障があるだらうか。

孟子謂<sup>ニ</sup>齊宣王<sup>一</sup>曰<sup>ク</sup>、王之臣、有<sup>ラ</sup>託<sup>ニ</sup>其妻子<sup>ヲ</sup>於<sup>ニ</sup>其友<sup>ニ</sup>、而<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>楚遊者<sup>ハ</sup>、比<sup>ニ</sup>其反<sup>一</sup>也、則凍<sup>ニ</sup>餒<sup>ニ</sup>其妻子<sup>一</sup>、則如<sup>レ</sup>之何。王曰<sup>ク</sup>、棄<sup>レ</sup>之。

〔讀方〕 孟子齊の宣王に謂つて曰く、王の臣其の妻子を其の友に託して楚に之きて遊ぶ者あらんに、其の反るに比びて、則ち其の妻子を凍餒せば、之を如何と。王曰く、之を棄てんと。

〔字義〕 ○託、依頼する○凍餒、こゝえうゑる。

〔義解〕 孟子が齊の宣王に諭さんとして曰く、もし王の御臣下に、其の妻子を友達に依頼して、楚國漫遊に出て行つたものがあり、歸つて來た時に當つて、其の友達が、不親切で、その妻子を凍え餓ゑさせたときは大王には其の友を如何に處分なさるか。宣王曰く、絶交すべきものであると。

曰<sup>ク</sup>、士師不<sup>レ</sup>能<sup>レ</sup>治<sup>レ</sup>士、則如<sup>レ</sup>之何。王曰<sup>ク</sup>、已<sup>レ</sup>之。

〔讀方〕 曰く、士師、士を治むること能はずんは之を如何と。王曰く、之を已めんと。

〔字義〕 ○士師、獄を治める官吏の長○士、部下の吏員。

〔義解〕 孟子曰く、もし士師の官たるものが、其の部下の士を治めることが出來ないで刑獄のことを如何に處置なさるか。宣王曰く、直ちに之を罷免しようと思ふと。

曰<sup>ク</sup>、四境之内不<sup>レ</sup>治、則如<sup>レ</sup>之何。王願<sup>ニ</sup>左右<sup>一</sup>而言<sup>レ</sup>他。

〔讀方〕 曰く、四境の内治まらざれば、之を如何と。王左右を顧みて他を言ふ。

〔字義〕 ○四境の内、一國の内○左右、近侍の士。

〔義解〕 孟子曰く、一國の君となりながら政が行はれず、國內が治まらなかつた時は、之を如何なさるか。宣王は己の過を恥ぢ、近侍の士を顧みて、他の話にまぎらした。

孟子見<sup>ニ</sup>齊宣王<sup>一</sup>曰<sup>ク</sup>、所謂<sup>ニ</sup>故國者<sup>一</sup>、非<sup>レ</sup>謂<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>喬木<sup>一</sup>之謂<sup>ニ</sup>也、有<sup>ニ</sup>世臣<sup>一</sup>之謂<sup>ニ</sup>也、王無<sup>ニ</sup>親臣<sup>一</sup>矣、昔者所<sup>レ</sup>進<sup>ニ</sup>、今日不<sup>レ</sup>知<sup>ニ</sup>其亡<sup>一</sup>也。

〔讀方〕 孟子齊の宣王に見えて曰く、所謂故國とは、喬木有るを謂ふの謂に非ず、世臣有るの謂なり。王に親臣無し、昔者進むる所は、今日其の亡ぐるを知らざるなり。

〔字義〕 ○故國、舊國○世臣、譜第の臣。

〔義解〕 孟子が齊の宣王に面會して申上げるのに「舊い國と申すのは喬木のあるためではありません。國家と休



威を同じくする諸第の臣のあるためであります。然るに王には、諸第のないばかりでなく、信頼すべき臣下さへもありません。昨日進用されたものも、今日は逃亡するといふ有様であつて、實に頼み少きことではありませんかと申上げた。

王曰、吾何以識其不才而舍之。

〔讀方〕 王曰く、吾何を以てか其の不才を識りて、之を捨てんと。

〔字義〕 ○舍之、そのまゝにしておくこと。

〔義解〕 王曰く、「その逃亡するものは皆不才の人ばかりである。その人の才不才は初めは全く知ることが出来ない故に、逃亡するものに格別意を用ゐなかつたのである併し。今日からは、どうして其の才を豫め知つて、そのまゝ登用せずにおくことが出来ようか」と曰はれた。

曰國君進賢、如不得已、將使卑踰尊疏踰戚、可不慎與。

〔讀方〕 曰く、國君賢を進むること已むを得ざるが如くし、將に卑きをして尊きに踰え、疏きをして戚しきに踰

えしめんとす、慎しまざる可けんや。

〔字義〕 ○如不得止、止むを得ず進めるやうにすること○戚、親。

〔義解〕 孟子が云ふには、「國君が賢人を登用するには止むを得ぬ事情のもとに登用したやうにし、身分の卑しいものに尊いものを踰えさせ、關係の疏いものに親しいものを踰えさせるといふことは、もしその登用した人物

が勝れた人物でないと、不平も自然起つて来るわけでありますから、餘程慎重にしなければなりません。

左右皆曰賢未可也。諸大夫皆曰賢、未可也、國人皆曰賢、然後察之、見賢焉、然後用之、左右皆曰不可、勿聽、諸大夫皆曰不可、勿聽、國人皆曰不可、然後察之、見不可焉、然後去之。

〔讀方〕 左右皆賢と云ふとも未だ可ならず。諸大夫皆賢と曰ふとも未だ可ならず。國人皆賢と曰ひて、然る後に之を察し、賢なるを見て、然る後に之を用ゐよ。左右皆不可と曰ふとも聽くこと勿れ。諸大夫皆不可と曰ふとも聽くこと勿れ。國人皆不可と曰ひて、然る後に之を察し、不可なるを見て、然る後に之を去れ。

〔字義〕 ○左右、近臣

〔義解〕 大王の近臣が彼は賢者であると言ひましても信用すべきではありません。また諸大夫が言ひましても信用すべきではありません。國中の人が皆賢者だと言ひましたならば、その理由を察してその後にお用ゐなさい。その代り、大王の近臣が皆彼は無能であると誹りましてもお聞き入れなさいますな、また諸大夫が誹りましても、お聞き入れなさいますな。國中の人が皆誹るやうなことがありましたならば、よくその誹る理由を考へてその後にお退けなさい

左右皆曰可殺、勿聽。諸大夫皆曰可殺、勿聽、國人皆曰可殺、然後察之、見可殺焉。然後殺之。故曰國人殺之也。如此然後可以爲民父母。



〔讀方〕 左右皆殺す可しと曰ふとも聽くこと勿れ。諸大夫皆殺す可しと曰ふとも聽くこと勿れ。國人皆殺す可しと曰ひて、然る後に之を察し、殺す可きを見て、然る後に之を殺せ。故に國人之を殺すと曰ふなり。此の如くにして然る後に以て民の父母たる可し。

〔義解〕 「大王の近臣が皆殺す可しと申上げてもお聞き入れなさるな、諸大夫が皆殺す可しと申上げてもお聞き入れなさるな。國中の人が皆殺す可しと言ふならば、その殺すべき理由を考察してその後に殺しなさい。故に、實際は君が殺したものを國人がこれを殺したものと言ひます。かやうになつて來て始めて民の父母となることが出来るのであります」と申し上げた。

齊宣王問曰、湯放桀、武王伐紂、有諸。孟子對曰、於傳有之。

〔讀方〕 齊の宣王問ひて曰く、湯桀を放ち、武王紂を伐つと、有りや、孟子對へて曰く、傳に於て之れ有りと。

〔義解〕 齊の宣王問うて曰はれるに「殷の湯王は夏の桀王を南巢に流し、周の武王は殷の紂王を牧野に伐つたとあるが、それは事實であるか」と。孟子對へて曰く、「如何にも、それは書經といふ書物にあります」と。

曰、臣弑其君、可乎。

〔讀方〕 曰く、臣其の君を弑すること可なるかと。

〔義解〕 宣王孟子に、「臣下の身分として、その君を弑しても理に於て可なるものか」と。

曰、賊仁者謂之賊、賊義者謂之殘、殘賊之人、謂之一夫、聞誅一夫、紂之矣、未聞弑君也。

〔讀方〕 曰く、仁を賊ふ者は之を賊と謂ひ、義を賊ふ者は之を殘と謂ふ。殘賊の人は之を一夫と謂ふ。一夫の紂を誅するを聞く。未だ君を弑するを聞かざるなり。

〔字義〕 ○賊、凶暴にして天理を滅すこと○傷、道理を覆し人倫を敗ること○一夫、衆人背くため君と雖も一丈夫と同様。

〔義解〕 「君として貴き所以は仁義を行ひ給ふからであります。仁を害するものは、その心が凶暴で天理を滅しますから之を賊と申します。義を害する人は、其の行、眞理を覆し人倫を敗りますから殘と申します。かくの如き殘賊の人はたとひ君王であつても、人心が離反しますから一疋夫と同様であります。周の武王が一疋夫紂を誅したといふことは豫て聞いてゐますけれども、未だ其の君を殺害したといふことは聞き及びません」と對へた。

孟子見齊宣王曰、爲巨室、則必使工師求大木、工師得大木、則王喜以爲能勝其任也。匠人斲而小之、則王怒以爲不勝其任矣。夫人幼而學之、壯而欲行之、王曰姑舍、女所學而從我、則如何。

〔讀方〕 孟子齊の宣王に見えて曰く、巨室を爲らば、則ち必ず工師をして大木を求めしめん。工師大木を得ば、



則ち王喜びて以爲らく能く其の任に勝へたりと。匠人割りて之を小にせば、則ち王怒りて以爲らく其の任に勝へずと。夫れ人幼にして之を學び、壯にして之を行はんと欲す、王姑く女が學ぶ所を舍きて我に従へといはば、則ち如何ん。

〔字義〕 ○巨室、大なる宮殿 ○工師、大工の棟梁 ○學之、聖賢の道を學ぶこと ○壯、年三十をいふ血氣盛んな年。

〔義解〕 孟子が齊の宣王に面會して申し上げるのに、「大王が若し、大なる宮殿を御建築なさるならば、必ず大工の棟梁に命じて大木を求めさせるでせう。棟梁が大木を得たならば、大王には、この木ならば役に立つと言つて御悦びになるでせうが、大工がそれを割つて小さくしましたなら、大王には、これではもう役に立たないとお怒りになるでせう。然るに今、人が幼少から聖賢の道を學び、三十歳にもなつて明君に遇ひ、その學んだ所を用ゐようとするのに、大王には、姑く汝が學んだところを差置いて、我が意に従へといふのは如何なる理由でありますか。」

今有璞玉於此、雖萬鎰、必使玉人彫琢之、至於治國家、則曰姑舍女所學而從我、則何以異於教玉人彫琢玉一哉。

〔讀方〕 今此に璞玉有らば、萬鎰と雖も、必ず玉人をして之を彫琢せしめん。國家を治むるに至りては、則ち姑く女が學ぶ所を舍きて我れに従へといはば、則ち何を以てか玉人に玉を彫琢するを教ふるに異ならんやと。

〔字義〕 璞玉、あらたま、玉がまだ石の中にあるもの ○鎰、一鎰は二十兩 ○玉人、玉を彫琢する人 ○彫琢、玉を

みがき飾ること。

〔義解〕 今此にあら玉があるとし、その價は萬鎰に過ぎないでも、大王には玉人に命じて之をお琢かせなさるでせう。今國家を治めることを、萬鎰の玉に比較したならば、遙かに重大であります。而して賢者が國家を治めることに慣れてゐることは玉人が玉を琢くのと同様でありますのに、大王には却つて、汝の學ぶ所は姑くおいて我が意に従へと申さるるは、玉人に玉を彫琢することを教へるのと異つたことがないではありませんか。」と。

齊人伐燕勝之。

〔讀方〕 齊人燕を伐ちて之に勝つ。

〔義解〕 昔燕王喟が其の宰相子之を信じたあまり、王位を子之に讓つたので、燕の民が叛き、國內が亂れた。その機に乗じて齊人は軍を興して燕を伐ち大勝利を得た。

宣王問曰、或謂寡人勿取、或謂寡人取之。以萬乘之國、伐萬乘之國、五旬而舉之、人力不至於此、不取必有天殃、取之何如。

〔讀方〕 宣王問ひて曰く、或は寡人に取ること勿れと謂ひ、或は寡人に之を取れと謂ふ。萬乘の國を以て萬乘の國を伐つに五旬にして之を舉ぐ。人力は此に至らず。取らざれば、必ず天の殃有らん。之を取ること何如んと。

〔義解〕 齊が燕を破つた時、宣王が孟子に問うて曰はれるには、或者は拙者に利は貧るものでない、燕を取るな



と言ひ、或者は拙者に、時は失すべきものでない、之を取れと謂ふ。齊も燕も共に萬乗の國であるのに、僅か五十日で全部取つてしまふといふことは、人力ではからまでは行くまい。思ふに天意ではあるまいか。してみると之を取らないのは、天意に逆ふわけで、何か殃を招くかも知れない。むしろ取つたら如何であらうか。」と。

孟子對曰、取之而燕民悅則取之、古之人有<sub>リ</sub>行之者、武王是也、取之而燕民不<sub>レ</sub>悅、則勿<sub>レ</sub>取、古之人有<sub>リ</sub>行之者、文王是也。

〔讀方〕 孟子對へて曰く、之を取りて燕の民悦ばば、則ち之を取れ。古の人之を行ふ者有り。武王是れなり。之を取りて燕の民悦ばざれば、則ち取ること勿れ。古の人之を行ふ者有あり。文王是れなり。

〔義解〕 孟子對へて曰はれるには、「天意はいざ知らず、若し燕を取つて、その人民が悦ぶならば、天意の存するところですからお取りなされ。昔の人にも之を實行した人がをります。それは武王であります。併し燕を取つて人民が悦ばなかつたならば、天意が存しないのですから、お取りなさるな。昔の人で之を實行したものがありません。それは文王であります。

以<sub>テ</sub>萬乗之國、伐<sub>ニ</sub>萬乗之國、簞食壺漿、以<sub>テ</sub>迎<sub>ニ</sub>王師、豈有<sub>レ</sub>他哉、避<sub>ニ</sub>水火<sub>一</sub>也、如<sub>ニ</sub>水益<sub>一</sub>深<sub>一</sub>如<sub>ニ</sub>火益<sub>一</sub>熱<sub>一</sub>、亦運而已矣。

〔讀方〕 萬乗の國を以て萬乗の國を伐つに簞食壺漿して以て王の師を迎ふるは、豈に他有らんや、水火を避けんとてなり。水の益々深きが如く、火の益々熱きが如くならば亦運らん而已と。

とてなり。水の益々深きが如く、火の益々熱きが如くならば亦運らん而已と。

〔字義〕 ○簞食壺漿、簞は竹製にて食物を盛る器、食は飯、壺はつぼ、漿は水或は酒○運而已、朱子の説では、方向を轉じて他に救助を求めること、中井履軒の説では、不運が運つて齊に歸ること。

〔義解〕 萬乗の國が萬乗の國を伐つに、燕の人民が王師の來たことを聞き、食物を籠に盛り、酒を壺に入れて大王の軍隊を迎へ勞ふといふのは、何も他心のあらう筈はありません。たゞ燕の水火の如き暴虐な政から逃れたいが爲めに救を王に求めたのであります。それが若し、水が益々深いやうに、火が益々熱いやうに燕に比べて一屬暴虐な政を行いましたならば、燕の人民は更に他國に救助を求めればかりであります。

齊人伐<sub>レ</sub>燕取<sub>レ</sub>之、諸侯將<sub>レ</sub>謀<sub>レ</sub>救<sub>レ</sub>燕。

〔讀方〕 齊人燕を代ち之を取る。諸侯燕を救ふことを謀らんとす。

〔義解〕 齊が孟子の言を用ゐず、燕の人民を苦しめたので列國の諸侯は皆兵を興して燕を救助しようとした。

宣王曰、諸侯多<sub>シ</sub>謀<sub>レ</sub>伐<sub>ニ</sub>寡人<sub>一</sub>者、何以待<sub>レ</sub>之。孟子對曰、臣聞、七十里爲<sub>ニ</sub>政於天下<sub>一</sub>者湯是也、未<sub>レ</sub>聞<sub>下</sub>以<sub>ニ</sub>千里<sub>一</sub>畏<sub>レ</sub>人者<sub>上</sub>也。

〔讀方〕 宣王曰く、諸侯寡人を伐たんことを謀る者多し。何を以てか之を待たんと。孟子對へて曰く、臣聞く七十里にして政を天下に爲す者は湯是れなり。未だ千里を以て人を畏るる者を聞かず。



〔字義〕 ○何以待之、如何なる策を以て諸侯に接するか○七十里、四方七十里の領地で中國の諸侯のこと。

〔義解〕 宣王その謀を聞き孟子に曰ふには、「諸侯が拙者を攻める謀をしてゐるやうであるが、如何なる策によつて之れに接すべきであらうか。」と。孟子對へて、「僅か七十里の領地の小侯でも仁政を布いて天下に王となりましたのは湯王であります。千里の諸侯の身でありながら人を畏れるものは未だ聞き及びません」。

書曰、湯一征自葛始、天下信之、東面征西夷怨、南面征北狄怨、曰、奚爲後我、民望之若大旱之望雲霓也、歸市者不<sub>レ</sub>止、耕者不<sub>レ</sub>變、誅其君而弔其民、若時雨降、民大悅。書曰、俟我后、后來其蘇。

〔讀方〕 書に曰く、湯一めて征することを葛より始む。天下之を信じ、東面して征すれば西夷怨み、南面して征すれば北狄怨む。曰く、奚爲れぞ我を後にすと。民の之を望むこと大旱の雲霓を望むが若し。市に歸するものは止まず、耕す者は變かず、其の君を誅して其の民を弔す、時雨の降るが若く、民大いに悦べり。書に曰く、我が后を俟つ、后來らば其れ蘇らんと。

〔字義〕 ○書曰、書は書經の商書仲虺之語の文○大旱、大ひでり○雲霓、雲と虹、永く雨が降つた後虹が東に見えれば晴れ、永く晴れてゐて虹が西に見えれば雨が降るといふ○時雨、時に應じて降る雨、

〔義解〕 書經の商書仲虺の文に、「殷の湯王が初めて征伐したのは葛から着手したのでありますが、天下の人

は皆、湯の志が民を救ふにあるものと信じて居ましたので、湯王が東に向つて征伐すれば、西方の夷狄が怨み、南に向つて征伐すれば、北方の夷狄が怨んで曰ふには、何故湯王は我が國を後廻しになさるか。と。敵國の人民が湯王の來るのを待つてゐることは、丁度農夫が大旱の時に雲霓を眺めて大雨の來るのを待つてゐるのと同様であります。湯の軍隊が來ると、人民皆安堵して、商人は市場に安んじて商賣をし農夫は野に安んじて耕して居ります。湯はたゞ罪ある君を誅し、憐む可き人民を慰撫するばかりでありますから、恰も時雨の降るやうに人民が大に悦びあふのであります。それで書經に「我が君が早く來て我を救つてくださるのを待つ、來て救つてくださったなら我も蘇生するであらう。」とあります。

今燕虐其民、王往而征之、民以爲、將拯己於水火之中也、簞食壺漿以迎王師、若殺其父兄、係累其子弟、毀其宗廟、遷其重器、如之何其可也、天下固畏齊之彊也。今又倍地而不行仁政、是動天下之兵也。

〔讀方〕 今燕其の民を虐す。王往きて之を征せば、民以爲らく將に己を水火の中に拯はんとすと。簞食壺漿して以て王の師を迎ふ。若し其の父兄を殺し、其の子弟を係累し、其の宗廟を毀ち、其の重器を遷さば之を如何にせば其れ可ならん。天下固より齊の彊きを畏る。今又地を倍して仁政を行はずんば、是れ天下の兵を動かさん。

〔字義〕 ○拯、救ふ○係累、捕縛○宗廟、民の祖先の廟○重器、珍寶の器○動、招き寄せること。



〔義解〕 今燕は其の人民を虐待して居りますから、大王が往いて御征伐なさいましたならば燕の人民は皆、大王が水火の苦しみから救つて下さるものと思ひ、簞食壺漿して大王の軍隊を迎へるのであります。然るに若し燕の人民の父兄を殺し、その子弟を捕縛し、或は燕王の宗廟を毀ち、その寶物を奪ひ、燕の人民を失望させるやうなことをなさいましたならば、どうして無事に治まりませう。天下の諸侯は元來齊の國の強いことを忌み恐れてゐるのであります。それを、今又燕を取つてその地を倍にしながら仁政を行はれませんでしたならば、天下の大兵を招き寄せるやうなものであります。

王速出令、反其旄倪、止其重器、謀於燕衆、置君而後去之、則猶可及止也。

〔讀方〕 王速かに令を出し、其の旄倪を反し、其の重器を止め、燕の衆に謀りて君を置いて而る後に之を去らば、則ち猶ほ止むに及ぶ可きなりと。

〔字義〕 ○旄倪、旄は老人、倪は小兒、燕の捕虜をさす。

〔義解〕 大王が速かに命令を御下しなされ燕の捕虜となつてゐる老人や小兒を放還し、奪つた寶物を燕の地に止め、燕の人人と相談をして賢者を選んで君となし、燕の國を引き上げられましたならば、まだ天下の兵を中止することが出来るであります。と申し上げた。

鄒與魯閔、穆公問曰、我有司死者三十三人、而民莫之死也、誅之則不可勝誅、不誅則疾視其長上之死而不救、如之何則可也。

〔讀方〕 鄒魯と閔ふ、穆公問ひて曰く、吾が有司死する者三十三人、而して民之に死すること莫し。之を誅せば則ち勝て誅す可からず。誅せざれば則ち其の長上の死を疾視して救はず。之を如何んせば則ち可ならんと。

〔字義〕 ○鄒、もと魯の附庸國○閔、閔ふ○穆公、鄒の君○不可勝誅、人が多くて誅し盡せないこと。

〔義解〕 鄒と魯とが戦つた時、鄒の君穆公が孟子に問はれるには、「此の度の戦に於て、吾が役人で討死したものが三十三人の多きに達したけれども、人民には一人も討死したものもない。誠に怪しからぬから、之を誅しようと思ふが、其の数があまりに多くて誅し盡せない。といつてそのまま捨て置けば、目上の人の討死するのを疾み視て更に救はうともしないやうになるであらう。如何にしたならばよからうか。」と。

孟子對曰、凶年飢歲、君之民、老弱轉乎溝壑、壯者散而之四方者、幾千人矣。而君之倉廩實、府庫充、有司莫以告、是上慢而殘下也。曾子曰、戒之、戒之、出乎爾者反乎爾者也。夫民今而後得反之也。君無尤焉。

〔讀方〕 孟子對へて曰く、凶年飢歲には君の民老弱は溝壑に轉じ、壯者は散じて四方に之く者幾千人、而して君の倉廩實ち、府庫充つ。有司以て告ぐること莫し。是上慢にして下を殘ふなり。曾子曰く、之を戒めよ、之を戒めよ、爾に出づる者は爾に反る者なりと。夫れ民今にして而る後に之を反すを得たるなり。君尤むること無れ。

〔字義〕 ○轉乎溝壑、溝や壑に倒れ死ぬこと○倉廩、米倉○府庫、財貨を入れる倉○無告、困難なことを言ふて



救はないこと○曾子、孔子の弟子で徳行の高い人。

〔義解〕 孟子對へて「それには理由のあることであります。蓋し、饑饉年には、老人や小兒で他へ移轉することの出来ないものは、溝や谷に身を投じて死に、血氣盛んな者は他國に食を求めて四方に流浪するものが幾千人あるだらうか。然るに、大王の倉や物置には穀が満ち溢れてをり、土藏には財貨が充満してゐるけれども、役人達は君に申し上げて、人民を救助しようともなさいません。これは役人が暴慢であつて人民を虐待するわけであります。昔曾子は「よく注意に注意を重ねよ。自分のしたことは何事にまれ、報いの來るものである」と申されましたが、今日始めて大王にお報いしたものと思はれますから、何もそれ程深くお尤めいたすこともありません。

君行仁政、斯民親其上、死其長一矣。

〔讀方〕 君仁政を行はば、斯に民其の上に親み、其の長に死せん。

〔字義〕 ○上、大王をさす○長、有司をさす。

〔義解〕 大王が仁政をおしきなさいましたならば、民は必ずその君を親しみ、その長上のためには身命を惜しまないやうになります。

滕文公問曰、滕小國也、問於齊楚、事齊乎、事楚乎。

〔讀方〕 滕の文公問ひて曰く、滕は小國なり。齊、楚に問まれり。齊に事へんか。楚に事へんか。

〔字義〕 ○滕、國の名○文公、當時の賢君。

〔義解〕 滕の文公が孟子に問はれるには、「わが滕國は小國である。然るに齊楚の二大國の間に挟まれてゐるが、齊に事ふべきであらうか、また楚に事ふべきであらうか。」と。

孟子對曰、是謀非吾所能力及也、無己則有一焉、鑿斯池也、築斯城也、與民守之、效死而民弗去、則是可爲也。

〔讀方〕 孟子對へて曰く、是の謀は吾が能く及ぶ所に非ず、己むこと無くんば、則一有り。斯の池を鑿り、斯の城を築き、民と與に之を守り、死を效して民去らずんば、則ち是れ爲す可きなりと。

〔字義〕 ○池、城隍○效死、一命を差出す。

〔義解〕 孟子對へて曰はれるには、「齊に事へたらよいか、楚に事へたらよいか、その謀は私などの考の及び難いところではありますが、こゝに一策があります。それは、此の濠を深くし、此の城を高く築き、人民と與に固く守り、一朝事ある場合には、人民が一命を捨てても退く心がないならば、獨立し得られるといふことは理の當然であります。」と申しあげた。

滕文公問曰、齊人將築薛、吾甚恐、如之何則可。

〔讀方〕 滕の文公問ひて曰く、齊人將に薛に築かんとす。吾甚だ恐る、之を如何せば則ち可ならんと。

〔字義〕 ○薛、滕に近い國。



〔義解〕 滕の文公が孟子に問はれるには、「齊は鄰國の薛の國を滅し、其處に城を築かうとしてゐる。やがては吾が國へ逼つて来るだらうが、甚だ心配に堪へない。如何にしたらよからうか。」と。

孟子對曰、昔者大王居邠、狄人侵之、去之岐山之下居焉、非擇而取之、不得已也。

〔讀方〕 孟子對へて曰く、昔者大王邠に居る、狄人之を侵す。去りて岐山の下に之きて居る、擇びて之を取るに非ず、己むを得ざればなり。

〔字義〕 ○邠、邠と同様、地名、

〔義解〕 孟子對へて、「昔者、周の古公亶父は邠の土地にをられました。その時、狄人が来て侵略しました。そこで、大王は邠の地を捨てて岐山の下に立ち去つて住んでをられました。それは邠の地を好み擇んで移轉したのであります。人民を傷ふことを思つて、止むを得ず立ち去られたのであります。」

苟爲善、後世子孫必有王者矣、君子創業垂統、爲可繼也、若夫成功則天也、君如彼何哉、彊爲善而已矣。

〔讀方〕 苟も善を爲さば、後世子孫必ず王者有らん。君子業を創め、統を垂れ、繼ぐべきを爲す。若し夫れ成功は、則ち天なり。君彼を如何んせんや、彊めて善を爲さんのみ。

〔字義〕 ○爲善、徳を修め仁を行ふこと○垂統、統緒を後世に遺すこと。

〔義解〕 古公亶父の如く徳を修め仁を行ひなされましたならば、子孫の運を開き、後世、子孫の中に王者となるものも必ず出るであります。凡て君子は、正しい事業を計劃し統緒を後世に遺し子孫をして楽しんで繼續させるやうにせられるものであります。其の功の成ると成らぬとは、天命であつて如何んともすることの出来ないものであります。只つとめて善事を行ふより外に道がないのであります。

勝文公問曰、勝小國也、竭力以事大國、則不得免焉、如之何則可。孟子對曰、

昔大王居邠、狄人侵之、事之以皮幣、不得免焉、事之以犬馬、不得免焉、

事之以珠玉、不得免焉、乃屬其耆老而告之曰、狄人之所欲者、吾土地也、吾

聞之也、君子不以其所養人者害人、二三子何患乎無君、我將去之、去

邠踰梁山、邑于岐山之下居焉、邠人曰、仁人也、不可失也、從之者如歸市。

〔讀方〕 滕の文公問ひて曰く、滕は小國なり。力を竭して以て大國に事ふとも、則ち免るるを得ず。之を如何んせば、則ち可ならんと。孟子對へて曰く、昔者、大王邠に居る、狄人之を侵す。之に事ふるに皮幣を以てすれども、免るるを得ず。之に事ふるに、犬馬を以てすれども、免るるを得ず。之に事ふるに、珠玉を以てすれども、免るるを得ず。乃ち其の耆老を屬めて、之れに告げて曰く、狄人の欲する所の者は吾が土地なり、吾之を開けり。君子は



其の人を養ふ所以の者を以て、人を害せずと。二三子何ぞ君無きを患へん、我將に之を去らんとすと。邠を去りて梁山を踰え。岐山の下に邑して居る。邠人曰く、仁人なり、失ふ可からずと。之に従ふ者市に歸するが如し。

〔字義〕 ○皮幣、皮は虎豹麋鹿の皮、幣は帛○耆老、老人

〔義解〕 滕の文公が孟子に問はれるに、「滕は小國であるから、力を盡して奉事しても、侵略の患を免かれることが出来ないが、如何したらよからうか。」と。孟子は對へて、「昔、大王が、邠に居られました時、狄人が度々侵略して來ました。その時大王は、獸皮や幣帛などを贈りましたが侵略を免れませんでした。よつて、犬馬の類を贈つて奉事しようとしても侵略を免れませんでした。更に珠玉を贈りましたが免れませんでした。そこで大王は、邠の老人達を集めて諭されましたのに『狄人が侵略して來るのは、皮幣犬馬珠玉を望んでではない、吾が土地を望んでである。君子は人を養ふべき土地の爲めに人を傷けるものではないといふことである。故に、余は邠の地を狄人に與へようと思ふ。汝等は何も君の地に君のないのを氣遣ふには及ぶまい。之れから立退かうと思ふ。』と、梁山を踰え、岐山の下に來られて住んでをりました。然るに邠人の曰ふには、『吾が君は仁愛深き君である。如何してこのやうなまたと得られない君に離れられようか。』と、大王を慕うて岐に移つて來たこと恰も市に往く人が先を争ふやうでありました。

或曰、世守也、非身之所能爲也、效死勿去。

〔讀方〕 或ひとの曰く、世の守なり、身の能く爲る所に非ず。死を效して去ること勿れ。

〔字義〕 ○世守、土地は先人から受けたもので世々之を守るものだといふこと。

〔義解〕 或る人の説によりますと、「土地は先祖から受けたものであるから、子孫は代々、大切に守るべきもので、自分の自由にすべきものではない。故に、たとひ艱難に遭遇しても、その國を去らず生命を共にすべきものだ」と申します。

君請擇於斯二者。

〔讀方〕 君請ふ斯の二者を擇べと。

〔義解〕 故に、大王には御熟考の上この二者の中一つをお擇びなさい。

魯平公將出、嬖人臧倉者請曰、他日君出、則必命有司所之、今乘輿已駕矣、有司未之知、所之、敢請、公曰、將見孟子、曰何哉、君所爲、輕身以先於匹夫者、以爲賢乎、禮儀由賢者出、而孟子之後喪、踰前喪、君無見焉、公曰諾。

〔讀方〕 魯の平公將に出でんとす。嬖人臧倉といふ者請ひて曰く、他日君出づれば、則ち必ず有司に之く所を命ぜ、今、乘輿已に駕す、有司未だ之く所を知らず、敢て請ふと。公曰く、將に孟子に見えんとすと。曰く、何ぞや、君の身を輕んじて以て匹夫に先だつことを爲すは。以て賢と爲すか、禮義は賢者より出づ。而るに孟子の後の



喪は前の喪に踰えたり。君見ゆること勿れと。公曰く、諾と。

〔字義〕 ○魯平公、魯國の君、平は諡○嬰人、寵愛の人○臧倉、臧は姓、倉は名○禮義由賢者出、賢者の起居は禮義に適ひ、動作は義に合ふといふこと。

〔義解〕 魯の平公が出御せられようとした時、寵愛の臣臧倉といふものが申し上げましたのに、「君が前日に他へお出で遊ばされる時は、必ずその旨を係の役人に御命じなされる習慣でありましたが、今日は君の御車の御仕度も既に調つてをりますのに、役人だけはまだお出かけなさる所を存じません。全體、何處へ御出かけなされるのですか、その旨を承はりたく存じますと、伺ひますと平公は、「孟子に面會しようと思ふ。」とお答へにられました。すると臧君が、「それは何事でございますか。君の御身を輕んじ、此方から孟子の如き一匹夫を御訪問なされるいふことは、孟子を賢者と思召してのことで御座いますか。孟子は賢者では御座いません。一體賢者の起居動作は禮義に適つてをるべきものでありますのに、孟子はその禮義も辨へてをりません。孟子が後に行つた母の喪は、前に行つた父の喪より分を踰えて鄭重であつたといふことであります。かゝる禮義を辨へないものには、御面會御無用で御座います。」と申上げますと、平公は、「いかにも承知した。」と申されて御出なさいませんでした。

樂正子入見曰、君爰爲不見孟軻也、曰或告寡人曰、孟子後喪、踰前喪、是以不往見也。曰何哉、君所謂踰者、前以士、後以大夫、前以三鼎、而後以五鼎、與、曰否、謂棺槨衣衾之美也、曰非所謂踰也、貧富不同也。

〔讀方〕 樂正子入りて見えて曰く、君爰爲れぞ孟軻を見ざると。曰く、或ひと寡人に告げて曰く、孟子の後の喪は前の喪に踰えたりと、是を以て往きて見ざるなりと。曰く何ぞや、君の所謂踰とは、前には士を以てし、後には大夫を以てす。前には三鼎を以てし、後には五鼎を以てするか。曰く、否、棺槨衣衾の美を謂ふなりと。曰く、所謂踰ゆるに非ず、貧富同じからざればなり。

〔字義〕 ○樂正子、孟子の門人○三鼎、士の祭の禮○五鼎、大夫の祭の禮○棺槨、内にあるものを棺、之を掩ふものを槨○衣衾、死人に着せる着物。

〔義解〕 樂正子が平公に面會して、「君には何故に孟子に御面會になりませんか。」と申しますと、平公は、「或る人が拙者に、孟子は父の喪よりも母の喪を鄭重にしたといふことを話したが、かゝる禮儀を辨へない人にはと思つて面會しなかつたのである。」と答へられました。すると樂正子は、「それは、何故でありますか。前には士の禮を以て父を祭り、後には大夫の禮を以て祭りましたから、それを申すので御座いますか」と。申し上げると、平公は、「それではない、棺槨衣衾すべてが立派であつたといふことである。」と答へられました。樂正子は「それは母の喪が父の喪に踰えたのではありません。貧富の相違があつたからで御座います。」と申し上げた。

樂正子見孟子曰、克告於君、君爲來見也、嬖人有臧倉者、沮君、君是以不果來也。曰、行或使之、止或尼之、行止非人所不能也。吾之不遇魯侯、天也、臧氏之子、焉能使予不遇哉。



〔讀方〕 樂正子孟子に見えて曰く、克、君に告げ、君來りて見えんとす。嬖人臧倉といふ者有りて君を沮む、君是を以て來ることを果さざるなりと。曰く、行くも之を使しむるあり、止るも之を尼むるあり、行止は人の能くする所に非ず、吾の魯公に遇はざるは天なり。臧氏の子、焉んぞ能く予をして遇はざらしめんや。

〔字義〕 ○克、樂正子の名○沮、邪魔し止めること○尼、止と同様○臧氏之子、臧倉のこと。

〔義解〕 樂正子が孟子に面會して、「私から君に申し上げ、君に出御なされる所でありましたのに、寵愛の臣臧倉といふ者が邪魔をしましたため、君には出御をお見合せになられました。」と言ふと、孟子は、「君が出御なさるには、他に推稱するものもある。またお見合せになられるには、誹つて止めたものがある。一見、行くも止めるも人に由るもの様ではあるけれども、之れは天の命ずるところであつて、人力の如何ともすることの出来ないものである。余が魯公に遇はないのも、つまり天が、天下を平治することを好まない爲であらう。臧倉などに何で余に遇はしめないといふやうなことが出來ようか。」と。

### 公孫丑章句上

篇首に、公孫丑問曰といふ語があるからそれを取つて篇名とした。上下の二篇にわかれてゐる。

公孫丑問曰、夫子當路於齊、管仲晏子之功、可復許乎。

〔讀方〕 公孫丑問ひて曰く、夫子路に齊に當らば、管仲、晏子の功復許てす可きか。

〔字義〕 ○公孫丑、姓は孫、名は丑、孟子の門人で齊國の人○夫子、孟子○當路、國政を執る要職にゐるもの○管仲、齊の大夫で名は夷吾、齊の桓公を輔けて覇業をさせた人○晏子、晏嬰、齊の景公に仕へた人○許、あててす。

〔義解〕 公孫丑が孟子に問うて、「齊國が若しも先生を國政の要職に當らせましたならば、先生は、桓公を相けて名高き管仲や、景公を相けて名高き晏子の如き功業を期しなされますか。」

孟子曰、子誠齊人也、知管仲晏子而已矣。

〔讀方〕 孟子曰く、子は誠に齊人なり。管仲晏子を知るのみと。

〔義解〕 孟子曰く、「汝は齊國で生れただけでたゞ管仲や晏子を非常な豪傑と思つて、聖賢の學術事功のあるのを知らないのである。」

或問乎曾西曰、吾子與子路孰賢。曾西蹙然曰、吾先子之所畏也。曰、然則吾子與管仲孰賢。曾西斃然不悅曰、爾何曾比子於管仲、管仲得君如彼其專也。行乎國政如彼其久也、功烈如彼其卑也、爾何曾比子於是。

〔讀方〕 或ひと曾西に問ひて曰く、吾子と子路と孰か賢れると。曾西蹙然として曰く、吾先子の畏るゝ所なり



と。曰く、然らば則ち吾子と管仲と孰か賢れると。曾西そうせい然として悦はずして曰く爾何ぞ曾ち予すまはわれを管仲に比する。管仲の君を得ること彼が如きは其れ専らなり。國政を行ふこと彼が如きは其れ久し。功烈こうれつ彼が如きは其れ卑しいや。爾何ぞ曾ち予を是に比すると。

〔字義〕 曾西、曾子の孫、曾子の子ともいふ。○子路、孔子の門人、仲由、字は季路。○蹇然、不安な貌。○先子、曾子を指す。○吾子、曾西を指す。○得君、君の信任を受けること。○功烈、事蹟の顯著なこと。

〔義解〕 或る人が曾西に問うて、「御身と子路とは人品に於て何れが勝るとお思ひですか。」といふと、曾西は不安な面持をして、「子路は孔門の高足で、吾が先祖曾子すら畏敬した人、如何して自分などが及ばうか。」と答へた。或る人また「然らば御身は管仲と何れが勝つてゐるとお思ひなさるか。」と申しますと、曾西は怒氣を顔に浮べて、「何故予を管仲と比較するのか、桓公は管仲に心を委ねて信任し、其の執政も四十年の久しい間であつたのに、管仲は王者の仁政に氣づかず、只覇道を行つたといふことは、功業も卑しいではないか、然るに御身は何故予を管仲などに比較するか。」と。

曰、管仲曾西之所不爲也、而子爲我願之乎。

〔讀方〕 曰く、管仲は曾西の爲さざる所なり。而して子我が爲に之を願ふかと。

〔義解〕 孟子曰く、「管仲は曾西すら取らないといふのに御身は如何して、我に管仲たらんことを望むのであるか。」と。

曰、管仲以其君一霸、晏子以其君一顯、管仲晏子、猶不足爲歟。

〔讀方〕 曰く、管仲その君を以て霸たらしめ、晏子はその君を以て顯れしむ。管仲晏子猶ほ爲すに足らざるか。

〔義解〕 公孫丑が辯解して曰く、管仲は桓公を相けて、大名の旗頭とし、晏子は景公を相けてその君の名を後世に顯はしたものであります。二人の功業かくの如くであるのに、先生には、之れでも取るに足らずと仰せられますか。

曰以齊王、由反手也。

〔讀方〕 曰く、齊を以て王たること。由ほ手を反すがごときなり。

〔字義〕 ○王、王業を成すこと。

〔義解〕 孟子曰く、「齊の如き大國で仁政を行ふならば、天下に王業を成さんこと、手を反すやうに容易なことである。」と。

曰、若、是則弟子之惑滋甚、且以文王德、百年而後崩、猶未洽於天下、武王周公繼之然後大行、今言王若易、然則文王不足法歟。

〔讀方〕 曰く、是の如くんば、則ち弟子の惑滋々甚だし。且つ文王の徳を以て、百年にして而して後に崩ず、猶未だ天下に洽からず、武王周公之に繼ぎて然る後に大に行はる。今、王たること易きが若しと言ふ。然らば則ち文



王は法るに足らざるか。

〔字義〕 ○如是、齊王たること手を反すが如きことを指す○惑、疑惑○滋、益と同じ○百年、文王は九十七歳まで生きたから○武王周公、武王は文王の子、周公は武王の弟。

〔義解〕 公孫丑曰く、「そのお話のやうですと、疑惑は益々増すばかりであります。且文王は、あれ程の盛徳をお具へになられて而も九十七歳まで存命にされましたが、それでも、徳教を天下に布くことが出来ませんでした。武王や周公は、その志を繼いで、初めて天下を平定し、教化が行はれたのであります。然るに、今王となることは容易であるとお話によつてみれば、文王も法るに足らぬもので御座いますか。

曰、文王何可當也、由湯至於武丁、賢聖之君六七作、天下歸殷久矣、久則難變也。武丁朝諸侯、有天下、猶運之掌也、紂之去武丁未久也、其故家遺俗流風善政、猶有存者、又有微子微仲王子比干箕子膠鬲、皆賢人也、相與輔之、故久而後失之也、尺地莫非其有也、一民莫非其臣也、然而文王猶方百里起、是以難也。

〔讀方〕 曰く文王は何ぞ當る可き、湯より武丁に至るまで賢聖の君六七作る。天下殷に歸すること久し。久しければ則ち變じ難し。武丁諸侯を朝し、天下を有つこと、猶ほ之を掌に運らすが如し。紂の武丁を去ること未だ久し

からず、其の故家遺俗、流風善政、猶存する者有り。又微子・微仲・王子比干・箕子・膠鬲有り。皆賢人なり。相與に之を輔相す、故に久しくして後に之を失へるなり。尺地も其の有に非ざるは莫く、一民も其の臣に非ざるは莫し。然り而して文王は猶ほ方百里にして起る、是を以て難きなり。

〔字義〕 ○湯、殷の湯王○武丁、殷王の名○六七作、湯より武丁までの間に太甲、太戊、祖乙、盤庚等の賢聖等六七十人出たといふこと○紂、殷王の名、殷はこの時に滅びた。武丁を去る七代百八年○故家、舊臣の家○遺俗、舊民の風俗○流風、修身齊家の教化○微子、微仲、王子比干、箕子、いづれも紂の一族の賢人○膠鬲、同姓の賢人。

〔義解〕 孟子曰く、「文王は如何してこの話にあたらうか。文王が王者たり得なかつたのは徳の有無にあるのではなくて、時勢の上から許されなかつたのである。殷の先祖湯王から武丁に至るまで聖賢ともいふ可き明君が六七人も出た上に、天下の民が皆久しく殷に歸服して居たから、人心が固結して變じ難く、而も武丁は非常な英主で、天下の諸侯を朝せしめ、天下をば恰も掌中のものを取扱ふが如く治められたが、その武丁から紂までは僅かに七世百八年、年代もあまり久しくないから、武丁時代の舊家も、風俗も教化も善政も多く残つて居る上に、微子、微仲、王子比干、箕子、膠鬲等の賢人があつて、紂王を輔けたからして、紂の暴虐とはいへ、急に滅びず久しい間を経て天下を失つたのである。紂王のかくの如き暴政ですら天下は一統し、尺寸の土地も殷の領地でないものはなく、一人の臣も、殷の臣民でないものはない。この時に當つて、如何に聖人とはいへ、文王は地方百里の小諸侯から身を起したることであるから、王たることの難いのは當然なことではないか。



齊人有言、曰雖有智慧、不如乘勢、雖有鐵基、不如待時、今時則易然也。

〔讀方〕 齊人言へること有り。曰く、智慧有りと雖も、勢に乗ずるに如かず。鐵基有りと雖も時を待つに如かずと。今の時は則ち然し易きなり。

〔字義〕 ○鐵基、耒耜の類、田地を耕す器、

〔義解〕 御身は齊人であるから齊の諺で申さう。齊の諺に「如何に智慧があつて事を計劃しても、時勢に乗じて事をなすには及ぶものでない。また如何に耕作の器具が揃つてを つても、時節を待て種子を蒔くには及ぶものでない。」といふことがあるが、その時節、時勢といふのは今日の時を言ふのであつて、今日の時勢は實に目的を達し易い時勢である。

夏后殷周盛、地未有过千里者也、而齊有其地矣、雞鳴狗吠相聞、而達乎四境、而齊有民矣、地不改辟矣、民不改聚矣、行仁政而王、莫之能禦也。

〔讀方〕 夏后、殷周、の盛んなる、地未だ千里に過ぐる者は有らず。而して齊其の地を有つ。雞鳴狗吠相聞えて四境に達す。而して齊其の民を有つ。地改め辟かず、民改め聚めず、仁政を行ひて王たらば、之を能く禦ぐこと莫けん。

〔字義〕 ○夏后殷周、禹湯文武興王の盛時○雞鳴狗吠相聞、人家稠密のところ。

〔義解〕 夏殷周の盛代にも、諸侯の領地で百里以上のものはなかつた。然るに、今齊は土地四方千里の土地を所有し、田圃は開け、人家は稠密で、雞の鳴く聲、犬の吠える聲が國の四境にまでも聞える程である。この上は別に土地を開拓せず人民を移住させなくとも十分な國柄であるから、仁政を行つて天下に王となることを誰が妨げようか。

且王者之不作、未下疏於此時者也、民之憔悴於虐政、未下甚於此時者也、飢者易爲食、渴者易爲飲。

〔讀方〕 且つ王者の作らざる、未だ此の時より疏きは有らず。民の虐政に憔悴する、未だ此の時より甚だしき者は有らず。飢ゑたる者は食を爲し易く、渴したる者は飲を爲し易し。

〔字義〕 ○此時、宣王の時○憔悴、困苦の甚だしきこと。

〔義解〕 そのうへ、王者の作らないこと今日ほど縁遠い時代はない。従つて人民が虐政のために困苦をしてゐること今日より甚だしき時代はない。此の時に當つて仁政を行つたならば、飢ゑたものが如何なるものでも食し、渴したものが如何なるものでも飲むと同様に王者となることは容易なことである。

孔子曰、德之流行、速於置郵而傳命。

〔讀方〕 孔子曰く、徳の流行するは置郵して命を傳ふるよりも速かなりと。



〔字義〕 ○置郵、傳馬、文書の傳道をなすもの。

〔義解〕 孔子の言葉に、「人君が仁政を行ひ、恩徳を施すときは、その恩徳が傳馬を以て文書を傳道するよりも早く傳り人民が歸服するものである。」とある。

當<sup>リテ</sup>今<sup>ノ</sup>時<sup>ニ</sup>、萬乘之國、行<sup>ハバ</sup>仁政、民之悅<sup>レ</sup>之、猶<sup>ガ</sup>解<sup>ニ</sup>倒懸<sup>一</sup>也、故事半<sup>ニ</sup>古之人<sup>一</sup>、功必<sup>ハ</sup>倍<sup>レ</sup>之、惟此時爲<sup>レ</sup>然<sup>リト</sup>。

〔讀方〕 今の時に當りて、萬乘の國仁政を行はば、民の之を悦ぶこと猶ほ倒懸を解くがごとけん。故に事は古の人に半にして、功は必ず之に倍せん。惟だ此の時を然りと爲す。

〔字義〕 ○倒懸、倒に釣上げること、困苦の極をいふ、

〔義解〕 今日のやうな時に當つて、齊の如き萬乘の國が仁政を行ふならば、倒懸の苦を解いてやるやうに悦ぶことであらう。故に、仁政は古人の半程も行つたならば、その効果は必ず古人に幾倍かするであらう。

公孫丑問曰、夫子加<sup>ハ</sup>齊鄉相<sup>ニ</sup>、得<sup>レ</sup>行道焉、雖<sup>モ</sup>由<sup>レ</sup>此霸王<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>異矣、如此則動<sup>レ</sup>心否<sup>ハ</sup>乎。孟子曰、否、我四十不<sup>レ</sup>動<sup>レ</sup>心。

〔讀方〕 公孫丑問ひて曰く、夫子齊の郷相に加はりて道を行ふことを得ば、之に由りて霸王たりと雖も異まず。此の如くば、則ち心を動かすや否やと。孟子曰く、否、我四十にして心を動かさずと。

〔義解〕 公孫丑が問うて曰く、「先生が齊の宰相となられて政道をお行ひになりましたならば、齊國がそのために王者となり王者となつても別に不思議なことはありません。然し、そのやうな場合に先生には御心配なされますか。」と。孟子曰く、「否、我は年は已に四十にもなるから如何なることにも心を動かすやうなことはない。」と。

曰、若<sup>ク</sup>是則夫子過<sup>ニ</sup>孟賁<sup>一</sup>遠矣。曰、是不難、告子先<sup>レ</sup>我不<sup>レ</sup>動<sup>レ</sup>心。

〔讀方〕 曰く、是の加くば、則ち夫子は孟賁に過ぎたること遠しと。曰く、是れ難からず、告子我に先だちて、心を動かさず。

〔字義〕 ○孟賁、齊人で牛の角を抜いたといふ勇士○告子、名は不害、孟子と議論した學者。

〔義解〕 公孫丑曰く、「それならば先生には、彼の有名な勇士の孟賁にも遙かに勝つてをられます。」と。孟子曰く、「それほど難いものではない。告子の如きも我より先に心を動かさないのである。」と。

曰不<sup>レ</sup>動<sup>レ</sup>心有道乎。曰有<sup>リ</sup>。

〔讀方〕 曰く、心を動かさざるに道ありや。曰く、有り。

〔義解〕 公孫丑曰く、「心を動かさないには、何か方法がありますか。」孟子曰く、「方法がある。」と。

北宮黝之養<sup>レ</sup>勇也、不<sup>ニ</sup>膚撓<sup>一</sup>、不<sup>ニ</sup>目逃<sup>一</sup>、思<sup>フ</sup>以<sup>ニ</sup>一毫<sup>一</sup>挫<sup>ニ</sup>於人<sup>一</sup>、若<sup>シ</sup>撻<sup>ニ</sup>之於市朝<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>受<sup>テ</sup>於褐寬博<sup>一</sup>、亦不<sup>レ</sup>受<sup>テ</sup>於萬乘之君<sup>一</sup>、視<sup>レ</sup>刺<sup>ニ</sup>萬乘之君<sup>一</sup>、若<sup>シ</sup>刺<sup>ニ</sup>褐夫<sup>一</sup>、無<sup>ニ</sup>嚴諸侯<sup>一</sup>、惡聲至<sup>レ</sup>必



反之。

〔讀方〕 北宮黜の勇を養ふや、肩撓まず、目逃がず、一毫を以て入に挫らるるを思ふこと、之を市朝に撓らるるが若し。褐寬博にも受けず、亦萬乗の君にも受けず、萬乗の君を刺すを視ること、褐夫を刺すが若し。嚴る諸侯無く、惡聲至れば必ず之を反す。

〔字義〕 ○北宮黜、北宮は姓、黜は名○市朝、市と朝廷で人の多く集まる處○褐寬博、褐は手で織つた布、寬博は寛く大きい着物で、我が國のどらての如きもの。

〔義解〕 北宮黜が勇氣を養ふ方法は、自分の肩を刺されても撓むことなく、目を刺されても、まばたきもしない故に、一寸でも人に辱めを受けると、市朝の衆人の集つてゐる所で大なる恥辱でも受けたかのやうに思つて必ず復讐してその辱めを受けることはない。褐寬博の賤夫から辱を受けなければかりでなく、萬乗の諸侯よりも受けたい。故に、萬乗の諸侯を刺殺すのを見ること恰も褐寬博を殺すのと同様に心得、縦ひ萬乗の諸侯でも何ら畏れるところなく、若し己れを誹る者でもあれば必ず之に復讐するといふ勇氣の養ひ方である。

孟施舍所養勇也、曰視不勝猶勝也、量敵而後進、慮勝而後會、是畏三軍者也、舍豈能爲必勝哉、能無懼而已。

〔讀方〕 孟施舍の勇を養ふ所は、曰く、勝たざるを視ること、猶ほ勝つがごとし。敵を量りて後に進み、勝つを慮りて後に會するは、是れ三軍を畏るる者なり。舍豈に能く必ず勝つを爲さんや、能く懼るる無きのみ。

〔字義〕 ○孟施舍、孟は姓、施は之と同様發語、舍は名○三軍、上中下の三軍、一軍は一萬二千五百人、大軍といふこと。

〔義解〕 孟施舍といふものゝ勇氣を養ふ方法は、その人の言葉に「戰爭に出て、假令勝てないと思つても、勝てる積りで戦ひをするのである。敵の多寡を量つてから進み、勝つ見込を立てゝから會戦するのは、臆病者のすることであつて敵の大軍を畏れるからである。自分は如何なる場合にでも勝つといふことは保證は出來ないけれども、たゞ少しも懼れず戦ふだけである。」と。

孟施舍似曾子、北宮黜似子夏、夫二子之勇、未知其孰賢、然而孟施舍守約也。

〔讀方〕 孟子舍は曾子に似たり。北宮黜は子夏に似たり。夫の二子の勇は未だ其の孰か賢るを知らず、然り而して孟施舍は守約なり。

〔字義〕 ○似曾子、孟施舍が己を守つて物に畏れない所は、曾子が己に反求して務むる所内にある點に似てゐるといふこと○似子夏、北宮黜が人に敵することを務め、その務むる所が外にあるのと子夏が篤く聖人を信じて外に務むるところと似てゐるといふこと。

〔義解〕 孟施舍が己を守つて物に畏れないといふ所は、曾子が己に反求した點に似てゐ、北宮黜が務めて人に敵する所は、子夏が孔子を厚く信じた點に似てゐる。二人の勇は果していづれが勝つてゐるかかわからないが、兎に



角、孟施舍は物事に畏れないといふ意氣で事に當るから、守るところが要を得てゐるやうに思はれるのである。

昔者曾子謂子襄曰、子好勇乎。吾嘗聞大勇於夫子矣、自反而不縮、雖褐寬博、吾不憚焉、自反而縮、雖千萬人、吾往矣。

〔讀方〕 昔者、曾子、子襄に謂ひて曰く、子、勇を好むか、吾嘗て大勇を夫子に聞けり。自ら反みて縮からざれば褐寬博と雖も吾憚れざらん。自ら反みて縮からは、千萬人と雖も吾往かん。

〔字義〕 ○子襄、曾子の弟子○縮、なほし、直と同様。

〔義解〕 昔、曾子が子襄に教へて言ふに「御身は勇を好むか、我嘗て大勇のことを孔夫子から承はつてゐる。その言葉に、自ら我が身を省みて、疚しい所があれば、褐寬博を著る賤夫に對しても恐入るものである。もしまた自ら省みて心に疚しい所がなかつたならば、千萬人を相手としても、奮然として進み對抗して何等懼れるところがない」と。

孟施舍之守氣、又不如曾子之守約也。

〔讀方〕 孟施舍の守は氣なれば、又、曾子の守の約なるに如かず。

〔義解〕 孟施舍の守る所は單に血氣であるから曾子の守る所の自ら省みて其の要領を得てゐるのには及ばないのである。

曰敢問、夫子之不動心、與告子不動心、可得聞與、告子曰、不得於言、勿求於心、不得於心、勿求於氣、不得於心、勿求於氣、不可、不得於言、勿求於心、不可、夫志氣之帥也、氣體之充也、夫志至焉、氣次焉、故曰、持其志、無暴其氣。

〔讀方〕 曰く、敢て問ふ、夫子の心を動かさざると、告子の心を動かさざると、聞くことを得べきか。告子曰く、言に得ずとも心に求むること勿れ。心に得ずとも氣に求むること勿れ。心に得ずとも氣に求むること勿れとは可なり。言に得ずとも心に求むること勿れとは不可なり。夫れ志は氣の帥なり。氣は體の充なり。夫れ志は至り、氣は次ぐ。故に曰く、其の志を持ちて其の氣を暴ふこと無れと。

〔字義〕 ○氣之帥、一身を支配して氣を役するので帥即ち將帥と言つた○氣體之充也、氣は全身に充滿して志の命を聴きその守りとなるので志の卒徒である。

〔義解〕 公孫丑なほ重ねて問ふに「先生の心をお動しなさらぬ方法と、告子の心をお動かさないのと、そこに如何なる差がありますか承はることが出来ませうか」と。孟子曰く、「告子の言に、人の話のうち言葉に達しないところがあつても、心を用ひて思ひ運らしたならば、心は言葉のために動かされ亂れるものである。故に決して心に求めてはならない。又、自分の心に安心の出来ないことがある時、助を氣に求めたならば、心は徒らに氣に使はれるも



のであるから、つとめて心を平静にして、決して氣に求めてはならない。」と言つてゐるが、自分の考では、心には知があるけれども、氣には知がないから、心に安んじないことを氣に求めたとて、氣を腐らすだけで、何の甲斐もないことであるからこれは道理のやうであるが、言葉の意を通じることの出来ないのは、心にはその理を明にしないためであるから、言ひ得ないことは篤と心に考ふべき筈である。それを心に求めてはならないといふのは面白くない。元來志は、氣を統率する將帥で、氣は體內に充滿してゐる士卒のやうなものであるから、志があつてその次に氣があるものである。故に、志を謹んで操持して、また、その氣を順當に養ひ、決して害ふことがあつてはならないと言はれてゐる。」と答へた。

既曰、志至焉、氣次焉、又曰、持其志、無暴其氣、者何也。曰志壹則動氣、氣壹則動志也、今夫既者、趨者是氣也、而反動其心。

〔讀方〕 既に曰く、志は至り、氣は次ぐと。又曰、其志を持ちて其の氣を暴ふこと無れとは何ぞや。曰く。志壹なれば則ち氣を動かす、氣壹なれば、則ち志を動かす、今夫れ既者、趨る者は是れ氣なり。而も反つて其の心を動かす。

〔字義〕 ○壹、專一。

〔義解〕 公孫丑が重ねて孟子に問うて曰く、「先生には既に、前に志至つて、氣至るとの御話、志は重く氣は輕いのであるから、志を專ら持つてゐるやうに承知しましたけれども、又、其の志を守り、なほ其の氣を暴ふなどの御

話、それにしては氣もまた重んずべきでありませうか。」と。孟子答へて曰く「志と氣とは、互に相須つてゐるもので意志を專一にするときは、不撓の精神がきつと伴ふものであるが、倦怠の氣が起つて來るとその意志は衰へるものである。厥くのも趨るのも、氣が平靜でないから起るのであるが、その爲めに夢中になつて、心を動かすのである。故に、志は守つてゆくべきものであると同時に氣も暴つてはならないものである。」

敢問、夫子惡乎長。曰我知言、我善養吾浩然之氣。

〔讀方〕 敢て問ふ、夫子惡んか長ぜる。曰く、吾言を知る、我善く吾が浩然の氣を養ふと。

〔字義〕 ○浩然之氣、浩然是盛大流行の貌、浩は長江大河が浩々として來る意。

〔義解〕 公孫丑また孟子に問ふて曰く、「それなら先生の心を動かさぬ方法には、如何に長じてゐるところがおありですか。」と。孟子答へて曰く、「自分は道理を辨へてゐるから、天下の人の言葉によつて、よくその意志を洞察することが出来るし、また浩然の氣を養つてゐるところが告子とは異なる點である。」と。

敢問何謂浩然之氣、曰難言也。

〔讀方〕 敢て問ふ、何をか浩然の氣と謂ふと。曰く、言ひ難し。

〔義解〕 公孫丑また問うて曰く、「一體、浩然の氣とは何で御座いますか。」と。孟子答へて曰く、「之れは、心の中に自然と會得するものであつて、言語を以ては言ひ難いものである。」



其爲<sup>スル</sup>氣也、至大至剛、以<sup>テ</sup>直<sup>ヲ</sup>養<sup>ヒテ</sup>而無<sup>ク</sup>害、則塞<sup>ニ</sup>于<sup>レ</sup>天地之間<sup>ニ</sup>。

〔讀方〕 其の氣たるや、至大至剛、直を以て養ひて害すること無ければ、則ち天地の間に塞<sup>ト</sup>る。

〔字義〕 至大、限りなく大なること。○至剛、甚だ剛く屈することのないこと。

〔義解〕 試みに言うてみれば浩然の氣といふのは、限りなく大きく如何なる場合にも屈撓することのない剛いものであつて、何人でも正理を以て自然に養成したならば、天地の間に充ち塞がる程廣大なものとなる。

其爲<sup>ル</sup>氣也、配<sup>ス</sup>義與<sup>ト</sup>道、無<sup>ク</sup>是<sup>レ</sup>餒也。

〔讀方〕 其の氣たるや義と道とに配す、是れ無ければ餓う。

〔義解〕 其の氣といふのは、正義と公道と伴ふときは、其の氣がむら／＼と起つて、何ら疑ひ憚るところがないが、若しも正義に反き公道に離れる時は、餓<sup>ス</sup>れた人に力のないやうに、その活動が委縮して、事に遭遇して懼れることが多くなるものである。

是集<sup>ル</sup>義所<sup>レ</sup>生<sup>ル</sup>者、非<sup>ズ</sup>義襲<sup>ヒテ</sup>而取<sup>ル</sup>之也、行有<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>慊<sup>ニ</sup>於<sup>レ</sup>心、則餒<sup>ス</sup>矣。我故<sup>ニ</sup>曰、告子未<sup>ニ</sup>嘗<sup>テ</sup>知<sup>ラ</sup>義、以<sup>テ</sup>其<sup>ノ</sup>外<sup>ニ</sup>之也。

〔讀方〕 是れ集義の生ずる所の者なり。義襲ひて之を取るに非ず、行心に慊<sup>ト</sup>からざること有れば則ち餓う。我故に曰く、告子未だ嘗て義を知らずと。其の之を外にするを以てなり。

〔字義〕 ○集義、毎日の行が義に適つてゐること。

〔義解〕 浩然の氣は、日々道義に適つた行をし、天地に愧ぢない時には、自然に發生するものであつて、一二事が偶然義に適合したからとて得られるものではない。しかも、その行爲に慊くないことがあつたならば、忽ちに元氣が消沈するものである。故に義は心の内にあるもので、外にあるものでないことは明かである。故に我は告子は未だ義を識つてゐるものではないと言つた。それは義を外にあるとするからである。

必<sup>ズ</sup>有<sup>ル</sup>事焉而勿<sup>レ</sup>正<sup>ス</sup>心、勿<sup>レ</sup>忘<sup>ル</sup>、勿<sup>レ</sup>助<sup>ス</sup>長<sup>一</sup>也、無<sup>ク</sup>若<sup>ク</sup>宋人<sup>一</sup>然<sup>上</sup>、宋人有<sup>リ</sup>闕<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>苗<sup>之</sup>不<sup>レ</sup>長<sup>一</sup>而振<sup>ス</sup>之者<sup>上</sup>、芒芒然歸<sup>リ</sup>謂<sup>フ</sup>其<sup>ノ</sup>人<sup>一</sup>曰、今日病<sup>ス</sup>矣、予助<sup>レ</sup>苗<sup>ヲ</sup>長<sup>ス</sup>矣。其<sup>ノ</sup>子趨<sup>リ</sup>而往<sup>キ</sup>視<sup>レ</sup>之、苗<sup>ハ</sup>則<sup>チ</sup>槁<sup>ス</sup>、天下之不<sup>ニ</sup>助<sup>レ</sup>苗<sup>ヲ</sup>長<sup>一</sup>者寡<sup>シ</sup>矣、以<sup>テ</sup>爲<sup>レ</sup>無<sup>ク</sup>益<sup>ニ</sup>而舍<sup>レ</sup>之者、不<sup>レ</sup>耘<sup>レ</sup>苗<sup>者</sup>也、助<sup>レ</sup>之<sup>者</sup>長<sup>ク</sup>者<sup>ハ</sup>振<sup>レ</sup>苗<sup>者</sup>也、非<sup>ズ</sup>徒<sup>ニ</sup>無<sup>ク</sup>益<sup>ニ</sup>、而<sup>テ</sup>又<sup>テ</sup>害<sup>ス</sup>之<sup>者</sup>也。

〔讀方〕 必ず事あり。心に正すること忽れ。忘ること勿れ。助け長ずること忽れ。宋人の若く然すること無れ。宋人其の苗の長ぜざるを闕<sup>ト</sup>へて、之を振<sup>ル</sup>く者あり。芒芒然として歸り、其の人に謂つて曰く、今日病<sup>ム</sup>、了<sup>レ</sup>苗<sup>ヲ</sup>を助けて長ぜしむと。其の子趨<sup>リ</sup>往<sup>キ</sup>て之を視れば、苗は則ち槁<sup>ル</sup>れぬ。天下の苗を助け長ぜしめざる者寡<sup>シ</sup>し。以て益無しと爲して之を舍つる者は苗を耘<sup>ル</sup>らざる者なり。之を助けて長ぜしむる者は苗を振<sup>ル</sup>く者なり。徒に益無きのみならずして、又之を害す。



〔字義〕 正、あらかじめ、豫め期望することに〇振く、ぬく、抜くに同じ〇芒々然、無知盲昧の貌〇病、つかる、疲勞すること。〇稿、かる、枯死すること。

〔義解〕 氣を養ふには必ず方法手段がある。如何なる事柄に當つても、その功を豫期してはならない。其の功が見えないために、倦厭して、氣を養ふことを忘れてはならない。又、功を急いで、速成を作爲してはならない。宋人のした様なことをしてはならない。宋の人が、苗の成長しないのを憂へて、これを抜き出して長ぜしめたものがあつた。ぼんやりとして家に歸つて来て、其の家の人に「今日は疲勞した、苗の成長しないのを遺憾に思つて大きくして来た」と言ふと、其の子は不思議に思つて走つて行つて見ると、その苗は皆枯死してゐたといふことである。さて天下の人を見ると、宋人が苗を助けて長ぜしめたやうなことをしないものが寡い、告子の義は外のものを集めても益がないといふけれども、それでは、苗の成長を妨げる草を取らないで棄てて置くのと同様である。といつて無理をすることは、苗を抜き出すのと同様である。これは、單に徒勞のみでなく、根本から害ふものである。

何謂知言、曰諛辭知其所蔽、淫辭知其所陷、邪辭知其所離、遁辭知其所窮、生於其心、害於其政、發於其政、害於其事、聖人復起、必從吾言矣。

〔讀方〕 何をか言を知ると謂ふ。曰く、諛辭は其の蔽はるる所を知る。淫辭は其の陷る所を知る、邪辭は其の離るる所を知る、遁辭は其の窮まる所を知る。其の心に生ずれば、其の政を害し、其の政に發すれば其の事を害す。聖人復た起るとも必ず吾が言に従はん。

〔字義〕 〇諛辭、偏岐で公平でない辭〇淫辭、放縱で檢束のない辭〇邪辭、邪僻で正しくない辭〇遁辭、逃れ避ける辭、にげ口上。

〔義解〕 公孫丑また問うて曰く、「言を知るといふことは如何なることを申しますか。」と。孟子答へて曰く、「言は心に本づくものであるから、心さへ道理に適つてをれば、この言に缺點はない。然るに、若し、偏岐な言を吐くものは、知識が障礙されてゐることが分り、放縱な言を吐くものは、心が迷に陥つてゐることが分り、邪僻な言は、正理に離れてゐることが分り、逃げ口上を言ふものは、その心が困窮してゐることが分るものである。さて言は心に本づくものであるから、心に缺點があれば、勿論言辭にも其の缺點が生じ、之を政に施したならば、その中庸を得ず、政に害を及ぼすものである。政に發したならば、すべて理に當らないで事に害があるものである。告子が「言に得ずとも心に求むるな。」と言つたのは全くこの道理をわきまへないからであらう。將來如何なる聖人が出て、必ず吾が言に従ふものだと思ふのである。

宰我子貢、善爲說辭、冉牛閔子顏淵、善言德行、孔子兼之、曰我於辭命則不能也。然則夫子既聖矣。

〔讀方〕 宰我子貢は善く說辭を爲し、冉牛閔子顏淵は善く徳行を言ふ。孔子は之を兼ぬ。曰く、我辭命に於ては、則ち能はずと。然らば則ち夫子は既に聖なるか。

〔字義〕 〇宰我子貢、共に孔子の弟子で言辭を善くした者〇冉牛閔子顏淵、冉牛は冉伯牛、閔子は閔子騫、三人



共に孔門で徳行に長けてゐた者○辭命、辭を以て人に命ずること。

〔義解〕 公孫丑また問うて曰く、「孔門の弟子宰我子貢は言説をよくして言ふ所皆道に當り、理に適つてゐ、冉伯牛、閔子騫、顔回の三人は徳行に篤い人でありました。孔夫子は流石に聖人でありました故、これらの人々の長所を兼ねてをられたにもかかはらず、「自分は辭命を作つて應對することは出来ない。」と仰せられてゐましたが、今、先生には、自ら言を知ると申される通り言語があり、正理によつて氣を養ふと申される通り十分でありますならば、先生は孔子にもまさつて聖人であらせられますか。」と。

曰惡是何言也、昔者子貢問於孔子曰、夫子聖矣乎、孔子曰、聖則吾不能、我學而不厭、教不倦也、子貢曰、學不厭智也、教不倦仁也、仁且智、夫子既聖矣。夫聖孔子不居、是何言也。

〔讀方〕 曰く惡是れ何の言ぞや、昔者、子貢孔子に問ひて曰く、夫子は聖なるかと。孔子曰く、聖は則ち吾能はず、我は學びて厭はず、教へて倦まずと。子貢曰く、學びて厭はざるは智なり。教へて倦まざるは仁なり、仁且つ智ならば夫子は既に聖なりと。夫れ聖には孔子も居らず、是れ何の言ぞや。

〔字義〕 ○智、自ら明かなること○仁、公平無私で物を成すこと。

〔義解〕 あゝ、御身は何を申すか、昔、子貢が孔子に問うて、「先生は聖人と申す可きで御座いますか。」といふと孔子は、「聖人などは甚だ當を得ないことである。自分はたゞ、聖人の道を研究し、又、それを人に教へて倦まな

いばかりである。」と申された。すると、子貢は、「道を學んで厭はないのは智であります、人を教へて倦まないのは仁であります。仁であつて且智であるならば、先生は既に聖人であります。」と申された。してみると、孔子さへ自ら聖人だとは申されません。然るに自分を聖人だといふのは何といふ言であらう。」と。

昔者竊聞之、子夏子游子張、皆有聖人之一體、冉牛閔子顔淵、則具體而微、敢問所安。

〔讀方〕 昔者、竊に之を聞く。子夏、子遊、子張、皆聖人の一體有り。冉牛、閔子、顔淵は則ち體を具へて微なりと。敢て安る所を問ふと。

〔字義〕 ○子夏、子游、子張は孔子の弟子○一體、手とか足とかの四肢のこと○安、をる、處るに同じ。

〔義解〕 公孫丑が問うて、「孔子の門弟子夏、子游、子張などは孔子の或る一部分を學び得てをり、冉伯牛、閔子騫、顔淵などは孔子の總ての長所を具備してをりますけれども、たゞ赤子の大人に於けるが如く、人物が小さいだけのことでありますけれども、今先生には、孔子に及ばないと申しますならば、此の數子の中に比すべきものは御座いませんか。」と。

曰姑舍是。

〔讀方〕 曰く、姑く是れを舍けと。



〔字義〕 ○姑、とにかく。

〔義解〕 孟子は「それは兎も角そのまゝにしておけ」と申された。

曰伯夷伊尹何如、曰不<sub>レ</sub>同道、非<sub>レ</sub>其君、不<sub>レ</sub>事、非<sub>レ</sub>其民、不<sub>レ</sub>使、治則進、亂則退、伯夷也、何事非<sub>レ</sub>君、何使非<sub>レ</sub>民、治亦進、亂亦進、伊尹也、可<sub>レ</sub>以仕、則仕、可<sub>レ</sub>以止、則止、可<sub>レ</sub>以久、則久、可<sub>レ</sub>以速、則速、孔子也、皆古之聖人也、吾未<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>行焉、乃所<sub>レ</sub>願則學<sub>ニ</sub>孔子<sub>一</sub>也。

〔廣方〕 曰く、伯夷伊尹は何如んと。曰く、道を同じくせず、其の君に非ざれば事へず、其の民に非ざれば使はず、治まれば則ち進み、亂るれば則ち退くは伯夷なり。何に事ふとして君に非ざらん。何を使ふとして民に非ざらん。治まるにも亦進み、亂るるにも亦進むは伊尹なり。以て仕ふ可ければ則ち仕へ、以て止む可ければ則ち止み、以て久しかる可ければ、則ち久しく、以て速かなる可ければ、則ち速かなるは孔子なり。皆古の聖人なり。吾未だ行ふこと有る能はず、乃ち願ふ所は則ち孔子を學ばん。

〔字義〕 ○伯夷、孤竹君の長子、兄弟國を讓つて隱退し文王が起つた時從つたが、武王が紂を伐つた時首陽山に隱れて餓死したことは、史記列傳第一に詳細である○伊尹、有莘の處士であつたが殷の湯王が招聘して宰相とした。

〔義解〕 公孫丑又問うて、「伯夷や伊尹と比較して、先生には如何で御座いますか。」と言ふと、孟子は伯夷や伊尹は自分と主義が同様ではない。何となれば、然るべき君でなかつたならば事へず、然る可き民でなかつたならば使はず、治まる時は進んで仕へ、亂れるときは退き隱れたものは伯夷である。誰に事へても君でないことはない、誰を使つても民でないものはないと、世の中が治まつても亂れても進み事へた者は伊尹である。仕ふ可き時には仕へ退いて止むべき時には止み、久しくその國に居るべき時には久しく居り速かに去るべき時に去つたのは孔子である。これらの人は皆古の聖人であるから、自分はまだ之を行ふことは出来ないけれども、自分は孔子を學びたいと願つてゐるものである。」と答へた。

伯夷伊尹於<sub>ニ</sub>孔子<sub>一</sub>、若<sub>レ</sub>是班乎、曰否、自<sub>レ</sub>有生民<sub>一</sub>以來、未<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>孔子<sub>一</sub>也。

〔廣方〕 伯夷伊尹の孔子に於ける是の如く班しきか。曰く、否、生民有りてより以來未だ孔子有らざるなり。

〔字義〕 ○班、ひとし、齊、等と同意で高下の別のないこと。

〔義解〕 公孫丑また問うて、「伯夷、伊尹と孔子とは、その人品に於て似寄つてをりますか。」と、孟子曰く、「否、人民が生れ出て以來の聖人で、孔子のやうな徳の全き大聖人は未だ曾てない。」

曰然則有<sub>レ</sub>同與、曰有、得<sub>ニ</sub>百里之地<sub>一</sub>而君<sub>レ</sub>之、皆能以朝<sub>ニ</sub>諸侯<sub>一</sub>、有<sub>ニ</sub>天下<sub>一</sub>、行<sub>ニ</sub>一不義<sub>一</sub>、殺<sub>ニ</sub>一不辜<sub>一</sub>而得<sub>ニ</sub>天下<sub>一</sub>、皆不<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>也、是則同。



〔讀方〕 曰く、然らば則ち同じきことありや。曰く、有り、百里の地を得て之に君たらば、皆能く以て諸侯に朝し天下を有たん、一の不義を行ひ、一の不幸を殺して天下を得るは、皆爲さざるなり。是れは則ち同じ。

〔字義〕 ○百里之地、極小の地。

〔義解〕 公孫丑曰く、「三人が共に賢人であるならば、何か同一の所が御座いませうか。」と。孟子答へて曰く、「同一の事がある。百里の地を得て之に君となつたならば、三人共に仁政を行ひ諸侯を朝せしめ天下を一統するだらう。一の不義の事を行ひ、一人の無罪のものを殺して天下を取るといふことは皆爲さないのである。さうせずとも取ることの出来る力量のある點は同一である。」

曰敢問其所以異、曰宰我子貢有若、智足以知聖人、汗不至阿其所好。

〔讀方〕 曰く、敢へて其の異なる所以を問ふと。曰く、宰我子貢有若は智以て賢人を知るに足れり。汗れりとも其の好む所に阿るに至らず。

〔字義〕 ○有若、孔子の門弟○汗、くだれりとも○阿、おもねる、こびへつらふ。

〔義解〕 公孫丑問うて曰く、「然らば、孔子が伯夷伊尹と異つてゐる點は何で御座いますか。」と。孟子曰く、「宰我子貢有若は孔子の高弟であつて智識公明で、十分聖人を知るに足りてゐる。故によし三人の智識が聖人に比して劣つてはゐても、己の好む所に阿り利して空譽めするやうな事はない。」

宰我曰、以予觀於夫子、賢於堯舜遠矣。

〔讀方〕 宰我曰く、予を以て夫子を観れば、堯舜より賢れること遠しと。

〔字義〕 ○予、宰我の名。

〔義解〕 宰我曰く、「己の考で孔夫子を観察すると、その事功に於て堯舜よりも遙かに勝つてゐると思ふ。」

子貢曰、見其禮而知其政、聞其樂而知其德、由百世之後、等百世王、莫之能違也、自生民以來、未有夫子也。

〔讀方〕 子貢曰く、其の禮を見て其の政を知り、其の樂を聞きて其の德を知り、百世の後より百世の王を等するに、之に能く違ふこと莫し、生民より以來、未だ夫子有らざるなりと。

〔字義〕 ○禮、政を飾るものであるから禮を見れば政が知られる○樂、德を表はすものであるから之によつて徳が知られる○等、しなす又は、とうす、等差をつける、品定めをすること。

〔義解〕 子貢の言に曰く、「昔の人の遺した禮を見ると其の政の方針が分り、その樂を聞くとその君の徳が知られるものであるから、百世の後から百世の王を品定めするのに少しも間違はないが、人民が生じてからこの方未だ孔夫子のやうな聖人はない。」

有若曰、豈惟民哉、麒麟之於走獸、鳳凰之於飛鳥、泰山之於丘垤、河海之於行潦、類也、聖人之於民亦類也、出於其類、拔乎其萃、自生民以來、未有盛於孔子。



也、

〔讀方〕 有若曰く、豈惟だ民のみならんや。麒麟の走獸に於ける、鳳凰の飛鳥に於ける、泰山の丘垤きゆうてつに於ける、河海の行潦に於けるの類なり。聖人の民に於けるも亦類なり。其の類より出で其の萃に抜く、生民より以來、未だ孔子より盛んなるは有らざるなり。

〔字義〕 ○泰山、齊にある大なる山○丘垤、丘はをか、小岡のこと、垤は蟻の塔○行潦、潦は雨水、行路の雨水○出、傑出すること。

〔義解〕 有若の言に曰く、「たゞ單に人間にのみ同類のあるものではない。麒麟が走る獸と同類なもの、鳳凰が飛ぶ鳥と同類なもの、また泰山と小岡蟻塔、河海と路傍の雨水も亦同類のものである。聖人と人民とも亦、同じく人の類である。然しその類から傑出して群り萃つてゐるものなから抜け出てゐるのが聖人であるが、その中でも開闢以來孔子より道德に於て優れてゐるものはないのである。」と。

孟子曰、以力假仁者霸、霸必有二大國、以德行仁者王、王不待二大、湯以二七十里、文王以二百里、

〔讀方〕 孟子曰く、力を以て仁を假る者は覇たり、覇は必ず大國を有つ。徳を以て仁を行ふ者は王たり、王は大を待たず。湯は七十里を以てし、文王は百里を以てす。

〔字義〕 ○力、財多く兵強きこと○覇、旗頭、齊の桓公、昔の文公等の類。

〔義解〕 孟子曰く、「財力兵力によつて表面仁をよそほひ民を安んずることを名義とするものは覇者となることが出来るが、その覇者たるや是非とも大國を所有するものでなければ出来得ない。恩徳を施し仁政を行ふものは、天下に王者たるものであるけれども、王者たるには大國の必要はない。湯王は七十里の小國、文王は百里の小國から出て天下に王者たるを得たのである。」

以力服人者、非心服也、力不贍也、以德服人者、中心悅而誠服也、如七十子之服孔子也、詩云、自西自東、自南自北、無思不服此之謂也。

〔讀方〕 力を以て人を服する者は、心服するに非ざるなり。力贍たらざればなり。徳を以て人を服する者は、中心に悦びて誠に服するなり。七十子の孔子に服するが如し。詩に云はく、西より東より、南より北より、思ひて服せざる事無しとは、此れ之の謂なり。

〔字義〕 ○心服、誠心から歸服すること○七十子、孔子の門弟三千の中身六藝に通ずる者七十人あり、孔門の高足○詩、大雅文王有聲篇。

〔義解〕 覇者の如く力を以て人を服従させるのは、たゞ表面だけで誠心から歸服するものではない。力が不足であるから止むを得ず服従したに過ぎない。徳を以て服従させるのは、中心から悦んで誠心を以て服従するものである。孔子の高弟七十人のものが、孔子に心服したやうに服するものである。詩經文王有聲篇に「東西南北の人が皆心服しないものがない」とあるのは、中心悦んで誠心から歸服した例である。



孟子曰、仁則榮、不仁則辱、今惡レ辱而居ニ不仁、是猶ニ惡レ濕而居ニ下也。

〔讀方〕 孟子曰く、仁なれば則ち榮え不仁なれば則ち辱しめらる。今、辱しめらるゝを惡みて不仁に居るは、是れ猶ほ濕を惡んで下に居るが如し。

〔義解〕 孟子曰く、「國君が仁を行ふ時は國が榮え、不仁を行ふ時は、國が亂れて身に辱しめを蒙るものである。然るに、今、辱しめられることを、惡みながら仁政を修めないのは、濕氣を惡みながら低地に居ると同様である。

如惡レ之、莫レ如ニ貴レ德而尊レ士、賢者在レ位能者在レ職、國家間暇、及ニ是時、明ニ其政刑、雖ニ大國、必畏レ之矣。

〔讀方〕 如し之を惡まば、德を貴びて士を尊ぶに如くは莫し。賢者位に在り、能者職に在り、國家間暇、是の時に及びて其の政刑を明かにせば、大國と雖も必ず之を畏れん

〔字義〕 ○賢、德ある者○能、才ある者○位、宰相となつて君を輔ける者○職、庶司の職を分掌する者。

〔義解〕 人君たる者がこの辱しめを受けることを惡むならば、德の高い人を重く待遇し、人材を拔擢するに越したことはない。德あるものが高位に居り、才能あるものが要職に居つたならば、國家は間暇あるものである。その當時につて大小の政治、刑律を明かにしたならば、大國であつても我を畏れ憚るやうになるであらう。

詩云、迨天之未陰雨、徹彼桑土、綢繆牖戶、今此下民、或敢侮予、孔子曰爲ニ此詩者、其知道乎、能治ニ其國家、誰敢侮レ之。

〔讀方〕 詩に云く、天の未だ陰雨せざるに迨びて、彼の桑土を徹りて牖戶を綢繆す、今、此の下民敢て予を侮ることあらんやと。孔子曰く、此の詩を爲る者は其れ道を知れるか、能く其の國家を治めば誰か敢て之を侮らんと。

〔字義〕 ○詩、詩經幽風鴉鳴篇○迨、および、及ぶと同様○徹、とる、取ると同様○桑土、桑の木の根の皮○綢繆、巢を丁寧に繕ふこと。○牖戶、鳥の出入する孔○下民、巢の下の人○予、鳥自身をさす。

〔義解〕 詩經幽風鴉鳴篇に「鳥が巢を作るに、鳥自身が言ふに、天が未だ曇つてゐて雨が降らない時に桑の根を取つて巢の孔を繕ひ陰雨の害を防ぎ、且、巢の下に住んでゐる人に予を侮らせることはしない。」と。これは鳥が巢を繕うて風雨を避ける事にたとへて天下國家を治める道を説いた詩である。孔子が此の詩を評して曰く、「この詩の作者は國を治める大道に明かな人であらう。この心を以て能く國家を治めたならば誰が侮るものがあらうか。」と。

今國家間暇、及ニ是時、般樂怠敖、是自求禍也。

〔讀方〕 今國家間暇、是の時に及びて般樂怠敖す、是れ自ら禍を求むるなり。

〔字義〕 ○般樂怠敖、般樂は楽しんで返るのを忘れること、怠敖は怠惰放漫なること。

〔義解〕 今の人君たるものは國家が少し間暇になると、酒色に耽り樂を極め怠り放つて國家を顧みないから、國



家は疲弊し、人から侮を受ける様になる。是れは自ら禍を求めるものである。

禍福無下不自己求之者上

〔讀方〕 禍福は己より之を求めざる者無し。

〔義解〕 禍福は天から下るものではない。皆自ら求めるものである。

詩云、永言配命、自求多福、太甲曰、天作孽、猶可違、自作孽、不可活、此之謂也。

〔讀方〕 詩に云く、永く言ひて命に配す。自ら多福を求むと。太甲に曰く、天の作せる孽は猶を違る可し。自ら作せる孽は活く可からずとは、此れ之の謂なり。

〔字義〕 ○詩、大雅文王篇○太甲、書經商書の篇名○孽、わざわひ、天から降した災難。

〔義解〕 詩經に、「よく考へて天命に背かないやう注意して幸福を求めよ。」とあり、書經に「天から降した災難ならば、逃れることが出来るけれども、自ら犯して受けた災難は逃れて活けることは出来ない、」とはこれを謂つたものである。

孟子曰、尊賢使能、俊傑在位、則天下之士皆悅而願立於其朝矣。

〔讀方〕 孟子曰く、賢を尊び能を使い、俊傑位にあれば、則ち天下の士皆悦びて、其の朝に立たんことを願ふ。

〔字義〕 ○俊傑、千人に勝れてゐるものは俊、萬人に勝れてゐるものは傑。

〔義解〕 孟子曰く、「天下の民心を得ることが政の第一義であるから、賢徳あるものを優遇し、才能あるものを任用し、才徳の特に勝れてゐるものを相當の地位につかせたならば、天下の士は皆悦んで其の朝廷に仕へたいことを願ふものである。

市廛而不征、法而不廛、則天下之商、皆悅而願藏於其市矣。

〔讀方〕 市廛して征せず、法して廛せざれば則ち天下の商皆悦びて其の市に藏めんことを願ふ。

〔字義〕 ○市廛、市は一般に言ふことば、廛は市中に列なる店○征、税を課すこと○法、法を設けて不法のものを取締ること。

〔義解〕 市場でその肆店には税を課すけれども貨物には税を課さず、又法を設け其の貨物は勿論、其の肆店にまで課税しないならば、天下の商人は皆悦んで其の市に貨物を貯藏し商賣したいと願ふものである。

關譏而不征、則天下之旅、皆悅而願出於其路矣。

〔讀方〕 關譏て征せざれば、則ち天下の旅皆悦びて、其の路に出てんことを願ふ。

〔義解〕 關所の番人にとゞ非常の見張をさせるだけで別に通過税を課さないならば、天下の旅行者は皆悦んでその路を通行したいと願ふものである。



耕者助而不税、則天下之農、皆悦而願耕於其野矣。

〔讀方〕 耕す者は助して税せざれば、則ち天下の農皆悦びて、其の野に耕さんことを願ふ。

〔字義〕 助而不税、井田の法（九百畝を九分し八區を私田とし八家で耕しその收穫は私有のものとし、中央の一區を公田として八家共同耕作をする）によつて私有の田地からは徴税しないこと。

〔義解〕 井田によつて公田から徴税するだけにし私有の田から徴税しないならば、天下の農民は皆悦んで其の君の野を耕したいと願ふものである。

廩無夫里之布、則天下之民、皆悦而願爲之氓矣。

〔讀方〕 廩に夫里の布無ければ、則ち天下の民皆悦びて、之が氓と爲らんことを願ふ。

〔字義〕 ○夫里之布、夫里は夫役と里布、夫役は産業がなくて雇はれてあるく者に私田百畝の租税を一家の夫役に添へて出されたもの、里布の布は錢、農民の宅に桑麻を植ゑないものに罰として一里二十五家の税を課した。○氓、民と同じ。

〔義解〕 市に住む商人からたゞ肆店税を徴収するだけで一夫一里の税を課さないならば、天下の民は皆悦んでその民となりたいた願ふものである。

信能行此五者、則隣國之民、仰之若父母矣。率其子弟、攻其父母、自宥生民

以來、未有能濟者也。如此則無敵於天下、無敵於天下者、天吏也、然而不王者、未之有也。

〔讀方〕 信に能く此の五の者を行はば、則ち鄰國の民之を仰ぐこと父母の若けん。其子弟を率ゐて其の父母を攻むることは生民より以來、未だ能く濟す者有らざるなり。此の如くば、則ち天下に敵無けん。天下に敵なき者は天吏なり。然り而して王たらざる者は未だ之れ有らざるなり。

〔字義〕 ○天吏、吏は君の命令を受け行ふ者、王者の征討は天の命令を擧げ行ふわけであるから天吏といつた。

〔義解〕 信にこの五つのものを行つたならば自國の人民は申すまでもなく、隣國の人民まで父母の若く仰ぎ尊ぶことだらう。君が父母である以上人民は子弟にあつてゐるが、その子弟を引きつれて父母を攻めることに成功した例は開闢以來ないことである。此の如くならば、天下に敵するものはないだらう。天下に敵するものがないなら天命を受けた吏といふことが出来る。さういふもので天下に王者となれないものは未だないのである。

孟子曰、人皆有不忍人之心。

〔讀方〕 孟子曰く、人皆人に忍びざるの心あり。

〔字義〕 ○不忍人心、人に残忍なことを施すことの出来ない心、仁愛の心。

〔義解〕 孟子曰く、「人には皆人に残忍なことをし得ないなさけの心があるものである。」



先王有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>忍<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>之心、斯有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>忍<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>之政<sub>ニ</sub>矣、以<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>忍<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>之心、行<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>忍<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>之政、治<sub>ニ</sub>天下、可<sub>レ</sub>運<sub>ニ</sub>之掌上<sub>ニ</sub>。

〔讀方〕 先王人に忍びざるの心あれば、斯に人に忍びざるの政あり。人に忍びざるの心を以て、人に忍びざるの政を行はば、天下を治むること、之を掌の上に運らす可し。

〔字義〕 ○先王、古の聖王を指す○斯、即の意。

〔義解〕 古の聖王には仁愛の心があるから、その心が自然に發して仁愛の政となつたのである。仁愛の心があり仁政を行つたならば、天下を治めることは極めて容易なことである。

所以謂<sub>ニ</sub>人皆有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>忍<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>之心者、今人乍見<sub>ニ</sub>孺子將<sub>ニ</sub>入<sub>ニ</sub>於井<sub>ニ</sub>、皆有<sub>レ</sub>怵惕惻隱之心、非<sub>ニ</sub>所以<sub>ニ</sub>交<sub>ニ</sub>於孺子之父母<sub>ニ</sub>也、非<sub>ニ</sub>所以<sub>ニ</sub>要<sub>ニ</sub>譽<sub>ニ</sub>於鄉黨朋友<sub>ニ</sub>也、非<sub>ニ</sub>惡<sub>ニ</sub>其聲<sub>ニ</sub>而然<sub>レ</sub>也、

〔讀方〕 人皆人に忍びざるの心ありと謂ふ所以の者は、今人乍ち孺子の將に井に入らんとするを見れば、皆怵惕惻隱の心有らん。交を孺子の父母に内ぶ所以に非ず、譽を郷黨朋友に要むる所以に非ず、其の聲を惡んで然るに非ず。

〔字義〕 ○乍、たちまち、忽と同様○孺子、をさなご○怵惕、驚き動く形容○惻隱、憫は人を傷むこと、隱は己れを深く痛むこと○内、むすぶ○要、もとむ○郷黨、郷は一萬二千五百家、黨は五百家の邑○聲、名譽。

〔義解〕 人には皆人の難儀を看過することが出来ないといふ心がある理由は、今、誰れしも、幼子が忽ち井戸の中へ落ちさうになつたのを見たならば、驚きおそれ、可愛さうだといふ情心を起して救はないものはないであらう。その心の起るのは、何も幼子の父母に交際を求めようとか、村里の朋友に譽められようとか、又、その子を救はない場各世間の不評判を受けるといふことを厭ふてではない。

由<sub>レ</sub>是觀<sub>レ</sub>之、無<sub>ニ</sub>惻隱之心<sub>ニ</sub>非<sub>レ</sub>人也、無<sub>ニ</sub>羞惡之心<sub>ニ</sub>非<sub>レ</sub>人也、無<sub>ニ</sub>辭讓之心<sub>ニ</sub>非<sub>レ</sub>人也、無<sub>ニ</sub>是非之心<sub>ニ</sub>非<sub>レ</sub>人也。

〔讀方〕 是に由つて之を觀れば、惻隱の心無きは人に非ず、羞惡の心無きは人に非ず、辭讓の心無きは人に非ず、是非の心無きは人に非ず。

〔字義〕 ○羞惡、羞は自分の不善を恥ぢる心、惡は人の不善を憎む心○辭讓、辭は理のためには己れを去らしめること、讓は理のためには人に讓ること○是非、是は善なるを知つて是となすこと、非は惡なるを知つて非となすこと。

〔義解〕 是によつて考へてみても、情心のないものは人ではない。恥づかしいと思ふ心のないものは人ではない。人にへりくだりゆづる心のないものは人ではない。善惡を知らないものは人ではない。

惻隱之心、仁之端也、羞惡之心、義之端也、辭讓之心、禮之端也、是非之心、智之端



也。

〔贖方〕 惻隱の心は仁の端なり。羞惡の心は義の端なり、辭讓の心は禮の端なり。是非の心は智の端なり。

〔字義〕 ○端、端緒、いとぐち。

〔義解〕 惻隱の心は仁の端緒である。羞惡の心は義の端緒である。辭讓の心は禮の端緒である。是非の心は智の端緒である。即ち、人には仁義禮智の本性があるもので、惻隱、羞惡、辭讓、是非の心は前の本性が外部に現はれた端緒である。

人之有<sup>ル</sup>是<sup>ニ</sup>四端<sup>一</sup>也、猶<sup>ニ</sup>其有<sup>ニ</sup>四體<sup>一</sup>也、有<sup>ニ</sup>是四端<sup>一</sup>、而自謂<sup>レ</sup>不能<sup>者</sup>、自賊<sup>者</sup>也、謂<sup>ニ</sup>其君<sup>一</sup>不能<sup>者</sup>、賊<sup>ニ</sup>其君<sup>一</sup>者也。

〔贖方〕 人の是の四端有るは、猶ほ其の四體有るがごとし。是の四端有りて自ら能はずと謂ふ者は、自ら賊する者なり。其の君を能はずと謂ふ者は、其の君を賊する者なり。

〔字義〕 ○四體、兩手兩足。

〔義解〕 人に仁義禮智の四端あることは、恰も、人に兩手兩足が有るのと同じである。手足があればどの様なことでも出来ると同様に四端があれば、これを推し擴めて聖人の地位にまで進み得る筈であるが、それが出来ないといふのは自ら自分を賊害するものである。其の君に不可能だといふのは、その君を賊害するものである。

凡有<sup>ニ</sup>四端<sup>一</sup>於我<sup>一</sup>者、知<sup>ニ</sup>皆擴而充<sup>ニ</sup>之<sup>一</sup>矣、若<sup>ニ</sup>火之始然<sup>一</sup>、泉之始達<sup>一</sup>、苟能充<sup>レ</sup>之、足<sup>ニ</sup>以保<sup>ニ</sup>四海<sup>一</sup>、苟不<sup>レ</sup>充<sup>レ</sup>之、不足<sup>ニ</sup>以事<sup>ニ</sup>父母<sup>一</sup>。

〔贖方〕 凡そ我に四端有る者は皆擴めて之を充することを知る。火の始めて然え、泉の始めて達するが若し。苟も能く之を充さば、以て四海を保んずるに足り、苟も之を充たさざれば、以て父母に事ふるに足らず。

〔字義〕 ○然、もゆ、燃と同様。

〔義解〕 我が本心に四端のあるものは、これを十分に推し擴めようといふことに気がつくのである。それは丁度、火が燃えついて消すことが出来ない様に、泉に湧りあて、其の水を壅きとめることが出来ないやうなものである。故にもしもこの心を十分に推し擴めたならば、天下に王者となつて之を安全に保持して行くことが出来、もしも十分に推し擴めなかつたならば、父母にさへ害へることが出来ないのである。

孟子曰、矢人豈不<sup>ニ</sup>仁<sup>一</sup>於函人<sup>一</sup>哉、矢人惟恐<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>傷<sup>レ</sup>人、函人惟恐<sup>レ</sup>傷<sup>レ</sup>人、巫匠亦然、故術不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>不慎<sup>也</sup>。

〔贖方〕 孟子曰く、矢人は豈に函人より不仁ならんや、矢人は惟だ人を傷らざらんことを恐れ、函人は惟だ人を傷らんことを恐る。巫匠も亦然り。故に術は慎まざんばある可からず。

〔字義〕 ○矢人、矢を製造する人○函人、鎧を作る人○巫、みこ、人のために無病利益を祈禱する人○匠、棺槨



を作る人。

〔義解〕 孟子曰く、「矢人は何も兩人より無慈悲だといふわけのものではない。たゞ、矢人は自分の作った矢が鈍くて人を傷つけないことを心配し、函人は、自分の作った鎧が堅固でなくて人を傷つけることを心配するのである。人のために無病利益を祈る巫と、棺槨を作る人とに就ても亦前と同様の理である。故に人が技術の選擇には慎重でなければならない。」

孔子曰、里仁爲美、擇不處仁、焉得智、夫仁天之尊爵也、人之安宅也、莫之禦而不仁是不智也。

〔讀方〕 孔子曰く、里は仁を美しとす。擇びて仁に處らざれば焉んぞ智を得んと。夫れ仁は天の尊爵なり、人の安宅なり、之を禦ぐこと莫くして不仁なるは、是れ不智なり。

〔字義〕 ○里、二十五家の村。

〔義解〕 孔子曰く、「里に仁厚の風俗があるのですら善美なものである。若しも人が自己を處く可き所以を詮議して仁に處らなかつたなら智者とは言ひ得ないのである。」と。元來、仁は天から授けられた尊い爵位である。そしてまた人の最も安心な居室である。然も仁は人に關係することが大であつて何人と雖も之を禦ぐことは出來ないものであるが、仁をしないものは、是非の心に暗く不智の甚だしいものである。

不仁不智無禮無義、人役也、人役而恥爲役、由弓人而耻爲弓、矢人而耻爲矢

也。

〔讀方〕 不仁不智無禮無義は人の役なり。人の役にして役たることを恥づるは、由ほ弓人にして弓を爲るを恥ぢ、矢人にして矢を爲るを恥づるがごとし。

〔義解〕 不仁不智無禮無義ならば人の道が滅び徳を以て人を服役させることが出來ないから、人に使役されなければならぬ。人に使役される身でありながら、人に使役されることを恥ぢるのは、恰も弓を作る人が弓を作ることを恥ぢ、矢を作る人が矢を作ることを恥ぢるのと同様である。

如耻之、莫如爲仁。

〔讀方〕 如し之を耻ぢば、仁を爲ずに如くは莫し。

〔義解〕 もしも之を耻と思ふならば、仁を爲るやうに心掛く可きである。

仁者如射、射者正己而後發、發而不中、不怨勝己者、反求諸己而已矣。

〔讀方〕 仁者は射の如し、射は己を正しくして後に發つ。發ちて中らざれば、己に勝つ者を怨まず、反りて諸れを己に求むるのみ。

〔義解〕 仁を爲すといふことは例へば、弓を射る事のやうなものである。弓を射るには、内志を正しく、外體を直くしてから放つべきものである。放つて若し中らなかつたとて自分より勝つてゐるものを怨まず、たゞ自分の射



方をよく反省するのみである。

孟子曰、子路人告<sup>ハ</sup>之<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>有<sup>レ</sup>過<sup>ル</sup>則<sup>チ</sup>喜<sup>ブ</sup>。

〔讀方〕 孟子曰く、子路は人、之に告ぐるに過有るを以てすれば、則ち喜ぶ。

〔義解〕 孟子曰く、「人が子路に過失のあることを告げ訓へてやると、之によつて過を改め身を修め得ると言つて大いに喜んだといふことである。

禹聞<sup>ニ</sup>善言<sup>一</sup>則<sup>チ</sup>拜<sup>ス</sup>。

〔讀方〕 禹は善言を聞けば、則ち拜す。

〔義解〕 禹は過失あるを待たず、一度善言を聞くと其の益あることを喜んで心から之を拜し受けた。

大舜有<sup>レ</sup>大<sup>ナル</sup>焉<sup>コト</sup>、善<sup>ニ</sup>與<sup>ル</sup>人<sup>ト</sup>同<sup>ク</sup>、舍<sup>レ</sup>己<sup>ニ</sup>從<sup>ル</sup>人<sup>ニ</sup>、樂<sup>ム</sup>取<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>人<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>爲<sup>ル</sup>善<sup>ヲ</sup>。

〔讀方〕 大舜は禹より大なること有り、善、人と同じくす、己を捨てて人に従ひ、人に取りて以て善を爲すことを樂む。

〔字義〕 ○大舜、大は尊敬して言つた語。

〔義解〕 舜の行爲には禹や子路よりは更に大なるものがある。天下の善は人と我とに在るの隔なく共に同じくせ

られたのである。人の善が自分に勝つてゐるところがあれば自分を捨て、其の善に従ひ、人の善を取るに強ひ勉めるといふことなく、ただ我をとり行ふことを樂とせられたのである。

自<sup>ヨリ</sup>耕<sup>ル</sup>稼<sup>ム</sup>陶<sup>ル</sup>漁<sup>ル</sup>、以<sup>テ</sup>至<sup>ル</sup>爲<sup>ル</sup>帝<sup>ニ</sup>、無<sup>ク</sup>非<sup>ル</sup>取<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>人<sup>ニ</sup>者<sup>ナ</sup>。

〔讀方〕 耕稼陶漁せしより以て帝たるに至るまで、人に取りに非ざる者無し。

〔字義〕 ○耕稼陶漁、耕は耕す、稼は苗、陶は瓦器を焼くこと、漁は魚を捕ること、舜ははじめ歴山に耕し、涓濱に陶し、雪澤に漁をした。

〔義解〕 舜は歴山に耕し、涓濱に陶し、雪澤に漁した時から次第に昇進して、帝となるまで人の善言善行を取らない時はなかつた。

取<sup>リ</sup>諸<sup>ヲ</sup>人<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>爲<sup>ル</sup>善<sup>ヲ</sup>、是<sup>レ</sup>與<sup>ル</sup>人<sup>ニ</sup>爲<sup>ル</sup>善<sup>者</sup>也、故<sup>ニ</sup>君子<sup>ハ</sup>莫<sup>シ</sup>大<sup>ナル</sup>乎<sup>ハ</sup>與<sup>ル</sup>人<sup>ニ</sup>爲<sup>ル</sup>善<sup>ヲ</sup>。

〔讀方〕 諸れを人に取りて以て善を爲す、是れ人に善を爲すを與す者なり。故に君子は人に善を爲すを與すより大なるは莫しと。

〔字義〕 ○與、ゆるす、許、助けす、めること○君子、盛徳の士、

〔義解〕 人の善言善行を取つてその名譽をあらはす様にするのは、人の善を助け奨励するわけのものである。故に君子の徳として、人の善を助け奨励するものに勝つたものはない。



孟子曰、伯夷非其君、不事、非其友、不立、於惡人之朝、不與、惡人一言、立於惡人之朝、與惡人一言、如下以朝衣朝冠、坐於塗炭、推惡之心、思與鄉人立、其冠不正、望々然去之、若將浼焉、是故、諸侯雖有善其辭命而至者、不受也、不受也者、是亦不屑就已。

〔讀方〕 孟子曰く、伯夷は其の君に非ざれば事へず、其の友に非ざれば友とせず、惡人の朝に立たず、惡人と言はず、惡人の朝に立ちて惡人と言ふは、朝衣朝冠を以て塗炭に坐するが如し。惡を惡むの心を推すに、思へらく郷人と立ちて、其の冠正しからざれば、望望然として之を去らん、將に浼さんとするが若しと。是故に諸侯其の辭命を善くして至る者有りと雖も受けず、受けざる者は、是れ亦就くを屑しとせざるのみ。

〔字義〕 ○朝衣朝冠、晴れの衣冠○塗炭、塗は泥土、炭は火炭、二つとも穢れたもの○望望然、恨めしさうな貌○浼、けがる。

〔義解〕 孟子曰く、「伯夷は性質が潔白であるから、事ふべき君でなければ事へず、交るべき友でなければ友として交らない。故に惡人の居る朝廷には仕へず、又惡人とは話もしない。惡人の居る朝廷に立ち惡人と話をすると、ふことは、彼にとつては晴れの衣冠の禮服で、泥や炭の穢れた上に坐するが如くであつた。その惡を惡む心を推量してみると、彼の郷里の人と並び去つて其の人の冠が正しくない場合には、さも恨めしげに、自分までも穢れるが如く思つて立ち去る人であつた。それ故に諸侯から如何に言葉を卑くして來る者があつても仕へない、仕へな

いのは仕へることを快く思はないからである。

柳下惠不羞汗君、不卑小官、進不隱賢、必以其道、遺佚而不怨、隄窮而不憊、故曰、爾爲爾、我爲我、雖袒裼裸裎於我側、爾焉能浼我哉、故由々然與之偕、而不自失焉、援而止之而止、援而止之而止者、是亦不屑去已。

〔讀方〕 柳下惠は汗君を羞ぢず、小官を卑しとせず。進みて賢を隱さず、必ず其の道を以てす、遺佚して怨みず、隄窮して憊へず、故に曰く、爾は爾たり、我は我たり、我が側に袒裼裸裎すと雖も、爾焉んぞ能く我を浼さんやと。故に由々然として、之と偕にして自失せず、援きて之を止めて止まる、援きて之を止めて止まる者は、是れ亦去ることを屑しとせざるのみ。

〔字義〕 ○柳下惠、魯の大夫展禽のこと、柳下に居て惠と謚した○遺佚、人に放棄されて其の位を去ること。○隄窮、困窮に處ること○袒裼、膚を脱くこと○裸裎、身を露はすこと○由々然、自得した貌、一向頓着しないこと。

〔義解〕 柳下惠は汚れた君に仕へることを羞とも思はず仕へ、自分の賤しい官職を卑しいとも思はずに従つた。進んで仕へる時には、賢才を隱さず、臣下たる道を以て仕へた。君に放棄されても怨まず、困窮に陥つても平氣で悲しみもしない。故に常に、「汝は汝、我は我であるから、我が側で肌を脱ぎ丸裸になつて無禮な振舞をしても、我を汚し得べきものではない。」と言つて、無禮者と交際しても、一向平氣で自分の徳を汚すといふことはない。ま



た、人と並んでゐてそこを立ち去らうとする時、其の袖を引いて止めれば然らばといつて止まるが、それは必ずしも去らうといふ意志がないからなのである。

孟子曰、伯夷隘、柳下惠不恭、隘與不恭、君子不由也。

〔讀方〕 孟子曰く、伯夷は隘し、柳下惠は恭しからず、隘と恭しからざるとは、君子は由らざるなりと。

〔字義〕 〇隘、せまし〇不恭、輕卒に人を扱ふこと〇由、倣ひ由ること。

〔義解〕 孟子は二人の行を論じて「伯夷の思想は狭いのが弊、柳下惠は禮義を失してゐるのが弊である。いづれも聖賢ではあるが、隘も不恭も共に中庸を得てゐないから君子の志す所ではない。」と。

### 公孫丑章句下

孟子曰、天時不如地利、地利不如人和。

〔讀方〕 孟子曰く、天の時地地利に如かず、地の利は人の和に如かず。

〔字義〕 〇天時、時日、十干、十二支方位の類〇地利、山河城池等の要害。

〔義解〕 孟子が曰はれるには、「戦争などをする場合に當つて、天の時を得るよりも地の利を得たのには及ぶものではない。又、如何に地の利を得ても、人の和即ち人心が一致してゐることに及ぶものではない。」

三里之城、七里之郭、環而攻之而不勝、夫環而攻之、必有得天時者矣、然而  
不勝者、是天時不如地利也。

〔讀方〕 三里の城、七里の郭、環りて之を攻むれども而も勝たず、夫れ環りて之を攻むれば、必ず天の時を得る者有らん。然れども而も勝たざる者は、是れ天の時は地の利に如かざればなり。

〔字義〕 〇三里之城、七里之郭、郭の周圍の小なる者をさす〇環、四面を圍み攻めること。

〔義解〕 三里の内城、七里の外郭の小城であつても、之を四方から取圍んで攻めても勝つことが出来ない、毎日取圍んで攻めてゐる時には、必ず天の時を得るであらうが、城郭堅固で勝つことが出来ないといふのは、天の時の地の利に及ばないからである。

城非不高也、池非不深也、兵革非不堅利也、米粟非不多也、委而去之、是  
地利不如人和也。

〔讀方〕 城高からざるに非ざるなり、池深からざるに非ざるなり、兵事堅利ならざるに非ざるなり、米粟多からざるに非ざるなり。委てて之を去るは是れ地の利は人の和に如かざればなり。

〔字義〕 〇池、城堀〇兵革、兵は武器、革は甲〇堅利、堅は革を利は武器をさす〇米粟、兵糧、穀のあるのを粟と言ひ、穀を去つたものを米〇委、すつ、棄と同じ。



〔義解〕 城も高く、堀も深く、武器も堅固鋭利で、兵糧も多い、然るに、守兵がその城を棄て、逃げるといふのは地の利が人の和に及ばないからである。

故曰、城、民不以封疆之界、固國不以山谿之險、威天下不以兵革之利、得道者多助、失道者寡助、寡助之至、親戚畔之、多助之至、天下順之。

〔讀方〕 故に曰く民を城に封疆の界を以てせず、國を固むるに山谿の險を以てせず、天下を威すに兵革の利を以てせず、道を得る者は助多く、道を失ふ者は助寡し。助寡きの至は親戚之に畔き、助多きの至は天下之に順ふ。

〔字義〕 ○城、かぎる、限界をつくること○封疆、國毎に之に土を高く盛り上げて界をすること。

〔義解〕 それ故昔の言に曰く「人民を住ませるのに區域を限つて、土手を築いて境とせず、國を固め守るに山河の險を以てせず、天下を威すのに武器の力を以てしない」とあるが、仁義の道を踏んで行くものは味方が多く、仁義の道を踏まないものは味方が少ない、極端に味方が少なくなると親戚までも背き、極端に味方の多いものになると、天下も順ふものである。

以天下之所順、攻親戚之所畔、故君子有不戰、戰必勝矣。

〔讀方〕 天下の順ふ所を以て、親戚の畔く所を攻む。故に君子は戰はざること有り。戰へば必ず戰つ。

〔義解〕 天下が順ふ程の勢力を以て親戚の者さへ畔く程の者を攻めるのであるから、君子は戰はずして勝つものである。若し戰ふならば必ず勝つにきまつてゐる。

孟子將朝王、王使人來曰、寡人如就見者也、有寒疾、不可以風朝、將視朝、不識可使寡人得見乎、對曰、不幸而有疾、不能造朝。

〔讀方〕 孟子將に王に朝せんとす。王、人をして來らしめて曰く、寡人就きて見んが如き者なり。寒疾あり、以て風す可からず、朝に將に朝を視んとす、識らず、寡人をして見んことを得しむ可きかと。對へて曰く、不幸にして疾有り。朝に造ること能はずと。

〔字義〕 ○王、齊宣王○就見、罷出で面會すること○視朝、朝廷に出ること○造、至る。

〔義解〕 孟子が齊王の朝に伺候しようとする時に、王は使者を孟子の許に遣はして、「拙者の方から出かけて面會すべき筈であるけれども、生憎風邪で風に當るのを恐れる。明朝は朝廷へ出ようと思ふが、その時お出で下されて面會しては下されまいか。」と申されると、孟子は、王が病氣に托して召すものであるといふことに氣付いて、「生憎私も病氣で明朝、朝廷に罷り出ることか出来ません。」と申した。

明日出弔於東郭氏、公孫丑曰、昔者辭以病、今日弔、或者不可乎、曰昔者疾、今日愈、如何不弔。



〔讀方〕 明日出でて東郭氏を弔す。公孫丑曰く、昔者は辭するに疾を以てし、今日は弔す、或者は不可ならんかと。曰く、昔者は疾めり、今日は愈ゆ。如何んぞ弔せざらんやと。

〔字義〕 ○東郭氏、齊の大夫の家。

〔義解〕 その翌日外出して東郭氏の喪を弔はれた。公孫丑が問ふやう、「昨日は病氣であると申して參朝すること辭されましたのに、今日は弔問にお出かけなされましたは、王に對して不都合にはなりませんか。」と。孟子答へて、「昨日は病氣であつたが、今日は全快したのである。どうして弔問せずに居られようか。」と。

王使<sup>ム</sup>人問<sup>レ</sup>疾<sup>ヲ</sup>醫<sup>シテ</sup>來<sup>ラ</sup>、孟仲子對曰、昔者有<sup>ニ</sup>王命<sup>一</sup>、有<sup>ニ</sup>采薪之憂<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>能<sup>レ</sup>造<sup>ル</sup>朝<sup>ニ</sup>、今病小愈<sup>ニ</sup>、趨<sup>リテ</sup>造<sup>ル</sup>於朝<sup>ニ</sup>、我不<sup>レ</sup>識<sup>ク</sup>能<sup>ク</sup>至<sup>ル</sup>否<sup>乎</sup>、使<sup>シテ</sup>數人<sup>ヲ</sup>要<sup>ス</sup>於路<sup>ニ</sup>、曰、請<sup>フ</sup>必無<sup>ク</sup>歸<sup>ル</sup>而造<sup>ル</sup>於朝<sup>ニ</sup>、

〔讀方〕 王、人をして疾を問ひ醫をして來らしむ。孟仲子對へて曰く、昔者は王命あり、采薪の憂有りて朝に造ること能はず、今は病少しく愈ゆ。趨りて朝に造りぬ。我識らず、能く至るや否やと。數人をして路に要せしめて曰く、請ふ、必ず歸ること無くして朝に造れと。

〔字義〕 ○孟仲子、孟子の從昆弟○采薪之憂、采は採と同じ、病氣にかゝつて薪を負ふことが出来ないのを憂とするといふ意味で、自分を賤夫に比して謙遜した辭○要、待ち受けること。

〔義解〕 齊王には、人を病氣見舞に使はし且醫者をも遣はされた。その時孟仲子の言ふやう、「昨日は齊王から參朝するやうとの御命令でありましたが、生憎病氣で罷出ることが出来ませんでした。今日は少し快方なので急いで

參朝いたしましたでしたが果して參朝いたしましたかどうかは存じません。」と。そして數人のものを遣はし孟子の歸りを待ち受けさせて、「何卒宅へは御歸りなさらずに、參朝いたしますやうに、」と言はせた。

不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>已<sup>ニ</sup>而之<sup>ニ</sup>景丑氏<sup>一</sup>宿焉、景子曰、内則父子、外則君臣、人之大倫也、父子主<sup>レ</sup>恩、君臣主<sup>レ</sup>敬、丑見<sup>ニ</sup>王之敬<sup>スル</sup>子也、未<sup>ダ</sup>見<sup>ニ</sup>所以敬<sup>スル</sup>王也、曰、惡是何言也、齊人無<sup>シ</sup>以<sup>テ</sup>仁義<sup>一</sup>與<sup>ニ</sup>王言者<sup>上</sup>、豈<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>仁義<sup>一</sup>爲<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>美也、其心曰、是何足<sup>ニ</sup>與<sup>ニ</sup>言<sup>ニ</sup>仁義<sup>一</sup>也、云<sup>レ</sup>爾則不敬莫<sup>シ</sup>大<sup>ニ</sup>乎是<sup>一</sup>、我非<sup>ニ</sup>堯舜之道<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>敢<sup>テ</sup>以<sup>テ</sup>陳<sup>ニ</sup>於王前<sup>一</sup>、故齊人莫<sup>シ</sup>如<sup>ク</sup>我敬<sup>ス</sup>王也。

〔讀方〕 已を得ずして景丑氏に之きて宿す。景子曰く、内には則ち父子、外には則ち君臣、人の大倫なり。父子は恩を主とし、君臣は敬を主とす。丑、王の子を敬するを見る、未だ王を敬する所以を見ずと。曰く、惡是れ何の言ぞや、齊人仁義を以て王と言ふ者無し。豈に仁義を以て美ならずと爲んや。其の心に曰く、是れ何ぞ與に仁義を言ふに足らんやと。爾言はば、則ち不敬是れより大なるは莫し。我堯舜の道に非ざれば、敢て以て王の前に陳ぜず、故に齊人は我が王を敬するに如くは莫し。

〔字義〕 ○景丑氏、齊の大夫の家○景子、景丑のこと

〔義解〕 孟子は歸路孟仲子から言傳をされたので止むを得ず歸宅せず、齊の大夫景丑氏の許へ行つて一泊せられた。景子の言ふには、「内では父子、外では君臣、これが人としての大道であります。父子の間は恩を專一とし、君臣



の間は敬を専一とします。私は、王が先生を敬はれてゐることは知つてゐますけれども、先生が王を敬するところは一向ありませんが、それは何故ですか。」と。孟子對へて曰く、「なんと不思議なことを言ふではないか、齊人で王に仁義を行ひなされとおすゝめする者が無い。それは仁義などは善美なものではないといふ爲めであらうか。その人の心のうちには、王などに仁義の御話などをしましても甲斐がない。と思ふのであらう。若しさう言ふのならば是れより大きい不敬はない。自分は堯舜仁義の道でないから、何もその王の御前で御話は申述べない。故に齊人中には自分程王を敬して居るものはない。」と。

景子曰、否非此之謂也、禮曰、父召無諾、君命召不俟駕、固將朝也、聞王命而遂不果、宜與夫禮若不相似然

〔讀方〕 景子曰く、否、此れを之れ謂ふに非ず、禮に曰く、父召せば諾すること無し。君命じて召せば駕を俟たず、固より將に朝せんとす、王命を聞きて遂に果たさず、宜しく夫の禮と相以ざるが如く然りと。

〔字義〕 ○禮、禮記玉藻篇○不俟駕、車の支度の出来る間をも俟たない。  
〔義解〕 景子曰く、否、御身が王を敬はれないと言ふのは、心が王になるに足りないといふのではない。古來の禮に、「父より召された時には直に立ちあがつて緩く返事するやうなことをすべきものではない。君に召された時には、乗物の支度をも俟たず徒歩で行くべきものである。」と言はれてゐる。然るに御身は昨日參朝しようとなされた時、王からお召があつたら、却つて參朝されなかつたのであるが、それでは古來の禮には似てゐないではないか。」と。

曰豈謂是與、曾子曰、晉楚之富、不可及也、彼以其富、我以吾仁、彼以其爵、我以吾義、吾何慊乎哉、夫豈不義、而曾子言之、是或一道也、天下有達尊三、爵一、齒一、德一、朝廷莫如爵、鄉黨莫如齒、輔世長民、莫如德、惡得有其一、以慢其二哉。

〔讀方〕 曰く、豈に是れを謂はんや。曾子曰く、晉楚の富は及ぶ可からずと、彼は其の富を以てし、我は吾が仁を以てす。彼は其の爵を以てし、我は吾が義を以てす。吾何ぞ慊せんやと。夫れ豈に不義にして曾子之を言はんや、是れ或は一道なり。天下に達尊三つ有り。爵一、齒一、德一、朝廷は爵に如くは莫く、郷黨は齒に如くは莫く、世を輔け、民に長たるは德に如くは莫し、惡んぞ其の一を有して、以て其の二を慢ることを得んや。

〔字義〕 ○慊、うらむこと○一道、一種の道理○達尊、天下到る處に通用する尊いもの○爵、爵位○齒、年齢の高いこと○德、仁義○長民、人民を長者とすること○慢、あなどる、侮慢すること。

〔義解〕 孟子曰く、「その事に就てであるが、曾子の説に、「晋と楚との二國のやうな廣大な國の富には逆も及ぶことが出来ないが、彼が富を以てするならば吾は仁を以てし、彼が爵位を以てするならば吾は義を以てする。吾に富貴はないけれども、仁義があるから、何も心に不足と思ふところはない。」と言つてあるが、若しも義に合はないこと



ならば、曾子が何で言はうか。これも一つの道理である。元來天下には到る處で通用する尊いものが三つある。爵位のあるのが一つ、年齢の高いのが一つ、道徳の全きことが一つである。朝廷では爵位に及ぶものがなく、郷里では年齢の高いものに及ぶものがなく、世を助け、民を治めるためには、完全な道徳に及ぶものはない。今齊王は、その一つの爵位があるからと言つて、其の他の二つを侮ることが出来ようか。

故將ニ大有<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>之<sub>一</sub>君、必有<sub>ニ</sub>所<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>召<sub>ニ</sub>之<sub>一</sub>臣、欲<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>謀<sub>一</sub>焉、則就<sub>レ</sub>之<sub>ニ</sub>、其尊<sub>レ</sub>德樂<sub>レ</sub>道、不<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>是、不<sub>レ</sub>足<sub>ニ</sub>與<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>也。

〔讀方〕 故に將に大に爲すこと有らんとするの君は、必ず召さざる所の臣有り。謀ること有らんと欲せば、則ち之に就く。其の徳を尊び、道を樂しむことは是の如くならざれば、與に爲すこと有るに足らざるなり。

〔字義〕 ○謀、相談すること○就之、自分から出かけて行くこと。

〔義解〕 故に非常の大業をなさうとする程の君には、呼びつけて事を命じない位鄭重に扱ふ臣下があるもので、何か相談しようとする事があれば、自分から出かけて行つて相談をしたものである。人君たるべきものが、徳を尊び道を樂しむことが是れほどでないならば、與に大事を爲すに足りないものである。

故湯之於<sub>ニ</sub>伊尹<sub>一</sub>、學焉而後臣<sub>レ</sub>之、故不<sub>レ</sub>勞而王、桓公之於<sub>ニ</sub>管仲<sub>一</sub>、學焉而後臣<sub>レ</sub>之、故不<sub>レ</sub>勞而霸。

〔讀方〕 故に湯の伊尹に於ける、學びて後に之を臣とす、故に勞せずして王たり。桓公の管仲に於ける學びて後に之を臣とす、故に勞せずして霸たり。

〔義解〕 故に、殷の湯王が伊尹に於けるは、先づ道を學んで後にこれを臣とせられたのである。故に骨折らずに天下の王者となることが出来た。桓公の管仲に於けるも、先づ道を學んでからこれを臣とせられた。故に勞せずして覇者となることが出来たのである。

今天下地醜<sub>ニ</sub>德齊<sub>一</sub>、莫<sub>ニ</sub>能<sub>ニ</sub>相尙<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>他、好<sub>レ</sub>臣<sub>ニ</sub>其所<sub>一</sub>教、而不<sub>レ</sub>好<sub>レ</sub>臣<sub>ニ</sub>其所<sub>一</sub>受<sub>レ</sub>教。

〔讀方〕 今天下地醜し、德齊しくして、能く相尙ふること莫し。他無し。其の教ふる所を臣とするを好みて、其の教を受くる所を臣とするを好まざればなり。

〔字義〕 ○醜、たぐひ、類と同じ、土地の大きいさの似てゐること○尙、くはふ、超過すること。

〔義解〕 今天下の諸侯は、その所有する土地皆同じく、其の徳も一樣で、優劣のないのは、別に理由があるのではない。己の命令に従つて己より教へてやるやうな人を臣とすることを好んで、大道を抱いて己が教を受けるやうな人を臣とすることを好まないからである。

湯之於<sub>ニ</sub>伊尹<sub>一</sub>、桓公之於<sub>ニ</sub>管仲<sub>一</sub>、則不<sub>ニ</sub>敢<sub>レ</sub>召<sub>ニ</sub>之<sub>一</sub>、管仲且猶不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>召、而況不<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>管仲<sub>一</sub>者乎。



〔贖方〕 湯の伊尹に於ける、桓公の管仲に於ける則ち敢て召さず、管仲且猶召すべからず、而るを況んや管仲を爲さざる者をやと。

〔義解〕 湯は伊尹に對し、桓公は管仲に對し敢て呼び寄せて事を命じなかつた。管仲程の者でも呼び寄せなかつた位であるのに、まして管仲以上の者は猶更呼び寄せる筈があらうか。と答へた。

陳臻問曰、前日於齊、王餽兼金一百而不受、於宋餽七十鎰而受、於薛餽五十鎰而受、前日之不受是、則今日之受非也、今日之受是、則前日之不受非也、天子必居一於此矣。

〔贖方〕 陳臻問ひて曰く、前日齊に於て王兼金一百を餽る、而るを受けず。宋に於て七十鎰を餽る。而るを受く。薛に於て五十鎰を餽る、而るを受く。前日の受けざるが是ならば、則ち今日の受けたるは非なり。今日の受けたるが是ならば、則ち前日の受けざるは非なり。夫子必ず一に此に居らん。

〔字義〕 ○陳臻、孟子の弟子○餽、おくる、送ると同様○兼金、美しい金○鎰、二十兩とも、二十四兩とも、三十兩とも、諸説あり。

〔義解〕 孟子の弟子陳臻が孟子に問うて曰く「先生が前日齊の國においでの時、齊王から美金百鎰を贈られましたら、お受けになられず、ところが宋で七十鎰贈られましたのはお受けになられ、薛で五十鎰贈られましたのもお受けなされましたが、前日御辭退なされたのが道理であるならば、今日御受領なされたのは不道理でありませう

し、今日御受領なされたのが道理であるならば、前日御辭退なされたのは不道理でありませう。先生には、どちらかに屹度不道理が御座いませう。」と。

孟子曰、皆是也。

〔贖方〕 孟子曰く、皆是なり。

〔義解〕 孟子曰く、「受けたのも、受けなかつたのも皆間違つてゐない。」

當在宋也、予將有遠行、行者必以贖、辭曰、餽贖、予何爲不受。

〔贖方〕 宋に在るに當つてや、予將に遠く行くこと有らんとす、行く者は必ず贖を以てす。辭に曰く、贖に餽ると予何爲れぞ受けざらん。

〔字義〕 ○遠行、他國に行くこと○贖、はなむけ、餽別。

〔義解〕 宋に居つた時は、自分は他國に行かうと思つてゐた。他國に行く者に對しては餽別をするものであるが、その言葉に曰く、「餽別を差上げます」といふことであつたから、どうして受けなかわけにいかうか。

當在薛也、予有戒心。辭曰、聞戒。故爲兵餽之。予何爲不受。

〔贖方〕 薛に在るに當りては、予戒心有り。辭に曰く戒を聞く、故に兵の爲めに之を餽ると。予何すれを受けざらん。



〔字義〕 ○戒心、用心○辭、薛の君の贈金の辭。

〔義解〕 薛に在つた時自分に危害を加へんとする者を用心してゐたので薛の君の贈金の辭に、先生には用心せられることがあると聞き及んだから兵備のために之を贈るとあつた、だから自分はどうしても受納せぬわけにはゆかなかつた。

若<sup>キハルガニ</sup>於<sup>ニ</sup>齊<sup>ニ</sup>、則<sup>チ</sup>未<sup>ダ</sup>有<sup>ラ</sup>處<sup>スルコト</sup>也、無<sup>クシテ</sup>處<sup>スルコト</sup>而<sup>シテ</sup>餽<sup>ルハニ</sup>之<sup>ニ</sup>、是<sup>ニスル</sup>貨<sup>ヲ</sup>之<sup>也</sup>、焉<sup>ヨ</sup>有<sup>ラン</sup>君<sup>ニ</sup>子<sup>ニ</sup>而<sup>シテ</sup>可<sup>キコト</sup>以<sup>テ</sup>貨<sup>ヲ</sup>取<sup>ル</sup>乎<sup>ト</sup>。

〔讀方〕 齊に於けるが若きは、則ち未だ處すること有らず、處すること無くして之に餽るは、是れ之を貨にするなり、焉んぞ君子にして貨を以て取る可きこと有らんやと。

〔字義〕 ○貨之、金錢で左右すること。

〔義解〕 齊に居た時などは、別に何といふ場合ではない。何の場合でもないのに、金を贈るといふのは、金錢で人を左右するといふものである。君子に對して金錢でどうして左右することが出来ようか。といはれた。

孟<sup>キテ</sup>子<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>平<sup>ニ</sup>陸<sup>ニ</sup>、謂<sup>ヒテ</sup>其<sup>ニ</sup>大<sup>ニ</sup>夫<sup>ニ</sup>曰<sup>ク</sup>、子<sup>ノ</sup>之<sup>持</sup>載<sup>之</sup>士<sup>、</sup>一<sup>ニ</sup>日<sup>而</sup>三<sup>ニ</sup>失<sup>ハバ</sup>伍<sup>、</sup>則<sup>チ</sup>去<sup>ラ</sup>之<sup>否</sup>乎<sup>、</sup>曰<sup>ク</sup>不<sup>レ</sup>待<sup>マ</sup>。

〔讀方〕 孟子平陸に之きて、其の大夫に謂ひて曰く、子が持載の士、一日にして三たび伍を失はば則ち之を去らんや否やと。曰く、三たびを待たずと。

〔字義〕 ○平陸、齊の屬邑○大夫、邑を治める官○持載之士、戰士、戟は兩方に枝のある矛○伍、行列。

〔義解〕 孟子が齊の屬邑平陸に行つた時、其の地の大夫に謂はれましたのに、「御身の部下の戰士が一日中三度も行列を亂したならば、之を除き去る可きかどうか。」と聞きますと、大夫は、「なあに三度まででもない、一度で除き去つてしまふのである。」と答へた。

然<sup>ラバ</sup>則<sup>チ</sup>子<sup>ノ</sup>之<sup>失</sup>伍<sup>也</sup>、亦<sup>シ</sup>多<sup>シ</sup>矣<sup>、</sup>凶<sup>ニ</sup>年<sup>饑</sup>歲<sup>、</sup>子<sup>ノ</sup>之<sup>民</sup>、老<sup>ハ</sup>羸<sup>轉</sup>於<sup>ニ</sup>溝<sup>壑</sup>、壯<sup>者</sup>散<sup>而</sup>之<sup>ニ</sup>四<sup>方</sup>者<sup>、</sup>幾<sup>ナリ</sup>千<sup>人</sup>矣<sup>、</sup>曰<sup>ク</sup>此<sup>非</sup>距<sup>心</sup>之<sup>所</sup>得<sup>レ</sup>爲<sup>也</sup>。

〔讀方〕 然らば則ち子の伍を失ふことも亦多し。凶年饑歲には子の民老羸は溝壑に轉じ、壯者は散じて四方に之く者幾千人なり。曰く、此れ距心の爲すを得る所に非ずと。

〔字義〕 ○老羸、老若、羸は瘦せてゐて力のないもの、

〔義解〕 然らば御身にも、戰士が伍を失ふと同様、職を失つてゐることが澤山にある。饑饉年に御身の治下の老若の民は斃死して溝や壑の中に轉じ、血氣盛りのものは散りくになり諸國に流浪する者幾千人だかわからない。と申しますと、距心は、「それは王の失政であつて、刑者の爲し得可きことではありません。」と答へた。

曰<sup>ク</sup>、今<sup>有</sup>下<sup>ニ</sup>受<sup>ニ</sup>人<sup>ノ</sup>之<sup>牛</sup>羊<sup>、</sup>而<sup>爲</sup>之<sup>牧</sup>之<sup>者</sup>、則<sup>チ</sup>必<sup>ズ</sup>爲<sup>レ</sup>之<sup>求</sup>牧<sup>與</sup>芻<sup>矣</sup>、求<sup>メ</sup>牧<sup>與</sup>芻<sup>而</sup>不<sup>レ</sup>得<sup>、</sup>則<sup>チ</sup>反<sup>シ</sup>諸<sup>其</sup>人<sup>乎</sup>、抑<sup>亦</sup>立<sup>而</sup>視<sup>ニ</sup>其<sup>死</sup>與<sup>、</sup>曰<sup>ク</sup>此<sup>則</sup>距<sup>心</sup>之<sup>罪</sup>也<sup>ト</sup>。



〔贖方〕 曰く、今人の牛羊を受けて、之が爲に之を牧する者あらんに、則ち必ず之が爲に牧と芻とを求めん、牧と芻とを求めて得ざれば、則ち諸れを其の人に反さんか、抑も亦立ちて其の死を視んかと。曰く、此れ則ち距心の罪なりと。

〔字義〕 ○牧、養ふこと○牧、牧場○芻、秣。

〔義解〕 孟子曰く、「今、人から牛羊を受領して飼養するとすれば、それが爲めに、牧場と秣とを求むるであらう。若し牧場と秣とを得られない時は、牛羊を先方に返却すべきか、それともまた、死ぬのを見てゐるべきかと申しますと、孔距心は、「成程それは自分の罪で、王の責任ではありません。」と言つた。

他日見<sub>ニ</sub>於王<sub>ニ</sub>曰<sub>ク</sub>、王之爲<sub>レ</sub>都者、臣知<sub>ニ</sub>五人<sub>ニ</sub>焉、知<sub>ニ</sub>其罪<sub>ニ</sub>者、惟孔距心、爲<sub>レ</sub>王誦<sub>レ</sub>之、王曰<sub>ク</sub>、此則寡人之罪也。

〔贖方〕 他日王に見えて曰く、王の都を爲むる者、臣五人を知れり。其罪を知れる者は惟孔距心のみと。王の爲に之を誦す。王の曰く、此れ則寡人の罪なりと。

〔字義〕 ○他日、後日○惟、ひとり、獨と同様。

〔義解〕 後日孟子が王に謁見した時、「私は大王の都邑を治めてゐる者の中五人を知つてをりますが、誰も自分の罪を知つてゐるものではありません。獨り孔距心だけが自分の罪を知つてをります。」と、孔距心と問答の結果を物語りました。すると、齊王は、「それは誰の罪でもない、皆自分の罪である。」と言はれた。

孟子謂<sub>ニ</sub>臧<sub>ニ</sub>曰<sub>ク</sub>、子之辭<sub>ニ</sub>靈丘<sub>ニ</sub>而請<sub>ニ</sub>士師<sub>ニ</sub>似也、爲<sub>ニ</sub>其可<sub>ニ</sub>以言<sub>ニ</sub>也、今既數月矣、未<sub>レ</sub>可<sub>ニ</sub>以言<sub>ニ</sub>與。

〔贖方〕 孟子臧に謂ひて曰く、子の靈丘を辭して士師を請ふは似たり、其の以て言ふ可きが爲なり。今既に數月、未だ以て言ふ可からざるかと。

〔字義〕 ○臧、齊の大夫の名○靈丘、齊の屬邑○士師、獄を治める官の長○似、理があるやうだ。

〔義解〕 孟子が齊の大夫臧に謂つて曰く、「御身が靈丘の長官を辭して士師になれたのは一應理屈があるやうである。士師は君主を諫める役で、自分の抱負を言ふ可き爲めであらうけれども、今既に數ヶ月も経てゐるのに、未だ言ふ可き機會はないのであるか。」と。

臧諫<sub>ニ</sub>於王<sub>ニ</sub>而不<sub>レ</sub>用、致<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>臣而去。

〔贖方〕 臧、王を諫めて用ひられず、臣たるを致して去る。

〔字義〕 ○致、還すといふこと。

〔義解〕 臧は孟子の忠言によつて王を諫めたが、用ゐられなかつたので、遂に職を辭して立ち去つてしまつた。

齊人曰<sub>ク</sub>、所<sub>ニ</sub>以爲<sub>ニ</sub>臧<sub>ニ</sub>則善<sub>ニ</sub>矣、所<sub>ニ</sub>以自爲<sub>ニ</sub>則吾不<sub>レ</sub>知也。



〔讀方〕 齊人曰く、紙鼈が爲にする所以は、則ち善し。自ら爲にする所以は、則ち吾れ知らずと。

〔義解〕 齊人曰く、「孟子が紙鼈の爲めに心配するのは善いが、孟子自身が君をも諫めず、たゞ自らの爲めにしてゐるのは何故であるか知らない。」と。

公都子以告、曰吾聞之也、有官守者、不得其職則去、有言責者、不得其言則去、我無官守、我無言責也、則吾進退豈不綽綽然有餘裕哉。

〔讀方〕 公都子以て告ぐ、曰く、吾れ之を聞けり。官守ある者は其の職を得ざれば則ち去る。言責ある者は、其の言を得ざれば則ち去ると。我に官守無く我に言責無し、則ち吾が進退豈に綽綽然として餘裕有らざらんや。

〔字義〕 ○官守、官を以て守りとすること、政を分理するもの○言責、言を以て責めとすること、諫言を司ること○綽々然、寛なるかたちのびくとしてゐて束縛されないこと。

〔義解〕 孟子の弟子公都子が、齊人の非難を孟子に告げた、孟子曰く、「職務のあるものは、その職務を盡すことが出来ないならば、辭職して去るべきである。諫める責任のあるものは、若しその言が用ひられないならば、辭職して去るべきであると言ふことを聞いてゐるが、自分は齊國の客分であつて、政に關する職務もなければ、諫言する責任もないのであるから、我が身の去就に何の束縛もあるべき筈はないではないか。」と。

孟子爲卿於齊、出弔於滕、王使蓋大夫王驪爲輔行、王驪朝暮見、反齊滕之路、

未嘗與之言行事也。

〔讀方〕 孟子齊に卿と爲る。出でて滕に弔す。王蓋の大夫王驪をして輔行たらしむ、王驪朝暮に見ゆ。齊滕の路を反へるに未だ嘗て之と行事を言はず。

〔字義〕 ○蓋、かぶ、齊の屬邑○王驪、王の嬖臣○輔行、副使。

〔義解〕 孟子が齊國に客卿で居た時、滕の文公が薨じその悔みに行つた。此の時、齊王は蓋の大夫王驪を副使としたので、王驪は朝夕孟子の處へ御機嫌伺ひに來たが、齊から滕への往復の途中、遂に此度の使のことに就ての打合せのことには言ひ及ばなかつた。

公孫丑曰、齊卿之位、不爲小矣、齊滕之路、不爲近矣、反之而未嘗與言行事何也、曰夫既或治之、予何言哉。

〔讀方〕 公孫丑曰く、齊卿の位小なりと爲さず、齊滕の路近しと爲さず、之に反へるに、而も未だ嘗て與に行事を言はざるは何ぞやと。曰く、夫れ既に之を治むることあり、予何をか言はんやと。

〔字義〕 ○齊卿、王驪が卿の役を兼ねて行つた。

〔義解〕 公孫丑曰く、「王驪は蓋の大夫であるけれども、卿を兼ねて行つたのであるから、其の位も賤しからず、齊から、滕への道中が近いと言ふのでもない。然るに往復の途中少しも使のことに就ての打合せがないのは何故であるか。」といふと、孟子は、「使者の用事は或る人が處分してゐるのであるから、自分などがかれこれ言ふ必要はな



い」と言はれた。

孟子自<sup>レ</sup>齊葬<sup>ニ</sup>於魯<sup>ニ</sup>、反<sup>ニ</sup>於齊<sup>ニ</sup>止<sup>ニ</sup>於贏<sup>ニ</sup>、充虞請<sup>ヒテ</sup>曰、前日不知<sup>ニ</sup>虞之不肖<sup>ニ</sup>、使<sup>ニ</sup>虞敦<sup>ニ</sup>匠事<sup>ニ</sup>、  
嚴<sup>シク</sup>虞不<sup>ニ</sup>敢請<sup>ニ</sup>、今願<sup>ハク</sup>竊<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>請<sup>也</sup>、木若<sup>ニ</sup>以美<sup>ニ</sup>然<sup>也</sup>。

〔讀方〕 孟子齊より魯に葬り、齊に反りて贏に止る。充虞請ひて曰く、前日虞の不肖を知らず、虞をして匠の事を教めしむ。嚴しくして、虞敢て請はず、今願はくは竊に請ふこと有らん、木は以だ美なるが若く然りと。

〔字義〕 ○贏、齊の邑○充虞、孟子の弟子○匠事、棺槨を作るの事○教、をさむ、監督すること○嚴、いそがし、急なこと○木、棺に作る木○以、はなはだ。

〔義解〕 孟子が齊から魯に歸つて母を葬り、その喪も終つたので、復び齊に歸らうと贏に宿泊した時、門人の充虞が、教を請うて曰く、「先日は私の愚を知らずに、棺を作る監督をせよとのことでありましたが、當時は非常に多忙で質問もいたしませんでした。就きましては今日御伺ひいたしますが、彼の棺の木は大層立派過ぎはしますまいか。」と。

曰、古者棺槨無<sup>レ</sup>度、中古棺七寸、槨稱<sup>レ</sup>之、自<sup>ニ</sup>天子<sup>ニ</sup>達<sup>ニ</sup>於庶人<sup>ニ</sup>、非<sup>ニ</sup>直<sup>ニ</sup>爲<sup>ニ</sup>觀美<sup>ニ</sup>也、然<sup>ル</sup>後盡<sup>ニ</sup>於人心<sup>ニ</sup>。

〔讀方〕 曰く、古は棺槨度無し。中古は棺七寸槨之に稱ふ。天子より庶人に達す。直に觀の美を爲すに非ず、

然る後に人の心を盡す。

〔字義〕 ○古、夏殷以上の時代をさす○中古、周公が禮を制した時代をさす○稱、かなふ○直、但と同様。

〔義解〕 孟子曰く、「昔夏殷時代には棺槨の寸法については別に制限はなかつたが、中古周の時代から、棺は七寸、槨はそれに相應するだけで、天子から平民に至るまで皆同じといふことになつた。これは但外見の美だけでなく、かくの如く作つて始めて人の子としての心を盡して遺憾なからしめたものである。

不<sup>レ</sup>得不<sup>レ</sup>可<sup>ニ</sup>以爲<sup>ニ</sup>悦<sup>ニ</sup>、無<sup>レ</sup>財不可<sup>ニ</sup>以爲<sup>ニ</sup>悦<sup>ニ</sup>、得<sup>レ</sup>之爲<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>財、古之人皆用<sup>レ</sup>之、吾何爲<sup>ニ</sup>獨<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>然<sup>也</sup>。

〔讀方〕 得ざれば以て悦を爲す可からず、財無ければ以て悦を爲す可からず、之を得て財有りと爲さば、古の人皆之を用ふ。吾何爲れぞ獨り然らざらん。

〔義解〕 禮制の上で七寸の木を用ひることが出来なかつたならば満足することは出来まい。また禮制の上に束縛はなくとも、七寸の木を購ふ金がないならば、又満足することは出来まい。それが、禮制の上に於て思ふ通りに作ることが出来、金にも不足がない時は、古の人が皆したことなのであるから、自分一人どうして用ひないといふことがあらうか。

且比<sup>ニ</sup>化者<sup>ニ</sup>、無<sup>レ</sup>使<sup>ニ</sup>士親<sup>ニ</sup>膚<sup>ニ</sup>、於<sup>ニ</sup>人心<sup>ニ</sup>獨<sup>ニ</sup>無<sup>レ</sup>佼<sup>ニ</sup>乎<sup>也</sup>。



〔讀方〕 且つ化者の比に土をして膚に親かしむること無きは人心に於て獨り伎きこと無らんや。

〔字義〕 ○比、ために○化者、死者○親、ちかつく○使、こゝろよし、快。

〔義解〕 その上、死者のために考へて見ても、土が膚につく様では、人の子として快くないではないか。

吾聞之也。君子不以天下儉其親。

〔讀方〕 吾之を聞く。君子は天下を以て其の親に儉せずと。

〔字義〕 ○儉、薄くすること。

〔義解〕 自分が聞き及んでゐることに、「君子は天下の爲めに財貨を吝んで親の喪に對して薄くすることはしない」と。

沈同以ニ其私ニ問曰、燕可レ伐與、孟子曰可、子噲不レ得レ與ニ人燕、子之不レ得レ受ニ燕於子噲、有レ仕ニ於此、而子悅レ之、不レ告ニ於王、而私與ニ之吾子之祿爵、夫士也亦無ニ王命、而私受ニ之於子、則可乎、何以異ニ於是。

〔讀方〕 沈同其の私を以て問ひて曰く、燕伐つ可きかと。孟子曰く、可なり。子噲、人に燕を與ふことを得ず。子之、燕を子噲に受くることを得ず。此に仕ふる有らんに、而も子之を悦び、王に告げずして私に之に吾子の祿を與へて、夫の士も亦王命無くして私に之を子に受けば、則ち可ならんか、何を以て是に異らん。

〔字義〕 ○沈同、齊の臣。

〔義解〕 齊の臣沈同が、自分一人の考で孟子に尋ねて曰く、「燕國は伐つてもよろしいのでせうか。」と。孟子は答へて曰く、「それは伐つてもよろしい。燕王子噲は自分勝手に燕を人に與ふ可きではない、子之もまた、自分勝手に燕を子噲から受けることは出来ない。譬へば、こゝに仕官してゐる人があるとして、御身がその人を非常に好いたために王に申し上げず自分勝手に其の人に御身の領地や官爵を與へたとする、その人もまた王の命令を受けずに、自分勝手に、領地や官爵を御身から受けたとしたならば、それでよいものであらうか。今度のこととは、これと少しの違いもないではないか。」と。

齊人伐レ燕、或問曰、勸レ齊伐レ燕、有レ諸、曰未也、沈同問、燕可レ伐與、吾應レ之曰可、彼然而伐レ之也、彼如曰孰可ニ以伐レ之、則將應レ之曰爲ニ天吏、則可ニ以伐レ之、今有ニ殺レ人者、或問レ之曰、人可レ殺與、則將應レ之曰可、彼如曰孰可ニ以殺レ之、則將應レ之曰、爲ニ士師、則可ニ以殺レ之、今以レ燕伐レ燕、何爲勸レ之哉。

〔讀方〕 齊人燕を伐つ。我ひと問ひて曰く、齊に勸めて燕を伐つと、これ有りや。曰く、未だし、沈同問ふ。燕は伐つ可きかと。吾之に應へて曰く、可なりと。彼然り而して之を伐つなり。彼如し孰れか以て之を伐つ可きと曰はば則ち將之に應へて曰はん、天吏たらば則ち以て之を伐つ可しと。今人を殺す者有らんに、或ひと之を問ひて曰



く、人殺す可きかと、則ち將之に應へて曰はん、可なりと。彼如し孰れか以て之を殺す可きと曰はば、則ち將之に應へて曰はん、士師たらば則ち以て之を殺す可しと、今燕を以て燕を伐つ、何爲れぞ之を勸めんやと。

〔義解〕 問も無く齊人は燕を伐つた。すると或人孟子に問うて曰く、「先生には齊に勸めて燕を伐たせたやうに聞いてをりますが、實際で御座いますか。」と。孟子答へて曰く、「未だその様なことはない。然し沈同が、「燕は伐つ可きものであるか。」と尋ねたから、「伐つ可きものだ。」と答へたが、それで彼は伐つたのであらう。彼がもし、誰が伐つのに適當であるかと尋ねるならば、天吏の如き仁君が伐つ可きであると答へる積りである。譬へば、人殺しをしたものがあるとき、この悪人をば殺す可きかと問うなら、殺す可きであると答へるが、彼が若しも誰が殺す可きであるかと聞くと、裁判官が殺す可きであると答へると同じことである。燕と同様に亂れてゐる齊國に、どうして燕を伐つと勸めようか。」と。

燕人畔、王曰、吾甚慙於孟子。

〔讀方〕 燕人畔く。王曰く、吾れ甚だ孟子に慙づ。

〔字義〕 ○畔、背叛すること○王、宣を指す、或は愾王ともいふ。

〔義解〕 燕人は齊に畔いて獨立した。その時齊王曰く、「吾、孟子の言を用ゐないで、かくの如き失態を生じた。孟子に對して甚だ面目がない。」と。

陳賈曰、王無患焉、王自以爲、與周公執仁且智、王曰、惡是何言也、曰周公使管

叔監殷、管叔以殷畔、知而使之是不仁也、不知而使之、是不智也、仁智周公未之盡也、而況於王乎、賈請見而解之。

〔讀方〕 陳賈曰く、王患ふること無れ、王自ら以爲らく周公と孰か仁にして且つ智なりと。王曰く、惡是れ何の言ぞや。曰く、周公、管叔をして殷を監せしむ。管叔、殷を以て畔く、知りて之をせしむるは、是れ不仁なり。知らずして之をせしむるは是れ不智なり。仁智は周公も末だ之を盡さず、而るを況んや王に於てをや、賈請ふ見えて之を解かんと。

〔字義〕 ○陳賈、齊の大夫○管叔、名は鮮、武王の弟周公の兄○監殷、武王が殷に勝つて紂を殺し、紂の子武を立て、管叔と弟蔡叔と霍叔とに其の國を監督させたこと○以殷畔、武王が崩じ、成王が幼くて、周公が政を攝した時、管叔と武庚とが畔いたので周公が討つて之を誅した○解、辯解すること。

〔義解〕 陳賈が曰く、「御心配なさいませぬ、大王には御自身と周公とを比べて孰れが仁にして且つ智であると思召されますか。」と。齊王曰く、「あゝ、これは何といふ話だ、周公は聖人ではないか。」と。陳賈曰く、「その周公が管叔に殷を監督させたところが、管叔は殷によつて謀叛を企てた。周公が之を知つて殷を監督させたのは不仁である。知らずに監督させたのは不智である。仁と智の二つは周公ですらも、まだ兼ね盡すことが出来ないものである。況して周公に及ばない大王には當然のことである。私が孟子に面會して辯解させよう。」と。

見孟子問曰、周公何人也、曰古聖人也、曰使管叔監殷、管叔以殷畔也、有諸、



曰然、曰周公知其將畔而使之與、曰不知也、然則聖人且有過與、曰周公弟也、管叔兄也、周公之過、不亦宜乎。

〔讀方〕 孟子に見えて問うて曰く、周公は何人ぞと。曰く、古の聖人なりと。曰く、管叔をして殷を監せしむ。管叔、殷を以て畔けりと、有りや。曰く、然り。曰く、周公其畔かんとするを知りて之をせしむるか。曰く、知らず。然らば則ち聖人すら且つ過あるか。曰く、周公は弟なり、管叔は兄なり。周公の過あるも亦宜ならずや。

〔義解〕 陳賈は孟子に面會して問うて曰く、「周公は如何なる人で御座いますか。」と。孟子曰く、「それは申すまでもなく古の聖人である。」と。陳賈曰く、「管叔をして殷を監督せしめたところが、管叔が殷によつて背叛したといふことは實際で御座いますか。」と。孟子曰く、「實際である。」と。陳賈曰く、「周公は管叔が謀叛することを知つてゐたでありませうか。」と。孟子曰く、「それは全く知らないものである。」と。陳賈曰く、「然らば聖人すらも過失があるもので御座いますか。」と。孟子曰く、「周公は弟である。管叔は兄である。弟が兄を愛するのあまり其の過失があつたのも無理ではあるまい。」と。

且古之君子、過則改之、今之君子、過則順之、古之君子、其過也、如日月之食、民皆見之、及三其更也、民皆仰之、今之君子、豈徒順之、又從而爲之辭。

〔讀方〕 且つ古の君子は過てば則ち之を改む。今の君子は、過てば則ち之に順ふ。古の君子は、其の過は日月の

食の如く、民皆之を見る。其の更むるに及びては民皆之を仰る。今の君子は豈に之に順ふのみならんや、又從而之が辭を爲くる。

〔字義〕 ○日月之食、日蝕月蝕○爲、つくる。

〔義解〕 古の君子は、過があれば之れを改めるけれども、今の君子は過があれば、これに順つてその過を仕遂げてしまふ。古の君子の過は、恰も日蝕か月蝕の如く、民が皆珍しく思つてこれを見るが、改めた時には、日月が明かに復するが如く何の痕跡も残さないから民は皆之れを仰ぎ見るものである。今の君子はたゞ過を仕遂げるばかりでなく、まげて、言譯を作つてその過を覆はうとする。」と。

孟子致爲臣而歸。

〔讀方〕 孟子臣たることを致して歸る。

〔義解〕 孟子は久しく齊に居られたが、その道が行はれないので辭職して歸つた。

王就見孟子、曰、前日願見而不可得、得侍同朝甚喜、今又棄寡人而歸、不識可以繼此而得見乎、對曰、不敢請耳、固所願也。

〔讀方〕 王就きて孟子に見えて曰く、前日見えんことを願ひて得可からざりしに、待することを得て同朝甚だ喜べり。今、又寡人を棄てて歸らる。識らず、以て此に繼ぎて見ゆることを得可きかと。對へて曰く、敢て請はざる



のみ、固より願ふ所なりと。

〔義解〕 齊王が孟子の宅を訪れて曰はれるには、「前日末だ先生が齊にお出でなさらぬ時、先生にお逢ひしたいと思ひましても、逢ふことが出来ませんでした。幸に我が國にお出でになられましたので、同朝の臣は皆喜んでをります。然るに今拙者を見棄て、お歸りなされるとすれば、此の後何れの日に御面會が出来ませうか。」と。孟子對へて曰く、「私から敢て御面會を願ひ出でないばかり、王に御面會することの出来ますことは私の固よりの願ひであります。」と。

他日王謂<sup>ヒテ</sup>時子<sup>ニ</sup>曰<sup>ク</sup>、我欲<sup>ス</sup>中<sup>ニ</sup>國<sup>ニ</sup>而授<sup>ケ</sup>孟<sup>ニ</sup>子<sup>ニ</sup>室<sup>ヲ</sup>、養<sup>フニ</sup>弟<sup>子</sup>以<sup>テ</sup>萬<sup>ニ</sup>鐘<sup>ヲ</sup>、使<sup>メ</sup>諸<sup>ト</sup>大<sup>夫</sup>國<sup>人</sup>、皆<sup>ラ</sup>有<sup>ル</sup>所<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>式<sup>ニ</sup>子<sup>ニ</sup>盍<sup>ニ</sup>爲<sup>レ</sup>我<sup>ガ</sup>言<sup>ヲ</sup>之<sup>ヲ</sup>。

〔讀方〕 他日、王時子に謂ひて曰く、我中國にして孟子に室を授け、弟子を養ふに萬鐘を以てし、諸大夫、國人をして皆務式する所あらしめんと欲す、子盍ぞ我が爲に之を言はざると。

〔字義〕 ○時子、齊の臣下○中國、國の中央部、人民の輻輳する處○室、居室○萬鐘、鐘は六斛四斗、多額の祿○諸大夫、官位あるもの○國人、官位なきもの○於式、於は敬ふ、式は法る、尊重して法を取ることを、模範。

〔義解〕 その後齊王は時子に謂つて曰く、「自分は國中適當の處に孟子の居室を作つてやり弟子を養ふ爲に萬鐘の祿を與へて、諸大夫から一般の人民の模範としたいが、御身は自分のために孟子に言つては見ないか。」と。

時子因<sup>リテ</sup>陳<sup>ニ</sup>子<sup>ニ</sup>而告<sup>テ</sup>孟<sup>ニ</sup>子<sup>ニ</sup>、陳<sup>子</sup>以<sup>テ</sup>時<sup>子</sup>之<sup>言</sup>、告<sup>テ</sup>孟<sup>ニ</sup>子<sup>ニ</sup>。

〔讀方〕 時子、陳子に因りて以て孟子に告ぐ。陳子、時子の言を以て孟子に告ぐ。

〔字義〕 ○因、依頼すること。○陳子、陳臻、

〔義解〕 時子は陳子に依頼して話して貰ひ、陳子は遂に時子の言の通り孟子に申入れた。

孟子曰<sup>ク</sup>然<sup>リ</sup>。夫<sup>ノ</sup>時<sup>子</sup>、惡<sup>ク</sup>知<sup>ル</sup>其<sup>ノ</sup>不<sup>可</sup>一<sup>也</sup>、如<sup>シ</sup>使<sup>ニ</sup>予<sup>ニ</sup>欲<sup>ス</sup>富<sup>ヲ</sup>、辭<sup>シ</sup>十<sup>ニ</sup>萬<sup>ヲ</sup>而受<sup>ル</sup>萬<sup>ヲ</sup>、是<sup>ス</sup>爲<sup>レ</sup>欲<sup>ス</sup>富<sup>ヲ</sup>乎<sup>。</sup>

〔讀方〕 孟子曰く、然り、夫の時子惡んぞ其の不可を知らん。如し予をして富を欲せしめば、十萬を辭して萬を受くるは、是れ富を欲すと爲すや。

〔義解〕 孟子曰く、「左様か、然し、時子がどうして自分が留まる可きでないといふことを知つてゐるだらうか、且つ若しも自分が富を希望するとした處で、前日、卿として十萬の祿を受けてゐたその卿を辭しながら、今此の萬鐘の贈物を受けるといふことは、自分が富を欲する心からしても、之を受けることが出来ようか。」

季孫曰<sup>ク</sup>、異<sup>ナ</sup>哉<sup>ナ</sup>子<sup>ノ</sup>叔<sup>ノ</sup>疑<sup>ヲ</sup>、使<sup>メ</sup>己<sup>ニ</sup>爲<sup>レ</sup>政<sup>ヲ</sup>、不<sup>レ</sup>用<sup>レ</sup>則<sup>亦</sup>已<sup>矣</sup>、又<sup>ム</sup>使<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>子<sup>弟</sup>爲<sup>レ</sup>卿<sup>ヲ</sup>、人<sup>亦</sup>孰<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>欲<sup>ス</sup>富<sup>ヲ</sup>、而獨<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>富<sup>貴</sup>之中<sup>ニ</sup>、有<sup>レ</sup>私<sup>ニ</sup>龍<sup>斷</sup>一<sup>焉</sup>。

〔讀方〕 季孫曰く、異なる哉、子叔疑、己をして政を爲さしめ、用ゐられざれば則ち亦已まん。又其の子弟をして卿たらしむ。人亦孰か富貴を欲せざらん、然れども獨り富貴の中に於て、龍斷を私すること有り。



〔字義〕 ○季孫、魯の卿○子叔疑、不詳○龍斷、壘斷と同様、岡の斷崖の上、四顧妨げのない處。  
 〔義解〕 季孫曰く、「奇怪なことである。彼の子叔疑は自分が政をとつて用ゐられなかつたなら止めるだけのことであるのに、又、自分の子弟を卿とした。誰しも富貴を欲しないものはないが、子叔疑は富貴を獨占しようとする所が心卑しい。」と。

古之爲<sub>レ</sub>市者、以<sub>レ</sub>其所<sub>レ</sub>有、易<sub>レ</sub>其所<sub>レ</sub>無者、有<sub>レ</sub>司者治<sub>レ</sub>之耳、有<sub>レ</sub>賤大夫焉、必求<sub>レ</sub>龍斷<sub>レ</sub>而登<sub>レ</sub>之、以<sub>レ</sub>左右望而罔<sub>レ</sub>市利、人皆以爲<sub>レ</sub>賤、故從而征<sub>レ</sub>之、征<sub>レ</sub>商自<sub>レ</sub>此賤大夫始<sub>レ</sub>矣。

〔讀方〕 古の市を爲す者は、其の有する所を以て、其の無き所の者に易ふ。有司の者之を治むるのみ。賤丈夫あり。必ず龍斷を求めて之に登り、以て左右に望みて市の利を罔せり。人皆以て賤しと爲す。故に従ひて之を征す。商を征するは此の賤丈夫より始まり。

〔字義〕 ○賤丈夫、心の賤しい男○罔、あみす、一凌にして取ること。

〔義解〕 昔の市といふのは、自分に澤山ある物と他に無いものとを交換し、役人があつて之を取締るだけのことであつた。然るに心の卑劣な男があり、必ず高い斷崖を探し求めて、之に登り左右を見廻して市の利をば、獨占して居た。それで多くの人々がこれを賤しめるところから市に於て税を課することにした。市場で税を課するといふことはこの賤丈夫から始まつたものである。」

孟子去<sub>レ</sub>齊宿<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>晝。

〔讀方〕 孟子齊を去りて晝に宿す。

〔字義〕 ○晝、齊の西南にある邑。

〔義解〕 孟子は齊を去つて晝に逗留した。

有<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>王留<sub>レ</sub>行者、坐<sub>レ</sub>而言、不<sub>レ</sub>應、隱<sub>レ</sub>几而臥。

〔讀方〕 王の爲に行を留めんと欲する者あり。坐して言ふ、應へず。几に隠りて臥す。

〔字義〕 隱、よる、憑りかゝる○几、臥つき。

〔義解〕 齊王の爲に孟子を引留めようとするものがあり、態々來て坐して孟子と話したが孟子は何の挨拶もせず、に臥つきによりかゝつたまま、寐入つてしまはれた。

客不<sub>レ</sub>悅曰、弟子齊宿而後敢言、夫子臥而不<sub>レ</sub>聽、請勿<sub>レ</sub>復敢見<sub>レ</sub>矣、曰坐、我明語<sub>レ</sub>子、昔者魯繆公、無<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>乎<sub>レ</sub>子思之側、則不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>安<sub>レ</sub>子思、泄柳申詳、無<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>乎<sub>レ</sub>繆公之側、則不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>安<sub>レ</sub>其身。

〔讀方〕 客悦ばずして曰く、弟子齊宿して後に敢て言ふ。夫子臥して聽かず、請勿復敢て見ゆること勿けん。と。曰く、坐せよ。我明かに子に語らん。昔者、魯の繆公、子思の側に人無ければ則ち子思を安ずる能はず、泄柳・申



詳・繆公の側に人無ければ則ち、其の身を安んずる能はず。

〔字義〕 ○齊宿、齊戒して一夜を過すこと ○繆公、魯の賢君、孟子より數十年前 ○子思、孔子の孫 ○泄柳、魯の賢人の申詳、孔子の弟子子張の子賢人。

〔義解〕 客は不満に思つて、「私は先生に御面會するが爲めに、齊戒して夜を明し敬意を表してまゐりまして御話を致しますのに、先生はおやすみになつてをられてお聞き下さらない。最早二度とは御面會致しますまい。」と言ふと、孟子は、「まあ坐りたまへ、私が明瞭に御話しよう。昔、魯の繆公は子思を非常に尊敬して近侍の人を常にその左右に祇候させてよく仕へた。若し左右に祇候の人が居ないと、子思を安心させることが出来ないやうに思つてゐた。泄柳や申詳などは、繆公の側に賢者がゐないと、自分が安心して居ることが出来ないやうに思つてゐた。」といふことである。

子爲<sub>ニ</sub>長者<sub>一</sub>慮<sub>リ</sub>、而不<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>子思<sub>一</sub>、子絶<sub>ニ</sub>長者<sub>一</sub>乎、長者絶<sub>レ</sub>子乎。

〔讀方〕 子、長者の爲に慮りて子思に及ばず。子長者を絶つか。長者子を絶つか。

〔義解〕 御身は私のために考慮してくれたといふけれども、繆公が子思を留め置いたやうに私の面目を立てゝくれないので、私は留めることは出来ないのである。それは御身が私を見棄てたのか、それとも、私が御身を見棄てたのであるか。」と。

孟子去<sub>レ</sub>齊、尹士語<sub>レ</sub>人曰、不<sub>レ</sub>識<sub>ニ</sub>王之不可<sub>一</sub>以爲<sub>ニ</sub>湯武<sub>一</sub>、則是不明也、識<sub>ニ</sub>其不可<sub>一</sub>、然

且<sub>ツ</sub>至<sub>ハ</sub>、則是干<sub>レ</sub>澤也、千里而見<sub>レ</sub>王、不<sub>レ</sub>遇<sub>レ</sub>故去<sub>、</sub>三宿而後出<sub>レ</sub>晝、是何濡<sub>レ</sub>滯也、士則茲<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>悅。

〔讀方〕 孟子齊を去る、尹士、人に語りて曰く、王の以て湯武たる可からざるを識らざるは則ち是れ不明なり。其の不可を識りて然も且つ至るは、則ち是れ澤を干むるなり。千里にして王に見え、遇せられざるが故に去る。三宿して後に晝を出づ。是れ何ぞ濡滯なる、士は則ち茲れ悦はずと。

〔字義〕 ○尹士、齊の人 ○干澤、干はもとむ、恩澤をもとめること ○濡滯、去ることの速かでないこと ○茲、是を以てといふこと。

〔義解〕 孟子が齊を去つた時、齊人尹士が、人に語つて曰く、「孟子は賢人であるといふことを聞いて居たが、齊王が湯武の様な賢君でないといふことを知らないのは、不明である。賢君でないといふことを知りつゝ來たとしたならば、それは恩澤を求めやうとした爲めである。千里の遠方から來て面會し、意見が合はないから去るといふのに、晝に三日も滞在してから出るといふことは、何といふぐずぐずな話だらう。私は甚だ不満足である。」と。

高子以告、曰、夫尹士惡<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>予哉、千里而見<sub>レ</sub>王、是予所<sub>レ</sub>欲也。不<sub>レ</sub>遇<sub>レ</sub>故去<sub>、</sub>豈予所<sub>レ</sub>欲哉。予不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>已也。予三宿而出<sub>レ</sub>晝、於<sub>ニ</sub>予心<sub>一</sub>猶以爲<sub>レ</sub>速、王庶幾改<sub>レ</sub>之、王如改<sub>レ</sub>諸則必反<sub>レ</sub>予。



〔讀方〕 高子以て告ぐ。曰く、夫の尹士惡んぞ予を知らんや。千里にして王に見ゆる是れ予が欲する所なり。遇はざるが故に去る、豈に予が欲する所ならんや。予已むを得ざればなり。予三宿して糞を出づるも予が心に於ては猶以て速かなりと爲す。王庶幾くは之を改めよ。王如し諸を改めば則ち必ず予を反さん。

〔字義〕 ○高子、齊の人に於て孟子の弟子

〔義解〕 高子が尹士の言を聞いて孟子に告げた。孟子は、「尹士などに何で吾々のことがわからうか、千里も遠い道を遙々と來て王にお目にかゝつたのは道を行ひたいが爲めであるが意志が合はないから去るといふことは望まない。然しながらこれも仕方のないことである。余は三日滞在して糞を出したが、余の考ではそれでも早過ぎたと思つた。どうかして王は改心されはしまいか、若し王にして改心されたならば、また余を呼び反すだらうと思はれたからである。」

夫出<sup>レ</sup>晝而王不<sup>ニ</sup>予追<sup>ハ</sup>也、予然後、浩然有<sup>ニ</sup>歸志、予雖<sup>レ</sup>然、豈舍<sup>レ</sup>王哉、王由足<sup>ニ</sup>用爲<sup>レ</sup>善、王如用<sup>レ</sup>予、則豈徒齊民安、天下之民舉安、王庶幾改<sup>レ</sup>之、予日望<sup>レ</sup>之。

〔讀方〕 夫れ晝を出でて、王予を追はず。予然後に浩然として歸志あり、予然りと雖も豈王を捨てんや、王由は用て善を爲るに足れり。王如し。予を用ひば、則ち豈に徒に齊の民安きのみならんや、天下の民舉安からん。王庶幾くば之を改めんことを、予日に之を望めり。

〔字義〕 ○浩然、水が流れて止めることの出來ないやうな意。

〔義解〕 それで、晝を出立したけれども、王は自分を呼戻されなかつたので、自分もそれから後は何の氣がかりもなかつたのである。然しながら自分から王を見合てるといふやうなことがあらうか。なほ、王は明君であつて、十分仁政を施し得る方である。王が若しも自分をお用ひになるならば、單に齊の人民が安らかであるばかりでなく天下の人民が皆安らかになるであらう。そこで、王がどうかして御心を改めて下さればよいがと毎日之を望んで居たのである。

予豈若<sup>ニ</sup>是小丈夫<sup>一</sup>然哉、諫<sup>ニ</sup>於其君<sup>一</sup>而不<sup>レ</sup>受、則怒悻悻然見<sup>ニ</sup>於其面<sup>一</sup>、去則窮<sup>ニ</sup>日之力<sup>一</sup>、而後宿哉。

〔讀方〕 予豈に是の小丈夫の若く然らんや、其の君を諫めて受けざれば、則ち怒ること悻悻然として其の面に見はれ、去れば則ち日の力を窮めて後宿せんやと。

〔字義〕 ○小丈夫、心の卑しい男○悻悻然、不平な様子。

〔義解〕 自分が如何でこの小丈夫のやうなことをしようか。小丈夫が君を諫めて受け入れられないといつて怒り、不平不満の色を顔にあらはし、國を去る時に當つては、終日行けるだけ行つて宿るといふやうなことをしようか。

尹士聞<sup>レ</sup>之曰、士誠小人也。

〔讀方〕 尹士之を聞きて曰く、士は誠に小人なりと。



〔義解〕 伊士が孟子の言葉を聞いて、「自分がそのやうな深意を知らずに推測したことは、甚だつまらない人間である。」と言つた。

孟子去<sup>ル</sup>齊<sup>ヲ</sup>、充<sup>ニ</sup>虞路<sup>ニヒテ</sup>問曰、夫子若<sup>ク</sup>有<sup>ル</sup>不<sup>レ</sup>豫<sup>色</sup>然、前日虞聞<sup>ク</sup>諸<sup>ヲ</sup>夫子、曰<sup>ク</sup>君子不<sup>レ</sup>怨<sup>天</sup>、不<sup>レ</sup>尤<sup>人</sup>。

〔讀方〕 孟子齊を去る。充虞路に問ひて曰く、「夫子不豫の色あるが若く然り、前日虞諸れを夫子に聞く、曰く、君子は天を怨みず、人を尤めずと。」

〔字義〕 ○不豫、豫はよろこぶ、よろこばぬこと。

〔義解〕 孟子が齊を去る時、途中で、充虞が問うて曰く、「先生には何となく、不愉快なやうな御様子がありますか、豫て先生より承はるに、君子は天命を知つてをりますから、たとひどの様なことがありましても、天を怨み、人を尤めるやうなことはないものであるといふことでありましたが、その言葉とはちがつてゐるやうに思はれますか。」と。

曰<sup>ク</sup>、彼<sup>モ</sup>一時也、此<sup>モ</sup>一時也。

〔讀方〕 曰く、彼も一時なり。此れも一時なり。

〔義解〕 孟子曰く、「前の話は平常のことなので、さういふ場合もあるが、今度のこととは天下の爲めのことである

から面白くないので、こんな場合もあるのである。

五<sup>ニシテ</sup>百<sup>ズリ</sup>年<sup>ニ</sup>必<sup>ズ</sup>有<sup>ル</sup>王<sup>者</sup>興<sup>ル</sup>、其<sup>ノ</sup>間<sup>ニ</sup>必<sup>ズ</sup>有<sup>ル</sup>名<sup>レ</sup>世<sup>者</sup>。

〔讀方〕 五百年にして必ず王者興ることあり。其の間必ず世に名ある者有らん。

〔字義〕 ○五百年、堯舜から殷の湯王まで、湯から周の武王までとをさす。

〔義解〕 凡そ五百年毎には必ず王者が出られたものである。その間には必ず、一世に名を爲す様な者が出るものである。

由<sup>レ</sup>周<sup>ニ</sup>而<sup>テ</sup>來<sup>ル</sup>、七<sup>百</sup>有<sup>餘</sup>歲<sup>矣</sup>、以<sup>テ</sup>其<sup>ノ</sup>數<sup>ヲ</sup>則<sup>チ</sup>過<sup>ス</sup>矣、以<sup>テ</sup>其<sup>ノ</sup>時<sup>ヲ</sup>考<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>則<sup>チ</sup>可<sup>ク</sup>矣。

〔讀方〕 周より而來七百有餘歳、其の數を以てせば、則ち過ぎたり。其の時を以て之を考ふれば、則ち可なり。

〔字義〕 ○周、文王武王の時をさす○數、五百年の期。

〔義解〕 周の文王武王から今日まで七百年であつた。五百年といふ年代から言へば過ぎてゐる様であるが、時期からいへば、王者が興るためには好時機である。

夫<sup>レ</sup>天<sup>未</sup>レ<sup>ダ</sup>欲<sup>セ</sup>平<sup>ニ</sup>治<sup>ス</sup>天<sup>下</sup>也、如<sup>シ</sup>欲<sup>セ</sup>平<sup>ニ</sup>治<sup>ス</sup>天<sup>下</sup>、當<sup>レ</sup>今<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>世<sup>ニ</sup>、舍<sup>レ</sup>我<sup>其</sup>誰<sup>也</sup>、吾<sup>何</sup>爲<sup>不</sup>豫<sup>哉</sup>。

〔讀方〕 夫れ天未だ天下を平治せんことを欲せざるなり。如し天下を平治せんと欲せば、當今の世我を令てて其



れ誰ぞ、吾何爲れぞ不豫せんや。

〔義解〕 夫れ天はまだ天下を平治しようとは思はないのであらう。如しも天下を平治しようと思ふならば、現代に於て自分を措いて他に誰があるか。道の行はれるのも行はれないのも皆天である。さう思へば、何も不愉快なことはない。」と。

孟子去レ齊居レ休、公孫丑問曰、仕而不レ受レ祿、古之道乎。

〔讀方〕 孟子齊を去りて休に居る。公孫丑問ひて曰く、仕へて祿を受けざるは、古の道かと。

〔義解〕 孟子が齊を去つて休に居つた時、門人公孫丑問うて曰く、先生は齊に仕へて卿となりつゝ、祿をお受けになられなかつたのは、古の道でありますか。」と。

曰非也、於レ崇吾得レ見レ王、退而有ニ去志、不レ欲レ變、故不レ受也。

〔讀方〕 曰く、非なり。崇に於て吾王に見ゆることを得たり。退きて去るの志有り、變ずるを欲せず、故に受けざるなり。

〔字義〕 ○崇、地名○王、齊王。

〔義解〕 孟子答へて曰く、「それは古の道ではない。自分は崇の地ではじめて齊王に面會しましたが、王は自分を用ゐることが出来ないといふことを知つて、既に齊を退き去らうといふ考があつた。その志を途中で變へようとは

思はないので、祿を受けなかつたのである。

繼而有ニ師命、不レ可ニ以テ請、久ニ於齊、非ニ我志也。

〔讀方〕 繼ぎて師命あり。以て請ふ可からず、齊に久しきは我が志に非ざるなりと。

〔字義〕 ○師命、師旅の事が起り戒嚴すること。戦争が起ること。

〔義解〕 引き続き戦争が起り、國家多事の時に當つて辭去するといふことも願ふことが出来ず、久しく齊に留まつてゐたが、それは自分の本意ではなかつたのである。

### 滕文公章句上

滕文公爲ニ世子、將ニ之レ楚、過レ宋而見ニ孟子。

〔讀方〕 滕の文公世子たり。將に楚に之かんとして、宋を過りて孟子に見ゆ。

〔字義〕 ○世子、世つぎの子○楚、昔の荆の國、○宋、殷の後に興つた國。

〔義解〕 滕の文公が世子であつた頃、楚に行かうとして宋の國を過ぎた時孟子に面會した。

孟子道ニ性善、言必稱ニ堯舜。



〔讀方〕 孟子性は善なりと道ふ。言へば必ず堯舜を稱す。

〔義解〕 孟子は人間天賦の性は善であると言ひ、言ふ毎に必ず堯舜を例證にした。

世子自楚反復見孟子、孟子曰、世子疑吾言乎、夫道一而已矣。

〔讀方〕 世子楚より反りて復孟子に見ゆ。孟子曰く世子吾が言を疑ふか、夫れ道は一のみ。

〔義解〕 世子が楚から戻る時復孟子に面會した。孟子曰く、「世子には私の言葉を疑ひなされますか。聖人に於ても凡人に於ても行ふべき道は一つであつて、正しく行へば聖人となり、正しく行はなければ凡人であるばかりである。」

成颯謂齊景公曰、彼丈夫也、吾丈夫也、吾何畏彼哉。顔淵曰、舜何人也、予何人也、有爲者亦如是、公明儀曰、文王我師也、周公豈欺我哉。

〔讀方〕 成颯齊の景公に謂ひて曰く、彼も丈夫なり我も丈夫なり、吾何ぞ彼を畏れんやと。顔淵曰く、舜何人ぞ、予何人ぞと。爲す有る者は亦是の若し。公明儀曰く、文王は我が師なりと。周公豈に我を欺かんや。

〔義解〕 成颯が齊の景公に申し上げて「彼の聖賢も一箇の男子、自分も一箇の男子、何も彼を畏れることはない。」と言ひ、顔淵は「舜は如何なる人であるか、矢張普通の人間である、自分は如何なる人であるか、矢張普通の人間であるに變りはない。その努力如何によつて舜の如くなれないといふわけではない。」と言ひ、公明儀は、「周公

は、常に、文王は我が師である、努めたならば文王だけのことは出来得るものであると言はれたが、實際周公は人を欺いて居らぬ。何人でも努力すれば文王たり得るものである。」と言つた。

今滕絶長補短、將五十里也、猶可爲善國、書曰、若藥不瞑眩、厥疾不瘳。

〔讀方〕 今、滕長を絶ちて短を補はば將に五十里ならんとす。猶ほ以て善國たる可し。書に曰く、若し藥瞑眩せずば、厥の疾瘳えずと。

〔字義〕 ○書、書經の説命篇○瞑眩、目がくらむこと○瘳、いゆ、瘳に同じ。

〔義解〕 今滕の國の長を絶ち、短を補ひ平均したならば五十里四方位はあるであらう。若し仁政を施したならば善國となることが出来る。書經説命篇に藥を服んでも目がくらむやうでなかつたならば、その疾がなほらないとあるが、政治に於ても、そのやうに、手厳しいものでなかつたならば善に復することは出来ないものである。」

滕定公薨、世子謂然友曰、昔者孟子嘗與我言於宋、於心終不忘、今也不幸至於大故、吾欲使子問於孟子、然後行事。

〔讀方〕 滕の定公薨す。世子然友に謂ひて曰く。昔者、孟子嘗て我と宋に言ふ。心に於て終に忘れず。今不幸にして大故に至る。吾子をして孟子に問はしめ、然る後に事を行はんと欲すと。

〔字義〕 ○定公、文公の父○世子、文公○然友、文公の傳役○大故、親の喪。



〔義解〕 膝の定公が薨ぜられた時、その世子文公が然友に謂はるゝには、「前日孟子と宋に於て面會して話をした時道を聞いたが、その事が、心に記して今日まで忘れない。今、不幸にして親の喪に出逢つたについては、御身は孟子の處へ行つて、其の禮を聞いて来てもらひ度い、それによつて喪禮の事を行はうと思ふ。」と。

然友之<sup>キテ</sup>鄒問<sup>ニ</sup>於孟子<sup>ニ</sup>、孟子曰<sup>ク</sup>、不<sup>ニ</sup>亦善<sup>ニ</sup>乎<sup>、</sup>親喪固所<sup>ニ</sup>自盡<sup>ニ</sup>也<sup>、</sup>曾子曰<sup>ク</sup>、生事<sup>レ</sup>之以<sup>レ</sup>禮<sup>、</sup>死葬<sup>レ</sup>之以<sup>レ</sup>禮<sup>、</sup>祭<sup>レ</sup>之以<sup>レ</sup>禮<sup>、</sup>可<sup>レ</sup>謂<sup>レ</sup>孝矣<sup>、</sup>諸侯之禮<sup>、</sup>吾未<sup>ニ</sup>之學<sup>ニ</sup>也<sup>、</sup>雖<sup>レ</sup>然<sup>、</sup>吾嘗聞<sup>レ</sup>之矣<sup>、</sup>三年之喪<sup>、</sup>齊疏之服<sup>、</sup>飭粥之食<sup>、</sup>自<sup>ニ</sup>天子<sup>ニ</sup>達<sup>ニ</sup>於庶人<sup>、</sup>三代之共<sup>レ</sup>之<sup>、</sup>

〔讀方〕 然友鄒に之きて孟子に問ふ。孟子曰く、亦善からずや、親の喪は固より自ら盡す所なり、曾子曰く、生には之に事ふるに禮を以てし、死すれば之を葬するに禮を以てし、之を祭るに禮を以てす、孝と謂ふ可しと。諸侯の禮は吾未だ之を學ばず、然りと雖も吾嘗て之を聞けり。三年の喪、齊疏の服、飭粥の食は、天子より庶人に達し、三代之を共にすと。

〔字義〕 ○鄒、孟子の郷國○祭、年回の祭○三年之喪、三年間の忌服、三年は二十五ヶ月○齊疏、忌中に着る服○飭粥、濃厚なのを飭、稀薄なのを粥、喪中に食べるもの○三代、夏殷周。

〔義解〕 然友は鄒へ行つて、孟子に尋ねると孟子曰く、「それは至極善いことで、親の喪は子としては出來得るだけのことを盡すべきである。曾子が、親が生きてゐる中は之に事へるに禮儀を以てし、死んだならば葬るのに禮儀を以てし、祭りをするのにも亦禮儀を以てし、終りまで禮儀を以てするのが孝といふべきである。」と言つてゐる。

が、諸侯の禮は、自分はまだ學んでゐないが、豫て聞き及んでゐる所では、三年の喪に服し、粗末な喪服を着け、二日の後始めて味の無い粥をすするといふことは、上は天子より下庶人に至るまで、夏殷周の三代を通じて同様である。」と。

然友反命<sup>ス</sup>、定爲<sup>ニ</sup>三年之喪<sup>、</sup>父兄百官皆不<sup>レ</sup>欲<sup>ク</sup>曰<sup>ク</sup>、吾宗國魯先君莫<sup>ニ</sup>之行<sup>、</sup>吾先君亦莫<sup>ニ</sup>之行<sup>也</sup>、至<sup>ニ</sup>於子之身<sup>、</sup>而反<sup>レ</sup>之不可<sup>、</sup>且志<sup>ク</sup>曰<sup>ク</sup>、喪祭從<sup>ニ</sup>先祖<sup>、</sup>曰<sup>ク</sup>吾有<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>受<sup>レ</sup>之<sup>也</sup>。

〔讀方〕 然友反命す。定めて三年の喪を爲す。父兄百官皆欲せずして曰く、吾が宗國魯の先君之を行ふこと莫く、吾が先君も亦之を行ふこと莫し。子の身に至りて之に反するは不可なり。且つ志に曰く、喪祭は先祖に従ふと。曰く、吾之を受くる所ありと。

〔字義〕 ○父兄、一族の老臣○百官、異姓の臣○宗國魯國をさす○志、記と同じ記録のこと。

〔義解〕 然友は歸國し、孟子の言を告げたので、遂に三年の喪を行ふことに議決した。然るに、一族の大夫から百官に至るまで皆反對して曰く、「吾が宗國魯ですら先君以來、三年の喪を行はれたものもなければ、吾が國の先君にも行はれたものがなかつた。それを、世子の時代になつて此の禮を變じ給ふことは不可である。その上、古の記録にも「喪祭は先祖の習慣に従ふべきものである」とある。といふのであつた。然るに文公は、「これは然るべき正しい處から得た説であるから。」と言つて、そのまゝ行はれた。

謂<sup>ニ</sup>然友<sup>曰</sup>、吾他日未<sup>ダ</sup>嘗<sup>テ</sup>學問<sup>、</sup>好馳<sup>レ</sup>馬試<sup>レ</sup>劍<sup>、</sup>今也父兄百官<sup>、</sup>不<sup>ニ</sup>我足<sup>ニ</sup>也<sup>、</sup>恐<sup>ク</sup>其



不能盡於大事、子爲我問孟子、然友復之、鄰問孟子、孟子曰、然不可以他求者也、孔子曰、君薨聽於冢宰、歌粥而深墨、卽位而哭、百官有司、莫敢不哀、先之也、上有好者、下必有甚焉者矣、君子之德風也、小人之德草也、草尙之風必偃、是在世子。

〔讀方〕 然友に謂ひて曰く、吾他日未だ嘗て學問せず。好みて馬を馳せ劍を試む、今や父兄百官我を足れりとせず、恐らくは其の大事を盡すこと能はざらんことを。子、我が爲めに孟子に問へと。然友復鄒に之きて孟子に問ふ。孟子曰く、然り、以て他に求む可からざる者なり。孔子曰く、君薨すれば、冢宰に聽き、粥を歌りて面深墨、位に卽きて哭す、百官有司敢て哀まざること莫し。之に先んずればなり。上好む者あれば、下必ず焉より甚だしき者有り。君子の徳は風なり、小人の徳は草なり。草之に風を尙ふれば必ず偃す、是れ世子に在りと。

〔字義〕 ○冢宰、上席にゐる家老○深墨、悲しみの色が面に表はれること○卽位、喪の位に就くこと。

〔義解〕 文公然友に謂はれるには、「自分は未だ嘗て學問をしたことはない。たゞ乗馬や擊劍などを好んでゐた。それを今、喪服を改めようとするのであるから父兄百官が、自分を憐らなく思つて反對するのであらうが、此の如き有様では、大事を成しとげることも覺束なく思ふから御身は自分のために今一度孟子を尋ねよ。」と。そこで然友はまた鄒の國に行つて孟子に尋ねた。孟子曰く、左様、これは他に求めることは出来ない。何處までも君自身に求

めなければならぬものである。孔子の言に、「君が薨せられた時は、總ての政治は上席の國老に任せ、粥をすゝり、瘦せ衰へた悲しみの顔をし、喪の位に卽いて哭泣の禮をすれば、大小の役人皆哀まぬものとはない。」といはれてあるが、それは國君たるものが、人民に先立つて哀まれるからである。何事によらず、上の好むことは下それにならつて、より一層好むやうになるものである。例へば君子の徳は風のやうなもので、小人の徳は草の様なものである。今、草に風が吹きつけるならば、風の方向次第で、或は右に或は左に、どちらへでも靡くものである。故に、父兄百官は、世子の行ひ給ふことによつて、如何様にもなるものである。」と。

然友反命、世子曰然、是誠在我也、五月居廬未命戒、百官族人可謂曰知、及至葬、四方來觀之、顔色之戚、哭泣之哀、弔者大悅。

〔讀方〕 然友反命す。世子曰く、然り、是れ誠に我に在りと。五月廬に居り、未だ命戒有らず、百官族人可として謂ひて曰く、知れりと。葬るに至るに及びて、四方來りて之を觀る、顔色の戚、哭泣の哀、弔する者大に悦ぶ。

〔字義〕 ○命戒、命令告戒○族人、父兄。

〔義解〕 然友が歸つて其の旨を告げると、世子が曰く、「それは全く自分が盡すにある。」と、五箇月の間、喪に居るものの住む草庵に居つて、命令告戒することがなかつたから、百官有司は皆世子は禮を知るものであるといつたが、葬式の時になると、四方から來て觀た人も、世子の悲痛な面持や、悲哀な哭泣を見て皆悦服したのであつた。

滕文公問爲國。



〔讀方〕 滕の文公、國を爲めんことを問ふ。

〔義解〕 滕の文公は孟子に國を治める方法をお尋ねになられた。

孟子曰、民事不可緩也、詩云、晝爾于茅、宵爾索綯、丞其乘屋、其始播百穀。

〔讀方〕 孟子曰く、民の事は緩くす可からず詩に云ふ。晝は爾于きて茅かれ。宵は爾索綯へ。丞かに其れ屋に乗ばれ、其れ始めて百穀を播きんと。

〔字義〕 ○民事、農家に於ける耕種の事○詩、詩經爾雅七月篇の語。

〔義解〕 孟子曰く、「農家の仕事は非常に多忙なものであつて緩慢にすることの出来ないものである。詩經に、「晝は汝は往つて茅を刈れ、夜は繩をなつて亟かに屋根に上つて修繕せよ、そのうちに百穀の種を蒔くべき時も來るのであるから油断してゐることが出来ない。」と。

民之爲道也、有恒産者有恒心、無恒産者、無恒心、苟無恒心、放僻邪侈無レ爲已、及陷乎罪、然後從而刑之、是罔民也、焉有仁人在位、罔民而可爲也。

〔讀方〕 民の道たるや、恒の産ある者は恒の心有あり、恒の産無き者は恒の心無し。苟も恒の心無ければ、放僻邪侈爲さざること無きのみ。罪に陥るに及びて、然る後に從ひて之を刑す、是れ民を罔するなり。焉んぞ仁人位に

在ること有りて、民を罔するを而も爲す可けんや。

〔義解〕 人民といふものは、一定の職業のあるものは、定まつた正しい心があるが、一定の職業のないものは、従つて一定の正しい心がないものである。正しい心がないと、我儘勝手な悪いといふ悪いことをするものであるが、それを一一刑罪にあてはめて罰するといふことは民を網で捕へるやうなものである。仁人が位にゐる以上、網で民を覆へ捕へる様なことをしてよいものであらうか。

是故、賢君必恭儉禮下、取於民有制。

〔讀方〕 是の故に賢君は必ず恭儉にして下を禮し、民に取るに制有り。

〔義解〕 是の故に、賢君は必ずへりくだり、儉約にし、臣下を以て待遇し、租税を取るにしても、制限をつけみだりに人民を苦しめないものである。

陽虎曰、爲富不仁矣、爲仁不富矣。

〔讀方〕 陽虎曰く、富を爲せば仁ならず。仁を爲せば富まずと。

〔字義〕 ○陽虎、魯の季氏の家臣、陽貨といふ。

〔義解〕 昔陽虎の言に、「金持になると人に對して無慈悲となり、慈悲があれば金持にはなれない。」とある。

夏后氏五十而貢、殷人七十而助、周人百畝而徹、其實皆什一也、徹者徹也、助者藉